

令和5年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 8 月 3 1 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 6 号

提案～付託

第 6 議案第 7 号～議案第 10 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	西森一博	6番	山崎文直
2番	都志今朝一	7番	百瀬輝和
3番	笹沼美保	8番	太田篤己
4番	三澤澄子	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原源次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康福祉課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	地域包括支援センター長	山崎一
教育長	清水閣成	子育て支援課長	武井香織
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正浩
地域づくり推進課長	高橋里江	観光森林課長	有賀仁志
会計管理者	城取晴美	建設水道課長	武井厚
財務課長	市川美保	教育次長	藤澤勇
住民環境課長	松澤さゆり	代表監査委員	加藤篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	宮澤文敏

会議のてんまつ

令和5年8月31日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

8月も終わりですが、まだまだ酷暑が続きます。健康には十分注意しましょう。

ただいまから、令和5年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、百瀬輝和議員、8番、太田篤己議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和5年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案10件です。請願・陳情は、陳情2件が提出されております。

会期は、本日8月31日から9月15日までの16日間とし、この間で9月1日から9月12日までは本会議を休会といたします。

また、最終日15日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月15日までの16日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和5年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り、開催できますことにお礼を申し上げます。

さて、今年は例年並みの梅雨入り、そして梅雨明けとなりました。8月に入りますと、太平洋高気圧に広く覆われたことにより、暑い日が続きました。2021年4月から運用を開始されました熱中症警戒アラート、こちらにつきましては7月17日を初日といたしまして、これ

まで13日間、長野県ではアラートが発表されております。昨年と比較いたしますと、昨年は7回でありましたので、ほぼ2倍という形となっております。今後も厳しい残暑が予想されておりますので、これまでも講じてまいりましたが、イベント等につきましては熱中症対策を引き続き講じながら進めてまいります。

また、来年2024年夏からは、熱中症特別警戒アラート、こちらの運用開始の準備が進んでおりますので、村としても運用開始に合わせて対応を進めてまいります。

また、全国における土砂災害の件数、こちらは既に昨年の795件を超えまして、7月末現在で830件となっております。直近10年の平均が年1,450件ほどとなっております。命、暮らし、そして緑を守る活動がより重要となっております。

このような状況の中、本村では4年ぶりに本格的に9月3日に総合防災訓練を実施いたします。新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したこともありまして、令和元年度以前の規模の訓練内容とし、村災害対策本部と各地区自主防災会との情報伝達訓練、避難者受入れ訓練、各地区の独自訓練として初期消火訓練、炊き出し訓練など、様々な訓練を地域住民と連携して実施をしてまいります。

その中で、災害時に最善の行動がとれる体制を整えるとともに、自らの命は自らが守るという意識の高揚、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、今後ですが、近年の台風や大雨等による災害が全国どこでも発生するおそれがあることを踏まえまして、風水害に対する独自訓練、こちらについても検討してまいりたいと考えております。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。災害対策については、一層気を引き締めてまいります。

さて、9月は決算議会でありますので、令和4年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で申し上げますが、決算の状況につきまして少し触れさせていただきます。

まずは歳出であります。新型コロナウイルス対策の給付金、対策事業等に加えて投資的経費、物件費の増などによりまして、令和3年度と比較いたしますと約7億円、率にして9.8%増の78億5,000万円ほどの決算規模となっております。

一方、歳入であります。繰入金・繰越金の増などによりまして、令和3年度と比較いたしますと約6億円、率にして7.5%増の87億2,000万円ほどの決算規模となっております。さらに内訳を申し上げますと、村税であります。前年度比1億3,000万円増の約23億2,600万円と、こちら令和3年度と比較いたしますと6%の増となっており、村税収入につきましては回復傾向が続いております。

次に地方交付税であります。普通交付税は税収が増えたこともありまして、前年度比5,000万円減の約19億円と、0.4%の減となっております。

財政状況でございます。

令和4年度の財政力指数は0.54で、前年度から0.02ポイントの減となっております。経常収支比率はこちら決算特別委員会でも詳細を申し上げますが、会計年度任用職員に関する費用計上の見直しを行ったことから、経常収支比率が84%と、前年度の64.8%から20%近い大幅増となっております。

また、健全化判断比率の四つの指標は公債費等の増加等により増加傾向にあります。い

ずれの数値も基準値以下となっております。

付け加えまして、こちら令和5年度の普通交付税であります。交付決定額は18億5,294万円となり、前年度の12月追加分を除いた額の18億5,838万円から約500万円、0.3%の微減となりましたことを御報告をいたします。

村の人口であります。

令和5年8月1日の人口は1万6,022人となり、昨年の同時期8月1日と比べまして、56人の増加となりました。令和5年1月から7月の社会増減は転入546人、転出530人で16人の増、自然増減は出生87人、死亡92人で5人の減となっております。令和4年の同時期の数字であります。140人の社会増、6人の自然減となっております。社会増減につきましては、昨年と比較いたしますと鈍化傾向というところでありまして、また、自然減も5人と6人でほぼ変化がありませんが、出生数、こちらにつきましては、昨年同時期80人だったのが87人へ増加をしておるところであります。

次に、地域づくり推進事業の状況であります。

県の地域発元気づくり支援金を活用した事業、スケートボードイベントRIDE ON TIME in 大芝高原を現在実施をしております。6月、7月は一般開放、8月はスクールと一般開放を実施し、延べ160人の参加がありました。また、7月には同県の補助金を利用いたしました音楽イベントみなみみのわ森の音楽祭を実施をいたしました。2日間で約250人の観客が訪れ、本格的なクラシックコンサートを楽しんでいただきました。日本のトップ奏者の方々に集まっていたいただき、観客の評判も上々でありましたので、来年以降も県の補助金を活用しながら実施をしてみたいと思います。

6月1日から結婚相談所ゆいサポ南みのわを開設をしております。相談状況であります。これまで6件のお見合いがありまして、そのうち3件が交際成立に至りました。いつでも相談できるようにしながら、今後も見守ってまいりたいと思います。

移住促進に関して、6月に松本市・駒ヶ根市・信濃町・富士見町と合同で愛知県で行われた移住セミナーに初めて参加をいたしまして、25組34人の参加があった中で、村では5組7名の相談を受けたところでありまして、実際、参加者のうち1名の方には村にお越しいただき、お試し住宅に宿泊をいただきました。印象といたしましては、やはりまだ南箕輪村を知らない方が多くいらっしゃるというところでありまして。

8月8日から9日にかけて、上伊那地域連合主催のかみいな就活ラボがあり、過去最多の41社の企業、学生は村出身の4名を含めまして49人の参加がありました。一日目は企業の人事担当者や若手職員との懇談を行いまして、二日目は実際に企業見学を行い、上伊那地域での就活を考える若者と企業を結びつけることに貢献をしていると感じております。

空き家関連であります。8月11日に伊那地域定住自立圏主催で空き家総合相談会を実施いたしました。村の空き家3件を含め、13件の相談がありました。具体的な相談になったことによりまして、次の展開に進めそうな案件もあり、空き家バンクの登録にもつなげてまいります。

長野県男女共同参画センター主催の男女共同参画セミナー、アニメ作品の中のジェンダーが6月3日に村民センターで開催をされました。ジェンダーの視点から、アニメの中の子供たちがどのように描かれているかを学ぶことができました。

次に、福祉関係であります。

新型コロナウイルスワクチン接種について、現在65歳以上など、重症化リスクが高い方を対象に、令和5年春開始接種を実施しております。9月20日からは、生後6か月以上の初回接種を終えた全ての方を対象に秋開始接種が始まります。接種勧奨の対象は65歳以上の方と基礎疾患を有する方になり、そのほか一般の方については努力義務は課されません。接種による中長期的な人体への影響、また、追加接種による人体への影響については、今現在も明らかになっておりません。よって、接種については自身でも情報を収集し、慎重に検討の上判断していただければと思います。

手続といたしまして、前回接種日の早い順に接種券を発送するよう準備を進めております。今後も医療機関、医療従事者に御協力をいただき、接種体制を整えてまいります。

長野県価格高騰特別対策支援金について、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計への負担増を踏まえまして、特に負担が大きいと考えられる低所得世帯に、長野県価格高騰特別対策支援金として1世帯当たり2万円の給付を実施いたします。対象は令和5年度住民税所得割非課税世帯とし、システム改修等準備が整い次第、9月下旬に通知発送、初回振込み10月下旬のスケジュールで進めております。必要な費用を今議会の補正予算に計上させていただきますので、御審議をお願いいたします。

次に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障がい者福祉計画の策定についてであります。

今年度は第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第7期の障がい者福祉計画等について、令和6年度から令和8年度の3年間にわたる計画を策定する年度となっております。村議会をはじめ、区長会の代表者や医療・介護・福祉・教育等の各分野の関係者の皆様を委員といたしました福祉計画策定懇話会を設置し、7月に第1回目の懇話会を開催いたしました。これら計画書は令和6年2月の完成を目指しております。

次に、福祉灯油券交付事業についてであります。

福祉灯油券交付事業は、冬期間の経済的負担軽減のため、高齢者・障がい者等のいる住民税非課税世帯を対象に灯油の購入に使える券を交付するものですが、今年度においては燃料費、御存じのとおり既に高騰しておりますので、実施する方向で補正予算に計上いたしました。また、暖房に灯油を使用しない家庭も増えていることから、昨年度と同様にガソリンや軽油の購入にも使用できる形として進めてまいります。こちらも議会全員協議会で詳細を御説明申し上げますので、御審議をお願いいたします。

次に、産業課関係であります。

6月議会で御同意をいただきました新しい農業委員、そして農業委員会長が委嘱した農地利用最適化推進委員については、7月20日に第1回の総会が開かれ、唐澤喜廣委員が会長に就任されました。8月18日から早速農地パトロールを実施しており、村の農業を守るべく尽力をいただいております。

農政関連でございますが、先日の台風については、幸いなことに大きな被害はありませんでしたが、一方、猛暑による高温、少雨によりリンゴの実が小玉傾向であること、また米の胴割れ、野菜の害虫発生が多さなどが心配をされているところであります。

また、現在申請受付中であります農業者燃油燃料高騰対策補助金につきましては、8月18日現在、交付決定が23件、約12%の農業者から申請があったところであります。10月末までが申請期限となっておりますので、まだまだ申請件数が少ないと捉えておりますので、農業者への周知を図ってまいります。

金芽米風の村米だよりにつきましては、7月6日に南箕輪村・J A・東洋ライスの3者による包括連携協定を結びました。今後、三者連携によるマタニティプロジェクトを11月から実施できるよう調整しております。

また、8月2日には大阪府の泉大津市と農業連携協定を結びました。今後、令和5年度産の金芽米風の村米だより10トンが泉大津市の小中学校の給食で使用していただくこととなります。

商工関連事業でございますが、前回の補正予算でお認めをいただきました地方創生臨時交付金による電気・ガス料金高騰対策応援商品券事業につきましては、9月中旬に村民一人当たり3,000円の商品券を郵送する段取りで、現在準備を進めております。また、使用期限は12月31日といたしました。商工会のお楽しみ事業である大抽せん会とも連携を取りながら、いろいろな形で周知してまいりたいと思います。

次に、大芝高原関連であります。

第38回大芝高原まつりは代表者会議や実行委員会を例年より多く開催し、開催に向けて準備をしてまいりました。4年ぶりでありますので、慣れないところがあり細かな点では課題がありましたが、大きなトラブルや熱中症での救急搬送もなく、無事に開催することができました。花火大会前には急な雷雨に見舞われ、一時どうしようかと混乱をいたしました。すぐに情報を集めまして雨雲レーダー等を確認したところ、実施できると見込みまして、30分時間を遅らせて実施をしたところであります。

次年度に向けまして反省点等を洗い出しながら、大会本部の在り方を含め、実施方法、運営主体等を検討してまいりたいと考えております。

森林関係につきましては、村内の松枯れが拡大する中、県の新たな補助事業を見据えまして、枯損木の撤去に向けた事業費の追加を今議会に補正予算として計上させていただきます。こちらが議会全員協議会で詳細を御説明申し上げますので、御審議をお願いいたします。

道の駅や大芝の湯関連等、開発公社の経営状況であります。大芝の湯や味工房の4月から7月の売上げにつきましては、昨年と同時期と比較いたしまして、1割から2割の増と順調に推移をしております。特にコテージを中心にキャンプ関連が好調でありまして、こちらは前年度比7割増となっております。トータルの数字で申し上げますと、昨年と比較いたしまして売上げが1,650万円ほど増加をしております。対して、仕入れや販管費等経費については、460万円ほどの増加に抑えることができております。

しかしながら、ありとあらゆるものの値上げが続いております。また、これから秋、特に冬になりますと光熱費等の上昇や利用者の減少が見込まれます。9月1日からは味工房の休業日を今までの木曜日から水曜日に変更させていただき、利便性と売上げの向上につなげてまいります。

次に、建設工事関係であります。

建設工事関係の上半期の進捗状況は、地区計画事業を中心に約55%が発注済みとなっております。今後は農繁期の終了時期に合わせまして水路改修工事等を発注するとともに、南殿の黒川護岸改修工事を実施してまいります。

また、国庫補助事業では、継続事業であります久保・中込の村道1098号線歩道設置工事、沢尻の村道10号線舗装修繕工事のほか、村民体育館前の桜香丘歩道橋の定期点検が発注済みでありまして、また今後は、南原の中央道中の原橋の定期点検を予定しておるところであります。

ます。

県の事業関係につきましては、大清水川と県道の交差部の改良、国道153号塩ノ井の歩道設置、北殿駅南側県道の歩道設置、国道361号南原の歩道設置のそれぞれの事業について、現在順調に進んでいる状況であります。引き続き、早期完成を要望してまいります。

上下水道関係につきましては、上水道では田畑の国道153号舗装本復旧工事と第一配水池緊急遮断弁制御盤修繕工事を進めており、令和4年度からの繰越事業であります村道2217号線配水管布設工事については、関係機関と工事発注に向けた協議を進めております。今後は、老朽管の更新工事等を計画的に進めてまいる予定です。

また、下水道ではストックマネジメント計画に基づく浄化センター機械設備及びマンホールポンプの改築更新や総合地震対策計画に基づく幹線となるマンホール継手部の耐震設計、住宅新築等に伴う管渠及び公共ますの整備を進めています。

続いて、学校関係であります。

小中学校では夏休みも終わり、2学期が始まりました。2学期は小中学校においても音楽会、若竹祭など様々な行事が計画をされております。教育委員会関係最大の施設整備事業であります学校給食センター建設事業についてでございますが、当初2学期からの稼働を予定しておりましたが、先の議会臨時会でお認めいただきましたとおり、工期を11月末まで延長することとしております。令和6年度4月からは、新しい給食センターで調理した給食を児童・生徒の皆様へ提供できるよう、準備を進めております。

社会教育・公民館関係でございますが、行事や講座等、コロナ禍前のような活動が戻ってきた、そういった状況であります。人権講演会、子どもの育ちを考えるフォーラムについては、村民センターを会場として実施をいたしました。村民文化祭につきましても、今後開催に向けて関係団体と協議を重ねてまいります。

さて、令和5年度も5か月が経過し、これから後半に入っております。住民の安全・安心のため、そしていつまでも幸せに暮らせる村づくりを目指し、職員の力を結集して事業の推進を図ってまいりますので、議員各位の御理解・御協力をお願いいたします。

本定例会に提出をいたしました案件は、議案10件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年5月分から令和5年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、議案第1号「令和4年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第2号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第3号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第4号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第5号「令和4年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第6号「令和4年

度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号から議案第6号までは、令和4年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、令和4年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては決算特別委員会の際、担当課長及び担当係長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、認定をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（原 源次） 一般会計及び特別会計の決算概要について、説明を求めます。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、議案第1号から第4号までの令和4年度一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます黄緑色の薄い冊子、決算調書を御覧ください。

表紙、目次をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。こちらを読み上げまして、説明とさせていただきます。なお、この調書に示してございます数値ですが、それぞれの表、明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で末尾一桁の数字が一致しない箇所がございますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず1の一般会計から御説明申し上げます。

令和4年度当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症から住民の安全・安心の確保と地域経済の回復に取り組みつつ、学校給食センター整備などの施設の計画更新や南部小学校雨水排水対策や村道10号線交差点改良などの道路整備、ICT環境整備、温室効果ガス削減に向けて、役場庁舎や村民センター等の公共施設の照明設備LED化事業や住民税非課税世帯への給付金、事業者への支援金等の支給、高校生以下医療費無料化などを盛り込みまして、当初予算の規模は過去最大となり、前年度比3億6,000万円増の66億円となりました。

また、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金等により、ワクチン接種をはじめとした感染防止対策を実施し、最終予算額は令和3年度からの繰越しを含めまして、88億2,289万7,000円となりました。

歳入決算総額は、前年度対比7.5%増の87億2,168万3,000円となり、歳出決算総額は前年度対比9.8%増の78億4,563万円となりました。この結果、歳入歳出差引残高は8億7,605万3,000円となりました。

次に、歳入でございます。

村税収入は、前年度対比6.0%増の23億2,573万1,000円となり、村税が歳入総額に占める割合は、前年度対比0.34ポイント減の26.6%となりました。

村税のうち個人村民税は、前年度対比3.0%増の8億3,042万円となりました。法人村民税

は、前年度対比19.4%増の1億9,918万9,000円となりました。固定資産税は、前年度対比5.4%増の10億7,224万7,000円で、村税収入全体の46.1%を占めました。

軽自動車税は、前年度対比7.8%増の7,343万3,000円、村たばこ税は前年度対比7.4%増の1億2,154万1,000円、入湯税につきましては、前年度対比19.7%増の2,890万1,000円となりました。

おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

村民税ほか村税全体の徴収率ですが、現年度分は99.6%で前年度と同率となり、滞納繰越分は24.7%で、前年度対比14.4ポイントの減、全体では98.4%となり、前年度対比0.6ポイントの増となりました。

ほかに、主な歳入としまして、地方交付税は前年度対比0.4%減の21億2,300万2,000円となりました。新型コロナウイルス感染症関連の給付金等が含まれました国庫支出金は、前年度対比19.4%減の10億1,314万9,000円となりました。

ふるさと納税につきましては、前年度対比48.1%増の3億195万円、企業版ふるさと納税は、前年度対比80.0%増の100万円となりました。

次に、歳出でございます。

歳出は、教育費が前年度対比で100.5%の増と最も増加率が大きく、次いで農林水産業費が38.2%の増となりました。これらの要因としましては、教育費は学校給食センター建設工事、南箕輪小学校トイレ改修工事、村公民館トイレ改修工事、村民センターエレベーター改修工事、南部小学校雨水排水工事等と給食費の補助金等によるものでございます。

農林水産業費は、味工房のジェラートフリーザー更新工事や味工房施設LED化工事、飼料高騰対策支援事業交付金等によるものでございます。

一方、減少した費目としましては、災害復旧費が皆減、次いで消防費が前年度対比46.1ポイントの減。次いで、民生費が前年度対比で6.9ポイントの減となりました。これらの要因としましては、災害復旧費は令和4年度には大きな災害がなかったこと、消防費につきましては、令和3年度には防災研修センターの建設工事があったことによるもの、民生費につきましては、令和3年度に非課税世帯臨時特別給付金等があったことによるものでございます。

なお、歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この決算調書の14ページから16ページに特別会計も合わせまして款別決算比較表をお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、(3)の村債でございます。

村債につきましては、補正予算債1億910万円等を借入れを行いまして、これまでの起債元金4億7,761万7,000円を償還をいたしました。この結果、年度末残高は56億8,568万9,000円となり、前年度末より7,458万3,000円の減となりました。村債の詳細につきましては、この調書の45ページから51ページに村債の内訳を示してございますので、後ほど御覧ください。

隣にお進みいただきまして、3ページを御覧ください。

次に、(4)の基金でございます。

基金につきましては、キャリア教育推進等の財源として、人づくり基金363万1,000円、学校給食センター整備事業の財源として、学校施設整備基金3億5,467万4,000円。新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金893万9,000円を取崩しをいたしました。新たに財政調整基金3億4,156万7,000円の積立てを行いました。また、基金の利息分につきましても、積

立てを行いました。

基金の状況につきましては、この調書の31ページから43ページに基金の明細としてお示し
してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、(5)の主要事業でございます。

新型コロナウイルス関連事業、ソフト事業、ハード事業を分野ごとにお示ししてございま
すので、こちらも後ほど御覧ください。

それではお進みいただいて、6ページを御覧ください。

次に、(6)の繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、役場庁舎照明LED化工事、村道1098号線道路改良工事、学
校給食センター建設工事管理委託料、学校給食センター整備事業の計4事業、8,189万5,000
円が翌年度への繰越しとなっております。

次に、(7)の継続費でございます。

学校給食センター建設工事の令和4年度予算計上額5億599万1,000円が、翌年度に逡次繰
越しとなっております。

一般会計につきましては、以上でございます。

お進みいただきまして、7ページを御覧ください。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず2番、介護保険事業特別会計でございます。

介護保険事業特別会計の歳入決算額は、前年度対比0.6%増の10億9,945万5,000円となり
ました。主なものは保険料で、2億4,137万6,000円、国庫支出金2億3,978万円、支払基金
交付金2億6,336万2,000円、県支出金1億4,050万8,000円、繰入金1億4,186万8,000円とな
りました。

徴収率ですが、現年度分99.6%、滞納繰越分は11.2%、全体では98.7%で、前年度対比
0.1%の減となっております。

歳出決算額は、前年度対比1.7%減の10億649万2,000円となりました。うち、保険給付費
が前年度対比3.5%減の9億3,316万円で歳出の92.7%を占め、地域支援事業費は、前年度対
比13.6%増の3,711万5,000円となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は、前年度比2,387万9,000円増の9,296万3,000円となりまし
た。年度末の第1号被保険者数は3,786人で、前年度末対比15人の増となりました。

次に3、国民健康保険事業特別会計でございます。

こちらの歳入決算額は、前年度対比8.4%増の12億7,231万2,000円となりました。歳入の
基本となる保険税は、前年度対比6.6%減の2億5,908万5,000円となりました。保険税以外
の主な収入は県の支出金で、前年度対比12.4%増の9億538万6,000円となりました。繰入金
につきましては、前年度対比3.2%増の7,774万5,000円となりました。

徴収率ですが、現年度分97.6%、滞納繰越分は20.3%、全体では、前年度対比0.1ポイン
ト減の88.7%となりました。また、応能・応益の比率は52対48となっております。

歳出決算額は、前年度対比8.7%増の12億5,743万7,000円となりました。保険給付費は、
前年度対比12.3%増の8億8,880万2,000円で、歳出総額の70.7%を占めました。

年度末の被保険者数でございますが、2,609人となりまして、前年度対比165人の減、加入
世帯数は1,716世帯で、前年度対比63世帯の減となっております。

おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。

次に4、後期高齢者医療特別会計でございます。

こちらの歳入決算額は、前年度対比2.6%増の1億5,345万4,000円となりました。こちらの主な収入は保険料となりまして、前年度対比5.0%の増の1億2,278万1,000円となりました。徴収率ですが、現年度分99.6%、滞納繰越分85.7%、全体では前年度対比0.3ポイント減の99.6%となりました。

歳出決算額ですが、前年度対比2.4%増の1億5,303万2,000円となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度対比2.4%増の1億5,248万3,000円で、歳出の99.6%を占めました。この結果、歳入歳出差引残高は42万2,000円となりまして、前年度対比20万9,000円の増となりました。

年度末の被保険者数ですが、2,079人で、前年度対比65人の増となりました。

以上が、令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

お配りしてございます決算書、主要施策成果説明書及び決算添付書類等の詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、決算添付書類につきましては、決算統計の作成ルールに基づきまして作成がされておりますので、性質の区分の違い等によりまして、決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、併せて決算特別委員会の際に御説明申し上げます。

以上で、一般会計及び特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（原 源次） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第5号「令和4年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」及び、議案第6号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」、一括で概要説明を申し上げます。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類を御覧ください。

初めに、水道事業会計からお願いいたします。62ページの令和4年度南箕輪村水道事業報告書であります。

1、概況の（1）総括事項、イ、一般事項でございます。

令和4年度の年間総配水量は約168万1,000トン进行配水し、前年度に比べ約8万2,000トンの減少となりました。これは、配水管等からの大規模な漏水が少なかったことと、老朽管の布設替工事などによるものが主でありまして、有収水量は約140万3,000トン、前年度に比べ約5,000トンの増加となりました。これは、給水人口の増加と社会経済活動の正常化に伴う小規模の工場と事業所への給水が増加傾向にあるものであります。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約145万5,000トンで、前年度に比べ約12万2,000トンの減少となりましたが、自己水源である大泉川の表流水から安定して取水ができたものと考えられます。

資本投資の事業は、令和3年度からの繰越事業であった国道153号配水管布設工事と久保地区配水管布設替工事のほか、水道情報管理システムの施設台帳データ作成業務及びハードウェア更新業務、第一配水池緊急遮断弁装置修繕工事、神子柴地区西天竜幹線水路架管工事などを実施いたしました。

また、村道2217号線配水管布設工事であります。関係機関と道路占用協議に時間を要しておりまして、協議が整い次第着手できるよう、令和5年度への繰越事業としたところであります。

次に口、決算の状況でございます。

令和4年度は、水道事業収益2億6,416万291円に対し、水道事業費用2億4,707万4,141円、差し引き1,708万6,150円の純利益となりました。水道事業収益の内訳は、営業収益2億3,427万2,443円、営業外収益2,988万7,848円となり、営業収益の主な財源である給水収益は2億3,235万4,920円で、前年度と比較して177万9,097円、0.8%の減収となりました。

これは、給水人口が増え、一般家庭の使用量は増加しておりますが、従量料金単価が高い大口の利用者、事業所等の使用量が減少したことと、利用者側の漏水件数が増加したことによるものでございます。

営業外収益の主な財源は長期前受金戻入で2,708万5,886円となり、前年度と比較して139万3,638円、4.9%の減収、雑収益は250万2,667円となり、前年度と比較して128万8,579円、106.1%の増収となりました。

水道事業費用の内訳は、営業費用が原水及び浄水費で8,662万3,884円、配水及び給水費1,903万8,629円、総係費5,818万2,691円、減価償却費8,028万5,596円、資産減耗費122万5,000円となり、営業外費用は支払利息が162万8,341円、雑支出9万円でありました。特別損失はありません。予備費の執行もありませんでした。

資本的収支は総収入額882万4,528円、総支出額7,231万9,956円で、差引不足額6,349万5,428円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額485万9,337円と、過年度損益勘定留保資金の5,863万6,091円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数の資金不足比率はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業でございます。

76ページをお開きください。

令和4年度南箕輪村下水道事業会計事業報告書でございます。

1、概況の(1)総括事項であります。本村の下水道事業につきましては、平成3年度から積極的な整備に努めておりまして、現在では、南箕輪村第5次総合計画の基本目標の一つであります住みやすい環境づくりを進める村を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止・保全を視野に入れ、投資的なインフラ整備から、維持管理及び地震対策を柱に事業を展開してまいりました。今後は、浄化センター及び管渠の維持管理費用や改築更新投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

また、下水道施設については、ストックマネジメント計画に沿った修繕・改築及び総合地震対策計画に沿った管路の耐震改修に努め、より一層、健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況でございます。

排水区域内面積857ヘクタール、処理区域内人口1万5,747人、下水道整備率98.4%となり、前年度と比べ、処理区域内人口は132人増加をいたしました。下水道接続人口は1万4,716人、接続率は93.5%となり、前年度と比べ、下水道接続人口は155人の増加、接続率は0.2%の増加となっております。また、有収水量は154万7,601立方メートルで、前年度と比べ1万

6,104立方メートル増加となっております。

公共下水道の建設改良の状況でございますが、建設改良工事のうち、新たな宅地造成等に伴う管渠布設工事など、下水管布設延長は449メートルの増加となりまして、下水道管の総延長につきましては161.1キロメートルとなっております。

施設改良工事については国庫補助金を活用し、ストックマネジメント計画に基づく修繕及び改築として、マンホールポンプ場のポンプ更新工事、マンホール継手耐震改修工事等を実施し、これらの費用として、建設改良事業費1億135万9,400円を設備投資いたしました。

会計及び経理でございます。

収益的収支は、収入5億5,902万6,329円に対し、支出5億4,491万441円、差引き1,411万5,885円の純利益となり、これに前年度繰越欠損金2億6,820万5,612円を加えると、当年度未処理欠損金の額は2億5,408万9,727円となりました。

下水道事業収益の内訳として、営業収益2億8,161万5,585円、営業外収益2億7,741万744円となり、営業収益の主な財源は、下水道使用料で2億8,016万6,092円、前年度と比較して419万3,128円、1.5%の増収となりました。

営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、9,630万2,000円となりました。

対しまして、下水道事業費用の内訳は、営業費用が管渠費687万9,511円、処理場費7,808万540円、総係費2,591万3,618円、減価償却費3億5,786万6,825円となり、営業外費用は支払利息7,616万9,950円となっております。

資本的収支は、総収入額3億9,145万3,650円に対し、総支出額は5億2,920万2,543円で、差引不足額1億3,774万8,893円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万1,123円と、当年度損益勘定留保資金1億3,147万7,770円で補填をいたしました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数の資金不足比率はゼロとなっております。

以上で、議案第5号及び議案第6号の概要説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 以上で、議案第1号から議案第6号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

加藤代表監査委員。

代表監査委員（加藤 篤） それでは、令和4年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の令和4年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書を御覧ください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。

1ページを御覧ください。

まず、審査の概要ですが、（1）のとおり、令和4年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月18日から26日までの間で6日間をかけ実施をし、8月4日、10日にまとめをいたしました。その方法につきましては、村長から提出された関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、（3）の①から④について、会計管理者及び各課長・係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年11月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事事業の実施状況について、現地調査も

併せて行いました。

また、財政援助団体等に対する審査として、8月4日に南箕輪村商工会に対する審査を実施しました。審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、付属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理をされたものと認定いたしました。

また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定いたしました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比をしながら表にし、意見を記載してあります。決算数値等については先ほど会計管理者並びに建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただき、後ほど御覧ください。

17ページを御覧ください。

現地調査につきましては、記載の12か所を実査しました。おおむね適正に処理されておりました。

次に、財政援助団体等における審査であります。決算審査に合わせ、南箕輪村商工会の審査を実施しました。対象は、南箕輪村商工会に支出した中小企業出展商談事業補助金、商工業事業補助金、商工業活性化補助金、小規模事業者支援補助金についてであります。記載のとおり、収支につきましては監事の監査を受け、また外部の会計事務所にも指導を受けており、会計諸帳簿、証拠書類とも適正に処理されておりました。内容についても、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。

監査委員の総括意見として、18ページを御覧ください。

資金運用はおおむね良好であったと判断します。村税、保険料・税、使用料、負担金等の収入未済額については、一般会計・特別会計では減少し、公営企業会計の水道使用料は増加、下水道使用料は減少し、下水道受益者負担金は増加しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたいと思います。

また、不納欠損額については、一般会計・特別会計では大幅に減少しましたが、公営企業会計は増加しました。公平性の観点からも、不納欠損に至らぬよう滞納額の減少、徴収率の向上等、事前の対策を立てて実行していただきたいと思います。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では、引き続き健全財政の確保に努めていただきたいと思います。

各種契約事務についてはおおむね良好であると判断しましたが、長期継続契約については、条例制定からかなり期間経過していることや行政の多様化、複雑化などにより、見直しについて検討をしていただきたいと思います。

昨年度も、新型コロナウイルス感染症対応などにより職員の事務量が増加し、厳しい労働環境であったと推察しますが、業務内容の見直し、繁忙期の応援体制など働き方改革に努め、職員の健康管理を図られたいと考えます。

補助金・交付金を活用した事業についてはおおむね良好でありましたが、事業の効率化、妥当性等については、一層の検証をお願いします。

各事業の実施に当たり、関係法令、財務規則等により適正な執行を行うことはもちろんですが、効率的な執行ができるよう、地方自治法等の一部を改正する法律で求められている内部統制体制の整備を参考にリスク評価制度を取り入れるなど、一層検討されることを

願います。

19ページ以降の監査委員意見については、各課とヒアリングした中での意見でございます。

まず、村長公用車の運用についてですが、村長の公務の移動については公用車を使用しております。安全性の面から専門の技術を持つ運転手が運行しており、妥当と思われませんが、村長の通勤について、万が一、運転中に人身事故を起こした場合等、リスク回避のため、通勤においても村長車を使用するなどの配慮を検討されたいと考えます。

第5次総合計画について、令和7年度に設定されている将来目標値の早期達成や、未達成項目が村づくりに及ぼす影響評価などを今後されていくことが望ましいと考えます。

地方公共交通の見直しについて、交通弱者に重点が行き過ぎていて、勤労者等に目線がいないように思われます。バスの運行時間設定を見直すなど今後検討され、利用者数の増加を含め、改善されることを期待しております。また、費用対効果の出る対策も併せて検討されたいと考えます。

税徴収における臨戸訪問について、徴収対策に関わる臨戸訪問は、電話や催告書だけの通知と比較して未納者と直接会うことができるなど、時間はかかりますが、非常に効果があるものと考えられます。個人情報を取り扱っているため、外部に持ち出す際にはその情報管理を十分行うとともに、現金を徴収された場合、紛失しないよう現金の取扱いにも十分注意し、訪問記録簿の確認、車のドライブレコーダー等のチェックを行うなど、管理監督を徹底するよう検討されたいと考えます。介護保険料徴収事務について職員数が限られている中、また、業務の多様化で大変ではありますが、臨戸訪問は現在できていない状況ということでもあります。体制等を考え、徴収業務を進めてもらいたいと考えます。

老人介護予防げんきアップくらぶについて、地域の中で重要な位置づけになっていると考えられます。利用人数が減少する中で、今後、内容の工夫も検討していただきたいと考えます。

ファミリーサポート事業について、協力会員の養成講座の実施は引き続きお願いするとともに、講座のみだけでなく、会員になるための資格審査を行うなどしていただき、併せて、定期的にスキルアップ講座を実施するなどの検討をしていただきたいと考えます。

補助金交付後の確認について、多くの団体への補助交付を行っておりますが、各団体の監査は団体ごとそれぞれ行っていると推察できます。全国では昨今、団体会計について現金・預金を着服するなどのケースが見受けられます。村としても、何らかの方法で適切に使用されているかどうかの確認が取れるよう取り組んでいただきたいと考えます。

松くい虫対策について、予算も限られている中で苦慮されていると思いますが、大芝高原は観光資源でとても重要な場所でもあります。景観上、また、安全性の面からも、被害木の処理については通路側を重点的に行うなど、計画的に実施していただきたいと考えます。

大芝高原の間伐材の利活用について、小さいお子さんを育てる環境や子供の成長のために、有害物質が含まれない木製品や玩具は人気がとても高いと思われれます。現在ある食育箸、ままごとキッチン、積み木セットのほか、大芝高原の間伐材を使用して商品開発を行い、ふるさと納税の返礼品や販売などに活用できるよう検討されたいと考えます。

大芝荘の利活用について、休業状態で現在活用されていない建物であるため、できるだけ早く活用が見つけられるよう、検討に入っていただきたいと考えます。

部活動指導員の採用について、指導資格には体罰、パワハラは駄目というのがベースにあ

ります。採用するに当たって採用要件に明示を行うなど、十分注意していただくよう取り組まれましたと考えます。

第3次スポーツ推進計画について計画の策定を進める中で、身体障がい者のスポーツ支援として、教育委員会としても補助・支援を検討されたいと考えます。

スクールバスについて、通常の運行のほか、保育園でも使用する場合があるとお聞きしました。置き去り防止装置の設置については努力義務でもありますが、設置について検討されたいと考えます。

最後になりますが、23ページをお開きください。

令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。

審査の対象、審査の期日、審査の手続は記載のとおりであります。健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されておりました。また、24ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足比率とこの算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されていると認められました。

以上が報告の内容でございます。

以上で審査報告を終わります。

議長（原 源次） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までにつきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、令和2年1月14日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されていますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には山崎文直議員、副委員長には笹沼美保議員を指名します。

ただいまから、10時30分まで休憩とします。

休憩 午前 10時17分

再開 午前 10時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第7号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、長野県価格高騰特別対策支援事業及び長野県子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴うもの、また、6月に発生をいたしました豪雨に伴う災害復旧工事費等の補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,020万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,689万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

予算書の14ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、0201一般管理事務、8節旅費、02費用弁償で、会計年度任用職員通勤費8万8,000円です。4月に採用した2名の障がい者雇用の職員が継続勤務可能となり、このたび、通勤費の補正をお願いするものです。

18節負担金、補助及び交付金の02補助金、箕輪進修高等学校100周年記念事業補助金10万円です。本年度100周年を迎えるに当たって、記念事業に補助をするものです。

0210文書広報事務、1節報酬、04会計年度任用職員報酬142万円です。広報番組と統計調査の担当2名の7か月分の報酬です。同じく、8節旅費の02費用弁償、会計年度任用職員通勤費8万円は、その2名分になります。

0220財政管理事務、22節償還金、利子及び割引料30万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金です。令和2年度に産業課で実施しました制度資金保証料の補給金ですが、貸し付けた方が繰り上げ返済をされたことに伴い、銀行から保証料の返還がありましたので、国へ返還が生じました。

0221財産管理事務、17節備品購入費20万円は、本年度2台の公用車の購入を予定しておりますが、物価上昇に伴い、増額補正をお願いするものです。

おめくりいただき、15ページをお願いいたします。

0252防犯灯施設整備事業、10節需用費、06修繕料60万円です。防犯灯の修繕箇所数の増及び物価上昇に伴い、増額補正をお願いするものです。

0256交通安全施設整備事業、10節需用費、06修繕料80万円です。交通安全施設の修繕箇所数の増と物価上昇に伴いまして、増額補正をお願いするものです。

14節工事請負費42万円は、村道5号線の標識等のない交差点において事故が多発する箇所があり、緊急性があると判断し、安全対策工事実施のため増額補正をお願いするものです。

0241企画調整管理事務、18節負担金、補助及び交付金、02補助金150万円です。女性の働きやすい環境づくり補助金ですが、追加で3件の申請が見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

続いて、16ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、0301社会福祉総務事務、10節需用費、01消耗品費6万2,000円です。福祉灯油券ですが、村長冒頭挨拶で申しあげましたとおり、10月1日現在、灯油単価が基準額を上回る見込みのため、本年度も住民税非課税の高齢者世帯や障がい者世帯、一人親世帯等の該当世帯へ1万円の灯油券を交付する予定で、増額補正をお願いします。

06修繕料14万3,000円は、松寿荘警報盤修繕費です。

12節委託料26万7,000円、社協正面駐車場の松に、松枯れの症状が見られる4本の伐採費用です。

19節扶助費、福祉灯油券代600万円です。600世帯を見込んでおります。

0360未熟児養育医療費給付事業、18節負担金、補助及び交付金、未熟児養育医療費負担金100万円です。該当者の増により、増額補正をお願いするものです。

0361臨時福祉給付金事業です。長野県価格高騰特別対策支援金事業で、県事業となります。6月1日現在、所得割非課税世帯を対象に、一世帯2万円を支給するというものです。

10節需用費、01消耗品費、返信用封筒ほか、消耗品1万3,000円です。

11節役務費、01通信運搬費7万3,000円、通知郵送料となります。

18節負担金、補助及び交付金、01情報センター負担金33万3,000円です。今回の支援金システムのシステム改修費となります。

19節扶助費、長野県価格高騰特別対策支援金560万円です。280世帯を見込んでおり、一世帯2万円の給付となります。

おめくりいただき、17ページをお願いします。

0312高齢者の生活支援事業です。10節需用費、01消耗品費として、救急医療情報キットというものが、一人暮らし高齢者や障がい者世帯の希望者に配布しております。南箕輪村はこの普及率が低いとのことで、今年度、民生委員さんが該当世帯を訪問し普及活動をしていただきましたところ、在庫が終わり、足りない状況が出ましたので、300個分、13万6,000円の増額補正をお願いするものです。

18節負担金、補助及び交付金、01負担金、養護老人ホーム赤字補填負担金462万9,000円は、上伊那福祉協会と上伊那広域連合との覚書によって案分されております負担額です。

続いて、2項児童福祉費、0334特別給付金事業です。これも、先ほどの0361事業と同様に長野県の実施する事業で、0361事業に上乘せという形で、子育て世帯で住民税所得割非課税世帯に、子供一人3万円を給付するものです。対象者80人を見込んでおります。

1節報酬、会計年度任用職員報酬で11万4,000円、この事業に携わる職員1か月分の報酬になります。10節需用費、01消耗品はトナーなどの消耗品4万円。11節役務費、01通信運搬費7,000円は郵送料となります。18節負担金、補助及び交付金56万円は、情報センターシステム改修の負担金となります。19節扶助費は、長野県子育て世帯生活支援給付金240万円で、子供一人当たり3万円、80人分を見込んでおります。全額、長野県の補助金で実施されます。

0340保育園運営事業、1節報酬は0334事業に振り替えたため、11万3,000円減額となります。10節需用費、06修繕料117万7,000円は、本年度、保育園の建築基準法に基づく建築物定期調査を実施した際に、修繕を指摘されました南原と中部保育園非常灯取替工事と南原保育園排煙窓改修工事です。

12節委託料です。給食食材運搬委託料ですが、野菜等の食材を業者が直接納品できるようになり、48万5,000円が不用となり、減額します。

18ページをお願いいたします。

中部保育園支障木伐採委託料は、敷地内の木が大きくなり過ぎ、鳥のふんや害虫対応で支障を来しており、対象木3本の伐採費用23万6,000円の増額補正をお願いするものです。

13節使用料及び賃借料、機器使用料11万6,000円、次の14節工事請負費の保育園調理室LAN設置工事費不用額55万円、17節備品購入費の二つ目以降の調理室連絡用タブレットパソコン購入費不用額49万円、保育園ICTシステムパソコン購入費不用額17万円、調理室用パソコン購入費90万円。これらは、当初保育園の調理室にLAN設置をする予定でしたが、保育園全体のネットワーク事業の見直しに伴い、必要な機器等が変更になり、今年度はこれら一連の事業で19万4,000円の減額となりました。来年度以降、保育園のWi-Fi化を検討していく予定です。

備品購入費の説明、一つ目の中部保育園牛乳保冷庫購入費31万4,000円は、冷蔵庫の故障による購入費の増額補正をお願いするものです。

おめくりいただき、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、0403健康増進事業、7節報償費14万1,000円、運動教室講師謝礼ですが、本年度、運動事業を一新するその一環になります。40歳から64歳の働き盛りの方を対象に、10月から夜間実施する予定の健康教室の講師謝礼です。

10節需用費、運動教室消耗品代2万4,000円。12節委託料は、この新しいメニューの運動教室が当初委託料で計上してありましたので、7節と10節に予算組み替えをしたため、16万5,000円を減額します。

0413新型コロナワクチン接種事業、18節負担金、補助及び交付金19万7,000円で、情報センター負担金ということで、コロナワクチンの春夏接種分のシステム改修費が確定し、補正をお願いするものです。

2目環境衛生費、0407環境衛生事業、1節報酬、03非常勤職員報酬で、環境審議会委員報酬です。当初1回を想定しておりましたが、本年度は地球温暖化対策実行計画を策定するため、会議を2回開催するため2万8,000円。地球温暖化対策実行計画策定委員報酬は、当初11人を想定しておりましたが、16人に増員したため8万円で、合計10万8,000円の増額補正をお願いするものです。

7節報償費13万6,000円、地球温暖化対策実行計画策定特別委員会オブザーバー報償ということで、信州大学人文学部教授を予定しております。

0408墓地公園事業、22節償還金、利子及び割引料33万6,000円、墓地公園使用料返還金です。当初7件を見込んでおりましたが、追加で2件分の増額補正をお願いするものです。

20ページをお願いいたします。

2項清掃費、0411塵芥処理事業、18節負担金、補助及び交付金5万円、ごみステーション整備事業補助金として、田畑区のごみステーションが壊れてしまい、その修繕のための補助金です。

おめくりいただき、21ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、0601農業委員会事務、12節委託料22万円です。農地情報ひもづけのための地番図データ出力業務委託料です。国・県の補助事業で、国へ情報提供するために地図情報を整理します。

0635西部開発振興事業、18節負担金、補助及び交付金20万円です。国営造成管理体制整備

促進事業補助金です。国の事業費増の内示により、20万円の増額補正をお願いするものです。

2項、0651林業振興事業、7節報償費24万9,000円です。大芝高原森林づくり協議会報償費で、委員16人6回分となります。

0652森林病虫害等防除対策事業、12節委託料900万円です。松くい虫予防対策事業委託料で、松くい虫被害木、枯損木の特殊伐採で、長野県森林づくり県民税を活用した事業としての実施を予定しております。県から460万円ほどくることを想定しておりますが、まだ未確定ですので、今回歳入計上をしておりません。確定後に計上させていただきます。

続きまして22ページ、7款商工費、1項商工費、0702商工振興事業、18節負担金、補助及び交付金755万円です。企業振興事業補助金で固定資産税分の補助金を交付していますが、本年度、新規企業及び既存企業の増築等が見込みより多く、増額補正をお願いするものです。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

8款土木費、2項0803道水路維持事業、10節需用費、06修繕料で200万円です。道水路で大きな修繕が例年より多くあり、今後も2か所の予定があり、増額補正をお願いするものです。

5項住宅費、0830住宅管理事業、18節負担金、補助及び交付金、02補助金で、耐震補強事業補助金で制度改正があり、建物の除却工事補助金1件が見込まれまして、83万8,000円の増額補正をお願いするものです。国・県の補助がございます。

24ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1005教育振興事務、1節報酬です。学校教育係で、会計年度任用職員の7か月分の報酬51万8,000円です。8節旅費は、会計年度任用職員通勤費5万2,000円、増額補正をお願いするものです。

3項中学校費、1020中学校管理事務、18節負担金、補助及び交付金15万円です。部活動、各種大会補助金で、男子バレー、陸上、体操の北信越大会と、陸上は全国大会への出場の補助金となります。

6項社会教育費、1040公民館総務事務、18節負担金、補助及び交付金、分館改修事業補助金27万5,000円ですが、中込区の分館改修事業が当初予算で100万円計上してありましたが、物価上昇で工事費が増加した2分の1を追加補助するものです。

おめくりいただき、25ページをお願いします。

1055文化財保護事業、14節工事請負費50万円です。新四国霊場雨水対策工事費を本年度予定しておりますが、当初の暗渠排水での工事から工法を見直し、浸透ますにより敷地内設計に変更しました。工法の見直しと物価上昇により増額補正をお願いするものです。

26ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1115林道施設災害復旧事業です。12節委託料72万円で、林道施設災害復旧工事監理委託料です。14節工事請負費1,800万円、林道大泉線施設災害復旧工事費をお願いするものです。6月の大雨による災害によるもので、歳入は補助金を見込んでおりますが、9月に災害査定があるため、今回は歳入計上はしておりません。確定後に補正をさせていただきます。

おめくりいただき、27ページをお願いします。

14款予備費、2億7,127万7,000円です。交付金、繰越金等の増により金額が大きくなってありますが、歳入歳出を調整させていただいております。

7ページにお戻りいただきまして、2の歳入をお願いいたします。

12款地方交付税の1節普通交付税が18億5,294万円と確定したことにより、8,294万円の増額となります。14款分担金及び負担金、2項負担金、3目民生費負担金、2節児童福祉費負担金で、未熟児養育医療負担金30万円です。0360事業の該当になる保護者の所得により算定される負担金です。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、3目民生費国庫負担金35万円です。0360事業の未熟児養育医療費の総額から負担金を差し引いた2分の1が国の負担金として計上しております。

2項国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金19万9,000円、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金です。0413事業で、新型コロナワクチン接種事業のシステム改修の情報センター負担金分になります。

6目農林水産業費国庫補助金、1節土地改良費補助金10万円です。国営造成施設管理体制整備促進事業補助金として、0635事業の経費の2分の1が補助されます。

8目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金41万9,000円で、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金として、0830事業の経費の2分の1が補助されます。

10ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、3目民生費県負担金、7節未熟児養育医療費負担金として、0360事業の未熟児養育医療費の総額から負担金を差し引いた4分の1が県の負担金となります。

2項県補助金、3目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金は、長野県価格高騰特別対策支援事業費補助金として、0361事業に係る経費の全額560万円と事務費補助金41万9,000円の合計601万9,000円交付されます。

3節児童福祉費補助金は、長野県子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、0334事業に係る事業費全額240万円と、事務費72万1,000円の合計312万1,000円が交付されます。

6目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、01農業委員会費補助金は、0601事業に係る経費のうち、15万円が補助されます。

細節16国営造成施設管理体制整備促進事業補助金は、0635事業の10分の1で、2万円が補助されます。8目土木費県補助金、5節住宅費補助金は、0830事業の4分の1の20万9,000円が補助されます。

21款繰越金です。当初予算で2億円、2号補正で先行して5,000万円補正してありますので、このたび2億5,757万6,000円を増額補正し、繰越金は5億757万6,000円となりました。

22款諸収入、5項雑入、1目雑入、3節個人負担等納付金です。0403事業の新規運動教室に係る参加者負担金6万円を増額補正します。

23款村債、1項村債、15目、令和5年度の臨時財政対策債が3,556万9,000円と確定したことに伴い、1,143万1,000円を減額するものです。

以上の説明により、歳入歳出それぞれ3億4,020万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額は73億7,689万3,000円となりました。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） すみません、教えていただきたいと思います。

14ページの0201事業の18番、箕輪進修工業100周年記念事業補助金10万円という、その根拠はということでしょうか。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 箕輪進修高等学校に対する補助の根拠ということですが、この箕輪進修高等学校につきましては、前身は箕輪工業高校という形になりまして、当時設立されたのが、現在の箕輪町と南箕輪村の組合を設立して、組合の中で設置してきたというような状況の中で、現在も振興会につきましては箕輪町と南箕輪村が参加させていただいているということで、今回箕輪町、南箕輪村、それぞれ補助のお願いが来ておりまして、箕輪町の補助金額を参考にさせていただきながら、今回10万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

25ページの文化財保護事業なんですが、工事請負費で新四国霊場雨水対策工事費というふうに盛られています。新四国霊場は場所は承知しているわけなんですが、従来は、特に雨水対策っていうのがあって、今回その雨水対策が必要だっていうことのようにありますけれども、先ほどの説明の中に工法の見直し、それから物価対策っていうのも説明がありました。ほかのいろんな補正の中にも、この学校給食センターではありませんけれども、いろんな物価対策の部分でかなり予算に影響が及んできているところではありますが、補助金だとか交付金とかそういういろんな絡みの中で、既に事業が始まっているのは別として、新四国霊場雨水対策、できれば、この今、物価対策で非常にいろんなところに影響がきている状況でありますので、例えばこの事業、今まであるのを改修するとかいうわけではありませんので、素人的にはとりあえず簡単な対策をして、今の異常な物価高の状況の中で、少し工事を見合わせて年を遅らせるとか、そういうような考えはなかったのかどうか。これからもそういうことは考えられないのかどうかっていう部分で質問したいというふうに思います。

議長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 新四国霊場の雨水対策の関係、御質問いただきました。

6月の豪雨の際にもちょっと現場を確認したんですけれども、かなり新四国霊場の敷地から流れ出る雨水が下流のほうに行きまして、松林寺さん、そちらのほうの敷地に流れ込むという状況が確認されております。それで、何らかの対策をしなきゃいけないということで、当初予算で170万円予算を計上させていただいておりましたけれども、現地を詳細に確認したりしたところ、浸透ますでの工法がいいだろうということで、できるだけ早急にやったほうが良いということがありまして、今回補正させていただくものでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 遅らせたほうが良いという判断はなかったのかというところの回答なんですが、今、日本は人口が減少しておりますし、円安もかなり進んでおります。働き方改革も進んでおる中で、今後、時とともにそういった昔のように安くなるかといいますと、私はそうならず、まだまだ上がってってしまうというような、私も経済の専門家ではありませんので確定ではありませんが、今後、待てば待つほど恐らく高くなってしまおうということも否定できないということでもありますので、今の状況ですと、早くやってしまったほうが良いというところの判断で決定をさせていただきました。

以上です。

議 長（原 源次） ほかに。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

一つが、今、物価高騰対策のことが出されまして、16ページで早めに福祉灯油券ということで、とても結構なことだというふうに思いますが、これもガソリンや軽油に使えるということであればなるべく早く確定、出していただいて対策していただきたいと思っておりますけども、今、全体で本当に物価が高騰して、暮らしが本当に大変っていう状況が生まれています。特に福祉施設なんかは、もう本当にギリギリの状態から今赤字になりつつあるっていうような状況がありまして、相対として物価対策・高騰対策をどうしていくかっていうところをこれからの補正の中でしっかりと検討していただきたいっていうところが1点と、それから17ページのところをちょっとお聞きしたいんですけども、養護老人ホームの赤字補填というところがあります。

先日、大芝の養護老人ホームは一応閉鎖したわけでありましてけれども、この養護老人ホームの現状と、また併せてちょっと特別養護老人ホーム、今かなり待機者がいると思うんですけども、それについても、待機者の数も含めてちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、21ページの松くい虫の予防対策事業900万円を県からということで予想しておりますが、先日も新聞に、何か松くい虫全体が高止まりというか、すごく進むっていうわけではないけど、一定の数は出ているが高止まりっていうような報道がされておりました。今現状、大芝はこの前もドローンで撮った写真なんかも見ましたけれども、どのような状況になっているのか、進んでいるのか、そのまま一定の数が出てきているのかっていうことと、今後のちょっと対策なんか少し教えていただきたいと思っております。方針なんか。

議 長（原 源次） 以上3点ですが。

山崎包括支援センター長、お願いします。

地域包括支援センター長（山崎 一） まず、福祉施設等への経済的な補助ということでしょうか。

今回、それについての補正予算というところではありませんけれども、今後、福祉施設等の状況も聞きながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

続いて、特別養護老人ホームの待機者の数値等ですが、昨年度から今年度にかけて特別増えているという状況ではありません。数値的に今持っておりませんので、後ほど御回答したいと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 三澤議員の松くい虫の関係です。

今、大芝高原の関係につきましては、細かいところを巡視員が今やっています。今回の補正の関係ですけども、そこまでの段階で約130本の関係がまだ残っていると。当初に予定しておりました800万円、まだ100万円ほど残っておりますけれども、合わせて、できるだけ松くい虫被害木につきましては伐採していきたいと思っております。

今後、整備計画等もありますけども、松くい虫の関係については早めに撤去をしていきたいというところがありますので、大芝高原のみならず、村内の関係で出ているところは巡視員との連絡を取り合って、地権者の関係に御協力を得ながら撤去していきたいと。また、詳細のほうができましたら御説明させていただければかなと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

議 長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。

26ページの林道災害復旧の14節です。この林道の設備の災害状況、それはどんな状況であるか説明をお願いします。

議 長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 林道の災害状況という御質問です。

6月の初旬の豪雨で、場所につきましては、大泉所ダムから300メートルぐらい上流のところになります。そちらのほうは道路から大雨の関係で雨水が流れまして、擁壁の下に水が潜り込みまして、道路に穴が空いている状況です。このままだと危ないですので、その擁壁を取り替えるという形となります。延長が約16.4メートル、高さ7.9メートルの擁壁を取り替えるという形であります。

今、雨が降る関係上で、現場確認のほうをさせていただいております。また、9月の当初、5日、6日に災害査定を受けまして早めの発注をしていきたいと考えておりますので、そんな点で今の状況説明とさせていただきます。

以上です。

議 長（原 源次） 5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） その災害場所におきましても、私も現地を見ておりますが、日頃の現場見回り、水が出てくる林道を横断するそのところの水はけの丸太2本でも水路を造るとか、そういう日頃からの見回りがうんと必要じゃないかと思っておりますが、その点についてはどうですか。

議 長（原 源次） 有賀森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 加藤議員の日頃からの見回りという形の中で、状況を維持していく、これから状況を継続していくには必要なことかと思っております。ただ、全部の把握ができないところがありますので、状況の見守り関係につきましては県の関係の巡視員等もおりますので、そこちょっと御協議をさせていただいて、対応のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第8号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,556万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 議案第8号につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページを御覧いただき、歳入から説明をいたします。

14款繰越金でございますが、前年度決算による繰越金の確定見込みによりまして、増額するものでございます。

続いて、7ページから歳出となります。

1款総務費、3項2目1315認定調査費ですが、認定調査に従事する会計年度任用職員の勤務時間につきまして、一時間長く勤務できることになりまして、期末手当の予算が不足するため、増額をお願いするものであります。

続きまして、8ページの8款諸支出金、1項1目1381第1号被保険者保険料償還金ですが、これは、昨年度中の死亡や転出となった被保険者の保険料を還付するもので、見込まれる還付額に対しまして予算の不足が生じることが分かりまして、増額をお願いするものであります。

続きまして、1項2目1382償還金利子ですが、国庫支出金等過年度分精算金です。これは、昨年度中の介護給付及び地域支援事業に対する国・県支払基金からの交付金について、精算に伴い差額を返還するものであります。

おめくりをいただきまして、9ページの9款1項1目1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、増額するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題

といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,521万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,166万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案第9号について、細部説明を申し上げます。

初めに歳入から説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

3款2項5目出産育児一時金補助金でございますが、出産育児一時金の臨時補助金のほうが国の方から追加でされますので、その部分を補正するものでございます。

おめくりいただき、7ページの9款1項2目繰越金でございますが、令和4年度の決算確定によるものでございます。

続いて、8ページの10款2項6目療養給付費等交付金でございますが、令和4年度に概算で支払いました療養給付費の確定により、県から返還されるものになります。

おめくりいただき、9ページの歳出でございます。

2款保険給付費、1533出産育児給付費事業であります。国の出産育児一時金の臨時補助金の増加により、財源の組み替えを行うものでございます。

続いて、10ページの9款諸支出金、1564保険給付費等交付金償還事務でございます。過年度分療養給付費等の交付金の確定により、県へ返還するものでございます。

おめくりいただき、11ページの10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、2,415万8,000円を増額するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第10号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ1億6,060万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案第10号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金でございますが、令和4年度決算確定によるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページの歳出でございます。

4款1808予備費でございます。繰越金と同額を追加するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程を全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前11時18分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 9 月 13 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

5 番 加 藤 泰 久

1 番 西 森 一 博

9 番 唐 澤 由 江

3 番 笹 沼 美 保

6 番 山 崎 文 直

8 番 太 田 篤 己

○出席議員（10名）

1番	西森一博	6番	山崎文直
2番	都志今朝一	7番	百瀬輝和
3番	笹沼美保	8番	太田篤己
4番	三澤澄子	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原源次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康福祉課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	地域包括支援センター長	山崎一
教育長	清水閣成	子育て支援課長	武井香織
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正浩
地域づくり推進課長	高橋里江	観光森林課長	有賀仁志
会計管理者	城取晴美	建設水道課長	武井厚
財務課長	市川美保	教育次長	藤澤勇
住民環境課長	松澤さゆり	代表監査委員	加藤篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	宮澤文敏

会議のてんまつ

令和5年9月13日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

質問順位1番、5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

今年の夏は猛暑が続き、まだ残暑が続いております。集中豪雨、台風と各地で自然災害に見舞われました。幸い本村においては災害被害もなく、田んぼには黄金の波が揺れ、収穫を待つばかりとなっております。豊かで暮らしやすい村として感謝しております。

さて、質問に移りまして、マイナンバーカードについて質問をいたします。

政府は、登録することで2万ポイントをいただける方式や、加入率が悪いと交付金を減額するというようなあめとむちでの加入促進を図ってまいりましたが、ここに来て、マイナ保険証の誤登録や、ひもづけによる生活保護、介護保険、住民税や児童手当等の制度での登録ミスがあり、実務を担う自治体などの手続きが不備であったと報じられております。

そこで、村の登録者数についてお伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードについての中で、まず村の登録者数はどういう御質問であります。

うれしいことに、令和5年9月1日現在の人口であります。1万6,045人となり、過去最大の人口となっております。9月1日現在の数字であります1万6,045人の村民のうち、登録者数であります。1万1,563人となっております。率に換算いたしますと、72.1%となっております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5番（加藤 泰久） 全国的にいろいろ誤登録等の問題がありますが、一番マイナ保険証による村でのトラブル、これはどんな様子でしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マイナ保険証による村におけるトラブルというところで、村に限

定をした質問をいただいております。

マイナンバーカードを保険証として利用できる仕組み、マイナ保険証であります。現在、村に直接村民や医療機関から寄せられたトラブル情報というところでは、把握をしていないというのが現状であります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 登録によるところの村の職員の皆さんの間違いのない事務がよく分かりました。

また、そのほかに、マイナ保険証以外に、今ひもづけ方法によっていろいろとトラブルも起きておりますが、このひもづけ方法によるところの村のトラブルはいかかなものでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ひもづけ方法によるトラブルというところの御質問であります。

全国的には、被保険者の氏名・住所・生年月日・性別等の4情報、それらを照会してマイナンバーを取得して手作業で登録をしたことによって、誤ったほかの方のマイナンバーを取得してひもづけを誤ったと、そういったトラブルが起きているところではありますが、現在のところ、村においては、そういった誤りが発生しているという事象は起きておりません。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） この制度改革は、業務の簡素化やデジタル化に必要と思われませんが、デジタル庁の拙速な議論が十分されない中、個人情報保護などの国民の理解が不十分で、あまり末端の自治体にも大きな負担となっていると思っておりますが、政府の再点検による役場業務の影響はあるのでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 政府の再点検、総点検によります役場の業務の影響はという御質問であります。

政府によるマイナンバー総点検につきましては、まずは今年の7月に個人情報とマイナンバーのひもづけに関わる実態調査がございました。これは、全国全ての自治体に行われたものであります。税関係、福祉・子育て・介護関係など、市町村が行っている業務について、まずはデータの中身ではなくて、どういったひもづけをしたのか、ひもづけ方法についての調査がございました。

そこで、村では7月の下旬に2日間にわたりまして、実態調査の要領に基づきまして各課にヒアリングを行い、どのようなひもづけ、事務処理を行っているかを確認したところでございます。結果、村に住民票がある方、こちらにつきましては、ほとんどの業務におきまして、住民基本台帳や宛名管理システムと各業務システム間で自動連携、こちらを行ってございまして、基本的にその中で手作業、手動でのひもづけ、こういったことは行っておりません。そういったことが明らかになりました。

また、各業務システムへの情報の登録に当たって注意が必要なのは、同姓同名だったり、または、先ほど住民票がある方と申しましたが、住民登録外の方、そういった方については、登録に当たってはどうしても氏名のほか、生年月日、住所等の情報を確認をして、この部

分は手作業の部分が出てまいります、そういったところで登録をしているところです。

ですので、基本的に村といたしましては、自動連携というところで行ってございまして、さらにしっかりと情報もひもづけて、はしょらずにしっかり確認しておいたため、そういった回答を国のほうに送ったところ、先日発表となりましたが、南箕輪村は総点検の対象にはなっておりません。ですので、どの程度負担があったというところではありますが、7月の2日間にわたる調査で少し負担があったというところでもあります。

今後の話なんですが、国の動向、また総点検の方法等が今後、また変更になる可能性もありません。新たに対応することが出てくる可能性もありますが、現在のところは不透明であります。しっかりそういった場合は、村として対応については進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） これに対する役場職員の業務、的確な作業が行われたことにより、村のトラブルなし、ミスなしということで、大変うれしく思うところでもあります。

続きまして、このマイナンバーカードは、当初は健康保険証もそれに対応をしていくというようなことを言われておりましたが、これがひもづけとなっております。生活保護や介護保険、児童手当などの制度にもひもづけがされておりますが、政府の方針と言ってしまえばそれまでであります。国民の実務を担う自治体が非常に混乱しているというようなことでもありまして、あまりにも拙速で、国民の理解がなされない中で推し進められたということについて、村長としてはなかなか言いにくいところではありますが、この制度自体は私は否定するものではございませんが、取り組み方、進捗状態についてこれが適当であるかというようなことを、お聞きしにくいところではありますが、お聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回のマイナンバーと個人情報のひもづけ方法が適当と思うかという、私の所感というところの御質問であります。

現在、議員も御指摘のとおり、多くのトラブルが日本全国で起きている現状を振り返りますと、それを適当ということは好ましくないのかなとは考えております。これは一般論であります。現状では住民登録外者、住民票がない方の情報のひもづけなどにおいては、どうしても人の手によって処理をせざるを得ない事務がございます。人の手が入りますと、やはりそこに人為的ミスが生じてしまう、これは人としてしょうがない部分ではあります。その部分で、今よりも可能な限り手動でのひもづけを少なくする、そういったところを追求するだとか、ミスの起こりにくい制度設計、システム構築をしっかりと立てた上でこういったところを進めるというところは必要と感じますので、拙速というところは私も感じる部分であります。

先日、共同通信のアンケート調査の中でも、このマイナ保険証、今、来年の10月に切替えということになっておりますが、そこは延期したほうがいいのではないかとこのところ、アンケートを回答させていただいたところでございます。

また、こういったミス、こういったところを事前に検知できるような仕組みも必要でありますし、そういったところは自治体が独自にやるのは限度がありますので、こういったとこ

ろを始めた国が責任を果たしていくべき内容ではないかと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今後も手作業等によるところの仕事があるかと思いますが、職員の皆さんの正確な作業をお願いするところでもあります。

続きまして、次に全国学力・学習状況調査について質問をいたします。

4月に行われました全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。この調査は小学校6年生と中学3年生を対象に、国語・算数、中学は数学・理科で、年1回行われるものであります。この結果は、全国平均数値と各学校の平均数値が発表されるものであり、この調査は個人の成績の発表ではなく、調査の結果により各学校で課題等を見直したり、参考資料として授業や学校生活に活用するものと考えられております。ここ数年、コロナ禍で授業内容・授業方法が変化しているところでもありますので、注目をしているところでもあります。

文科省の学習指導要領や国定教科書による授業が行われている中で、各学校の指導や授業内容の結果が表れるもので、興味深く見ているところでもあります。

そこで、1番目の令和5年度の調査結果はいかがだったでしょうか。教育長さんに質問をいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

加藤泰久議員、学調の結果について、学力・学習状況調査、以下、学調と伝えさせていただきます。についてですが、4月18日、議員お話のように、小学校は国語と算数、中学校は国語・数学・英語において実施がされました。

この調査の特徴なんですけれども、知識理解、技能と活用を織り交ぜた出題となっております。令和5年度は、新学習指導要領が小学校で実施されてから4年目、中学校で3年目を迎えております。一人一台パソコンが導入されてっていう、子供たちの学びの環境が大きく変わっているということがあります。

今、コロナのお話もありましたが、コロナ禍の中でグループでなかなか話し合うことができなかつたりとか、でも、今のパソコンを使ったりとか、あるいは自分の意見をしっかりと出す、そういうような学習状況があると思っているんですけども、そういうようなことを踏まえながら、知識、技能、思考力、判断力、表現力を育むために、学調の結果から示唆される課題を日々の授業づくりにどう反映していくか、これが議員も先ほど語られました、ここがポイントだというふうに思っております。

令和5年度、本年度の村の学調の結果、言い換えれば、学力の定着についてということでございます。

小学校、南部小学校と南箕輪小学校両方合わせてということですが、国語・算数共に学習内容の定着に課題があります。そういうふうに受け止めております。これは、昨年度コロナ禍による学年閉鎖のため、後日実施した南箕輪小学校、南箕輪小学校ではその日にできなくて、一週間後に実施しています。その結果を加味した場合と同様の結果となっております。中学校では、国語・数学共に平均的な学力の定着、アベレージと比べるのいいかどうかは別としてですが、今お伝えしたとおり、英語については若干の課題があるかなというふうに受け止めております。

ここ2年間の傾向としましては、小学校が国語・算数共に学力の定着に課題が見られ、中学校では、平均的な学力の定着となっております。小・中学校共に、各学級あるいは教科における課題でもありますので、2学期もう始まっていますけれども、課題のある内容について、指導においてのさらなる工夫・改善を図りたいと考えております。

先ほど平均という言葉を使いましたが、平均よりよければいいのか云々ではなくて、議員お話のように、平均より上がっても当然課題は出てくるわけですので、その課題に向けてということで、先生方の営みが、今展開されているというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今年度の調査結果に基づいてですが、昨年、前年度令和4年もこの調査が行われておりまして、その調査の結果としての課題等が挙げられております。

それで、去年の課題等の解消が進んでいるのかというようなことについて質問をいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 令和4年度の調査の課題の解決が進んだかという御質問でございます。

小学校の国語と算数についてお答えいたします。中学校3年生は、高校生あるいは卒業しているというそういう状況でございますので、お願いします。

昨年の調査の課題なんですけれども、小学校国語では、思考力・判断力・表現力等においては、特に書くこと、読むことに課題が見られました。本年度も書くこと、読むことに課題が見られ、読む力、書く力をつける指導の工夫・改善が求められています。また算数では、知識・技能、思考・判断・表現に課題が見られる傾向が続いてきております。昨年に続いて、今年もということであります。

内容別では、図形の領域で課題があります。昨年度の6年生、今中学校の1年生の学力の状況がどうなのかという考察、私は持ち得ていませんけれども、昨年度も各校あるいは教育委員会で今年のように結果の分析・考察を深め、課題解決に向けて、指導の工夫・改善を目指してきました。

過去の児童・生徒の学力の定着についてですが、小学校での課題を、学調の結果の課題というのが中学3年間、中学3年生になったときにおおむねクリアできている村の実情があります。傾向があります。該当学年の小学校6年から中学校3年までの3年間の伸びしろ、それから児童・生徒質問紙があるんですけど、その質問項目の内容等々の相関関係を丁寧に見ていく必要があるかなと思っております。

また、今回大事にしたいと思っているのは、昨年度と共通の課題、先ほど申し上げましたが、国語と算数の結果から考察されるということでもあります。年度によって子供たちは変わるわけなんですけれども、今申し上げた点につきまして、学校・教育委員会で主体的に受けとめさせていただいて、しっかり子供たちの教育に工夫・改善をしていくと、そういうことであります。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 昨年度の課題についても、小学校・中学・教育委員会等で取り組

んで前に進んでおられるということをお聞きして、大変安心しているところであります。

3番目に移りまして、今年度の調査に基づき、教育方針や授業内容についての課題がまた新たに浮かんだところがあるかと思いますが、その課題について質問をいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。議員さん、ちょっとお時間を少しいただいてもいいですかね。

5番（加藤 泰久） はい。お願いします。

教育長（清水 閣成） 今年の結果に基づいて、教育方針それから授業内容についての課題はということで御質問いただいております。

小・中学校とも何度も申し上げますけども、知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等の活用において課題が見られる、このことについては、それぞれの学校、3校が自分の学校の本当に課題だというふうに丁寧に受け止め、それを分析・洗い出し、日々の授業の教材研究につなげてほしいと本当に熱く願っております。

先日、3校校長会で、今回の結果を検討した際に出た校長先生方の意見です。

記述式の問題が国語で3問、算数で4問出されている。こういった問題を実際に先生方、教員が解いてみて、ふだんの自分の授業を振り返り、授業を受けてきた子供たちがこの問題に出会ったときに回答できる状況になっているか、そういうことを振り返ってみる機会を大事にしたいとか、求められている学力の中身、内容が記憶中心ではなく、思考・判断・表現にシフトしてきているので、授業もそれに対応したものに変わっていく必要がある。そのためにも、特に小学校では各学年、毎日国語と算数の授業があります。その授業で全職員で学調の問題を実際に解いてみる。私も少しやらせてもらったんですけど、そういうことを解いて、日頃の自分自身の授業の在り方を振り返る機会をとりたいという意見が出されました。

算数の授業であれば、一つの問題でも、その奥にある数理を考える授業展開を大事にしたい。例えば三角形で、底辺掛ける高さで面積が出ると。直角三角形を子供たちがイメージしているんですが、頂点が横移動、平行移動した場合には面積はどうなるのかとか、鋭角三角形等々はじゃあどうなるのかとか、そういうような柔軟な考え方を授業の中で展開していくっていう。だからこうなるのかって、そういう点を見つげ出す、あるいは納得していく、そういうことを大事にしたい。深い学びという言葉もありますけども、それを子供たちと一緒にやっていきたいという声も出ました。

具体的には、本児の課題、学習課題なり目当てを明確に据えるということ、教科特有の考え方がございます。言語活動あるいは数学的思考を展開して課題解決を図る。その結果、子供たちが分かったと、できた、というような授業をみんなで描きたい、職員が一丸となって取り組む体制を築いてほしいと考えております。

そのために、研究主任それから教科主任あるいは学年主任を中心に、明日の授業をどうしようとかそういうような相談ができる時間があるといいなっていうのは、なかなかそれが正直言って苦しいところがあるわけですけども、日々の授業の充実に向けて、そんな体制が校内でできればいいかなということで、校長先生を中心にそのことをお願いした次第でございます。

併せて、各学級において多様性を包み込み、その温かい学級づくり、それを昨年、一昨年から丁寧に行うよう目指しておるところでございます。いずれにしても、共に学び合う

学習環境をしっかりと整えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 本年度の課題について取り組むことを期待し、また成果が上がることを期待しております。

続いて、家庭での教育方針や学習について望むこととはということで、教育長さんに質問をいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） はい、お願いします。家庭での教育方針や学習について望むという御質問でございます。

ぜひとも子供たち、子供のよいところ、それをあるいは頑張っているところを御家庭で認めていただきたい、励ましていただきたいな、そんな声かけをしていただきたいと思っております。子供たちは、自己肯定感が低いか高いかという見方が物差しがないのであれなんですけど、なかなかもっともっと子供たちが自分のことを自信を持つとか、そういうようなことを含めて、自己肯定感、有用感が持てればいいなと思っております。それを願いながら、ありがたいとかうれしいとか、あるいは助かったよ、これは学習に限らず家の中の状況だと思うんですけど、そういう声かけを大事にした家族の中の関係性が築かれることを、本当どの家庭もそうだと思うんですけど、さらに願っているところであります。

また、平日あるいは休日、特にスマホの関係、ゲーム三昧の家庭がないわけではありません。利用時間について、親子でしっかり話し合っていたいただきたいなというふうに思います。親が一方的にルールを決めるということではなく、子供さんの発達段階にもよるんですけども、一緒に相談して、できれば子供たちが、僕こういうふうにするよと、私こういうふうになりますというようにルールを決めて、スマホ・ゲームと上手につき合っていくこと、そういう力を大事にしていきたいなと思っております。これはメディアリテラシーとも関わることでございます。

子供の家庭学習については、発達段階にもよるんですけども、学年が上がるにつれて、自分で考えて自分から取り組んでいく力。やらないと叱られる、怒られるということではなくて、自分はこういうことを自分の中の課題、こういう力をつけたいのでこれをやるんだって、そういうところを大事にしたいなというふうに思っております。主体性という言葉を重ねますが、そんな家庭学習というのを大事にしたいなと思っております。学校と一緒に、そのことについては考えていきたいなと思っております。

家庭学習の手引きという5年か6年ぐらい前で、そのあとすみません、見返しを私はしていないので、学校の先生方と一緒につくったこの中には、今申し上げたことが入っています。なので、この家庭学習の手引きをもう一回学校と検討して必要なことは塗り直す、あるいはこういう入れこみっていうか、変えていくところがあれば変えていく、そんなことにも今年、これから取り組みたいなと思っております。

家庭学習、いろんなことを思うんですけど、うんと大事な面もあるんですよ。宿題があるからやるのではなくて、例えば夏休みとか、出された宿題をやらなきゃいけないんじゃないかと、じゃあこの期間にこのことをしようとか、そういうような願いを強く持ってほしいなと思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今回の調査についても、小学校・中学校の父兄の皆様はもとより、村民の皆さんも、将来の子供に対しての期待というような面で非常に注目しているところでございますので、学校教育も大変難しい局面に直面しておりますが、さらなる御尽力をお願いするところであります。よろしく申し上げます。

次に移りまして、VC長野チームについて質問をいたします。

VC長野の運営会社が経営譲渡するということが7月20日の新聞で報じられております。8年からチームを築き上げてきた笹川星哉社長と村は、平成30年の9月14日に前村長唐木一直氏との間に、連携に関する連携協定を締結しております。これにより、練習場の提供や、またスポンサー料ほか、令和3年度には257万8,000円を提供して応援してまいりました。経営譲渡は残念であります。社会やチームの状況で仕方ないかなと思うところではあります。が、全員協議会において、笹川氏よりの書面をいただいて見ておりますが、笹川氏の書面により、譲渡について、また今後の予定についても記されております。

そうした中で、1番目の、笹川氏からは書面の連絡だけであったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3項目めといたしまして、VC長野トライデンツについて、まずは経営権譲渡に当たって、前社長である笹川氏から書面だけの連絡だったのかというところの御質問であります。

7月の19日に株式会社VC長野クリエイティブスポーツ、こちらはVC長野トライデンツを運営している株式会社になりますが、こちらのVC長野クリエイティブスポーツがメルコグループによって経営譲渡されまして、代表取締役社長については笹川氏が18日に退任をされまして、新しくメルコグループから来た大矢氏が就任をしたという経緯がございます。

書面だけの連絡かという御質問であります。この経営権が譲渡されるという事実につきましては、笹川氏から直接顔を合わせて説明を受けております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 長い間のチームづくりから始まって、VC長野を宣伝していただいた笹川氏には、大変御苦労さんであったということをお願いいたします。

続きまして、新社長の大矢芳弘氏からの説明、また話し合いはあったのかということと、経営母体であるメルコグループの関係者との接触はあったかについて質問いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 新社長の大矢氏との説明、話し合い、またメルコグループとの同様のことがあったのかという御質問をいただいております。

新社長就任後の8月4日に、大矢氏また前回の社長である笹川氏、二人共役場に来庁されまして、今後の運営方針や村との関わりについて説明を受け、また話し合いを行ったところでございます。大矢氏からは、これまでと変わりなく地元に着目した運営をしていくこと、そのためにはファンを拡大していかなくてはならないこと、また、2024年から始まる新しいバレーボールリーグ、SVリーグの参入条件について、そういったところを説明を受け、ま

た話し合いをしたところでございます。

S Vリーグにつきましては来年からスタートとなりますが、所属条件というのがかなり厳格化されておりまして、年商が数億円必要であったり、選手の練習環境面、そういったところが、今までと比較してもう数倍、数倍以上ですかね、かなり厳しくなっているというところが実際のところであります。

ですので、私としてはその辺りの展望、今の状況はそれをどれもなかなか満たしていない部分が多いものですから、その部分の展望も伺ったところでありましたが、その8月4日については、社長就任後の最初の挨拶というところもありまして、そういったところまでの内容については、まだ回答できる段階にないというところが正直なところだと思います。大矢氏から説明を受けたところでもあります。

次に、メルコグループとの話し合い、説明はあったかというところではありますが、こちらについては、私も担当課長もございません。実際に話し合っているのは、V C長野クリエイトスポーツの所属している大矢氏となっております。

しかしながら、先日プレスリリースがありまして、V C長野クリエイトスポーツの経営体制というものが一つ変わりました。大矢氏を中心に5名の取締役が入りまして、さらに監査委員、幹事が一人入っておりますので、そういったところはこれから人員も強化されてきておりますので、話し合いについては、今後もしてまいりたいというところでもあります。

繰り返しになりますが、メルコグループとの直接の話し合いはしておりません。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に、今までの村とV C長野との連携や、協定書の関係は見直しが必要かこのように思われますが、ここにありますこの協定書は、平成30年9月4日に締結されたものであります。唐木一直氏と笹川星哉氏が代表と記載となっておりますが、結局今まで見直しがなされてきておらず延長されたものと、これには1年で見直しというような文面もありますが、考えられております。

全員協議会でこの話について説明を伺ったところ、代表者が変わってもこの協定書は有効であるというような説明を受けております。今回、村長、社長が変わった中で、協定書の内容、代表者氏名についても見直す必要があるんじゃないかこのように考えますが、村長いかがでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 連携に関する協定書の見直しについてというところの御質問でございます。

議員御説明のとおり、南箕輪村と株式会社V C長野クリエイトスポーツは、2018年9月に連携に関して協定書の調印を行っております。こちらにも説明ありましたが、当時の代表は村は唐木一直氏、V C長野クリエイトスポーツは笹川星哉氏であります。現在はそれが、南箕輪村は私、藤城栄文、V C長野クリエイトスポーツは大矢芳弘に変更となっております。

さて、この協定につきましては、南箕輪村とV C長野クリエイトスポーツで結んでおりまして、今回経営権が譲渡となっておりますが、締結している法人自体に変更はありません。そのため、今回の経営権の譲渡によって、協定の変更や解除を私もしくはV C長野クリエイトスポーツ側が必要と判断し、申し出があれば見直しをするとそういったところでございます。

す。

村の判断ですが、今回の経営権譲渡という事象によって、現在のところ、先ほど大矢氏からこれまでどおりやっていきたいという話もありましたので、現在のところ、変更や解除の申し出をする必要はないと私のほうは判断をしております。また、VC長野クリエイトスポーツ側である大矢氏にもこの協定書の内容を実際確認をしていただいております。また、VC長野クリエイトスポーツ側も現状では変更、また解除の必要がないという判断をいただいたところでございます。

これまで、締結から既に5年が経過をしておりますが、地域密着という点では、昨年から保育園でスポーツ教室、そして今年からは元気アップクラブで高齢者向けの運動教室、そちらに選手の方に参加していただいて、大変こちらのほうは参加者も増えてきて、好評をいただいているところであります。そういった状況がありますので、現状では必要ないと思っておりますが、先ほど説明申し上げましたSVリーグ、ここの本当にこれが動き出しますと、非常にいろんなものが変わってくるのかなと考えております。

また、正直メルコグループは時価総額550億円、長野県にもしあれば10社もないほどの大手企業となっております。ですので、今後の展開については、私たちの想像を超えるものがあるのではないかとということも、私は考えていかなければならないとは思っているところであります。

そのため、まとめますと、今後変化があったり必要性が高まったり、そういったときには議員御指摘のとおり、協定の見直しを進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 協定書代表者が変わっても、この協定書に関しては有効性は認められるということは、私も調査した中で分かっております。

そうした中で、今回SVリーグに参加することによってそれぞれの条件が非常に厳しくなっていて、観客数から売り上げ等非常に厳しくなる中で、大きく変わるかちょっとそれは分かりませんが、変化が見られるということは確かでございますので、どうか話し合い、また説明を聞く中で進めていってほしいと思っております。

続きまして、企業版ふるさと納税の寄附の状況はということで、お聞きします。

VC長野に練習拠点をとのことで新体育館を整備し、村民も利用し健康増進につなげる施設として、VC長野、村とが連携して、2024年をめどに目標額10億円で募るとしておりましたが、この当時、新聞にもこのように発表されておるところであります。

今の状況について説明をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 企業版ふるさと納税の進捗、そういったところの御質問でございます。

数字から先に申し上げますと、この企業版ふるさと納税を始めてから現在まで、延べ4件の寄附をいただいております。総額は380万円となっております。この企業版ふるさと納税の取組であります。経営権譲渡前の要するに資本がかなり少ない会社ですが、どのようにVリーグ、SVリーグから課された条件を乗り越えていくかという中で、少ない選択肢の中で、これならできるかもしれないというところで取り組んできたというところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今回の経営権譲渡によりまして、非常に大きな企業が参画となり、大きく環境も変わったところでもありますので、もともと資本が少ない会社がどうやって工夫してやっていくかというところで始めたところでもありますので、その部分はこの企業版ふるさと納税をどうしていくかについては、早い段階でVC長野クリエイトスポーツと協議が必要と考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） VC長野のますますの活躍と村に対するお互いの協力をしながら、活躍をされることを望むところであります。

ちょっと時間がまだありますので、私の独り言をちょっとやらせていただいて。

平成の大合併のときの合い言葉でありました、自助・共助・公助でよい村づくりをしていこうという思いは皆ありました。その思いを思い出して、自助・共助・公助を実践してよい村づくりに邁進していこうじゃありませんか。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから、9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。

通告書で提出した3件について質問させていただきます。なお、1件ごとに質問内容をまとめさせていただいて、一度に質問させていただきます。

6月の定例議会の一般質問で、区長や地区への行政協力業務の軽減について質問して、村長より、行政協力業務の削減を進める考えを示していただきました。区の負担が減ることは望ましいことではありますが、全てを行政に任せれば解決するというものでもないかなと思っております。地区に住む住民にできることは住民で行うということも大切なのではないかなと思っております。

そういったものを踏まえて、まず一つ目の質問となりますが、まっくん生活支え愛事業について質問をさせていただきます。

今は、全国的に自治会の在り方が問われているような時代です。自治会に所属することを拒む人が多くなっている一方で、ボランティアや地域貢献で人や社会の役に立ちたいと考えている人は多くおります。自治会もボランティアの一つだと捉えてはおりますが、近年ライフスタイルが変化したこの現代では、自治会などの団体に属することを避けたいと思う人が多くおります。個人でボランティアをするほうがよいと考えている人は少なくありません。

もし、自治会がなくなってしまったとして、自治会の代わりに行政が全てを対応するという事になったとしたら、人手や費用などの面を考えますと、行政の力だけでは対応し切れないと想像できます。防犯・防火・防災など、地域の安心・安全や身近な困り事などの一部は、住民で解決または対応することが望ましいのかなと思っております。

自治会の運営が持続できない可能性があるこの時代で地域を守っていくことが、自治会だ

けでは難しくなるかもしれません。そこで、自治会などの団体に所属せず、個人でボランティアとして地域を守るような仕組みづくりが必要になるのかもしれません。

そこで、当村では、ボランティアによる高齢者世帯等の助け合いを行うまっくん生活支え愛事業が平成26年の8月から始まっております。まっくん支え愛事業の要綱を見ますと、こう書いてあります。一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増え続けている中で、村民参加による地域助け合いの精神を基調に、有償での在宅福祉サービスを推進することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにすることを目的とするとあります。

また、この事業の対象となるのが75歳以上だけの世帯の方で、世帯員全員が援助を必要とする世帯、または障がい者のみの世帯で、世帯全員が援助を必要とする世帯となっております。また、同一敷地内または約100メートル以内に居住する子の世帯がある場合は、子の世帯全員が援助を必要とする者であることと定められております。こういった対象範囲を見ますと、非常に範囲が狭いのではないかなと感じる次第でございます。

現在の利用状況を確認したところ、令和4年度の利用者数が19件、ボランティアの登録者数が54名となっております。第5次総合計画で示されていますまっくん生活支え愛事業の令和7年度の将来利用者目標が年間50回と、ボランティアの登録数が70名というような目標がある中で、現状を見ますと、まだまだ低い状況にあるかなと言わざるを得ません。

そもそも対象者が少ないのかと思いましたが、例えば、70歳以上の高齢者が令和4年の時点で2,989人。また、一人暮らしの高齢者の世帯は、平成26年に359名から統計が残っていた2020年度時点で、508人と大幅に増えてはありました。こうした背景から考えますと、恐らく村民の認知度があまりにも低いのかなということ、あとは先ほども説明させていただきましたが、実施要綱にあります対象の要件が非常に厳しいのではないかなというところが挙げられます。そうすることで、利用者が少なくなってしまうのではないかなと思われるます。

これからの時代、自治会でどうこうできるような時代ではなくなってきているという現状も踏まえ、個人のボランティアを生かして、ボランティアをマッチングするような、住民同士が助け合いができる体制を強化する必要もあるかなと考えられます。

こちらのまっくん支え愛事業ですが、事業開始から9年が経過しております。そのため、実施要綱等も古くなっており、事業の見直しが必要だと考えられます。

ここで、三つほど質問をさせていただきます。

まず一つ目、時代に合わせて、実施要綱のほうを見直すべきではないかなと。二つ目、こちらの事業、村民への認知を上げる必要があるのではないかなということ。あと三つ目、こちらのボランティアに中高生の方を……。

議長（原 源次） 西森議員、すみません。一問一答方式でありますので、まとめてでなくて、1項目ずつお願いできればと思いますが。

1 番（西森 一博） わかりました。すみません、1項目めからいきます。

時代に合わせて、実施要項を見直すべきではないかなということですね。

答弁よろしくお願いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

まっくん生活支え愛事業について、まずは時代に合わせて要綱を見直すべきではという御質問であります。

議員御指摘のとおり、まっくん生活支え愛事業は、担当課におきましても、利用者数や登録ボランティア数に課題を抱えているという認識でございます。

その中で、幾つかそれを阻害している、利用者が増えない要因というところの厳しい条件というところ、例示をいただきました。その中で、まずは同一敷地内、または約100メートル以内に居住する子の世帯がある場合は、子の世帯員全員が援助が必要な者であることというところがございました。

この内容を規定した理由といたしましては、ボランティアの数自体が少ないというところもありまして、まずは、近くの親族の方に支援をしていただきたいという思いから定めたものと引き継いでおるところでございます。しかし、実際のこれまでの相談や経緯を振り返りますと、近くに親族がいるようなケースはほとんどなく、この条件が利用者数が少ないことの原因というところではございません。

また、どうしても近くの親族の支援を受けられないケースというのものもあるかと思えます。最近では、病院の立会いなどにおいても親族の同席を断るケースもありまして、現代社会は家族、また親族との関係性が複雑になってきているというところがございます。

また、75歳以上という年齢要件も、確かにこの取組を進めていくに当たり、今、あまり年によって70歳、80歳、下手したら90歳ですごい元気な方もおれば、60歳を過ぎると、かなりちょっと昔と違ってしまったなという人もいるのかと思えます。そういった背景もあります。

現状につきましては、要綱に村長が認めるものという規定がありますので、その部分は民生児童委員さんとも意見交換をし、しっかりと状況を評価した上で認定をしているというところが実際のところでございます。

そういった中、まず近くに親族がいるという条件設定は、当初の思いについては尊重できるものではあります。先ほど申し上げましたとおり、家族・親族との関係性は複雑化しておりますので、その部分は現代に合うような形で見直しを進めていく必要があるのかと、そういったところは感じておるところでございます。

年齢要件等につきましても、引き続き担当課と検討を重ねてまいればと思えます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ぜひ見直しをしていただければと思えます。それこそ昔から、遠い親戚よりは近くの御近所さんと言われていたようなものがありますので、ぜひこういったところをちょっと進めていただければなと思えます。

二つ目の質問です。こちらの事業のほうですが、村民への認知を上げる必要があるのではというところで、答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村民への認知を上げるべきではという御質問、御提案であります。

現在、村といたしましても、御指摘のとおり、こういったボランティア数、また利用者数が少ない要因の一つは、広報不足というところは感じておるところでございます。利用者を増やすと同時に、ボランティアの数も増やさないとはいけません。一つはこういった広報活動、広報紙やホームページをはじめ浅く広い広報活動、こちらは増やしてまいりたいと思えます。

また、民生児童委員さんや地区社協など、対象者と接する機会が多い方々、またボランティア意識の高い方々に対しましては、改めて説明する機会を設けることで、狭く深いそういった普及活動も同時に増やしてまいりたいと思います。

次年度になりますと、村役場の福祉の窓口につきましては、専門職が最初に対応してそれを次につなげるというところで、最初に住民の皆様と顔を合わせる方が、伴走型支援を目的といたしまして固定化といいますかされますので、そういったところでも、状況に応じてこういったまっくん支え愛ボランティア、支え合い事業が促進されるようなところも業務の一つに加えていただいて、進めていくことができればいいのかと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 広報を進めていただいて、利用促進を進めていただければと思います。

三つ目の質問で、このボランティアのほうに中高生の参加を勧めてみてはどうかというような質問になります。お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） このボランティアに中高生の参加を勧めてみてはという御質問であります。

現在、この中高生の参加を認める点につきましては、要綱上はボランティアの年齢の規定は定めていないというところがございます。しかし、生活を支える事業でありますので、一定の社会経験というものがようになってくるというところは思います。ですので、中高生が登録をして定常的に実施をしていくことは私は違和感があり、不適切ではないかと感じておるところでございます。ただ、この違和感等については、私や担当課長の考えが古い、間違っているという可能性も否定はできません。この辺りは、また議員とも意見交換をさせていただければと思います。

ただ、定常的ではなくピンポイントで利用希望の相談があった際に、御近所同士のふだんの関係性の中で、お互いの承認が取れば、こういった中高生のボランティアを経験していただく、そういったところは非常にいい取組なのではないかと感じておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） そうですね、ピンポイントでのボランティア参加というのは非常によいかなと思いますし、ボランティアに参加することによって、地域に根差していただくという意味合いもあります。ぜひ、ちょっと前向きに検討していただければなと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

公共施設予約システムについて質問をさせていただきます。

スポーツや研修などで村内の施設を利用したい場合に、ネットで施設の利用状況が確認できる公共施設予約システムの運用が今年4月から始まっております。現在、32の施設が対象となっておりますが、予約の利用ができず、空き状況の確認のみとなっております。予約する場合は、教育委員会が観光森林課の窓口に行かなければなりません。予約システムを導入し

たのになぜ予約ができないのか、そういったところをちょっと聞いたところ、システムが1時間単位での予約を取る仕組みになっているんですが、当村の施設規則にある使用時間の単位と合っていない施設があることや、施設使用料の算定、あとキャンセルの対応など、すぐに予約システムを稼働できる状況にないということを確認させていただきました。今はまだ予約ができない状況であっても、予約状況の確認が取れるだけでも、村民の利便性は向上しているのかなと思われます。

こういった便利になっていくだろうこのシステムなんですが、残念なことに、村のホームページからシステムへのリンクがちょっと分かりにくい状態であるというような印象を持っております。

公共施設予約システムは利用者の利便性の向上につながるとともに、職員の負担軽減にもつながるのかなと期待できるところであります。現状の課題として、各施設の規則や予約窓口の一本化など、見直しが必要があるかなと思われます。

また、この予約システムが正常に稼働するようなことがあれば、将来的には地区の公民館等、予約が取れるっていう状況ができれば、各公民館の利用促進にもつながるのかなということも期待できるかなと思っております。

そこで、三つほど質問させていただきますが、まず一つ目。

施設の管理規則の見直し、こちらも必要とされるのではないかと、見直しをするべきではないかなと思われますが、答弁よろしくお願ひします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 西森一博議員、公共予約システムについてで、住民の利便性向上、それから職員の負担軽減につながるための予約体制を整える必要があるということにお答えいたします。

現在、公共施設に関する条例が三つございます。施設の特性に応じ、使用料は平日・土日及び休日の時間帯、午前あるいは午後あるいは夜、あるいは終日になりますが、や1時間単位で設定をしております。公共予約システムの使用が、時間単位で予約するものとなっております。議員お話のとおりでございますので、そのため、使用料の料金体系と予約システムがうまくマッチングしていないという施設もありますので、オンライン予約を本格稼働するに当たっては、このことが問題となっているところでございます。

今年の4月から運用を開始したシステムであります。予約を管理する担当者や利用者から、画面展開が少し分かりにくい、あるいはやや難しいというような御指摘もいただいております。システムを導入したばかりではあります。条例や規則等をシステム、今動いてるシステムに合わせるというか、合う形に見直すということではなくて、村の実情に合わせた別のシステムを導入することも含めということで、今後どういった形で予約システムを運用していくか、現行で動いてるものを、当然今、議員さんおっしゃったように利便性は図られている点があるわけでございますけれども、その辺りを、関係する部署とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） そうですね。システムのほうを改修していただいて、改修というか新しいものにするのか、とにかく利便性を上げるということと、あと将来的にやはりこう

いったシステムが非常に便利で、そして必要になるのかなという思いはあります。ぜひ、こちらのほうも進めていただければと思います。

二つ目の質問としてですが、予約窓口を一本化してみてもどうかというような質問になります。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 予約窓口の一本化についての御質問でございます。

村にある公共施設ですが、指定管理者に管理を委託している施設、これは村民体育館、それから大芝陸上競技場、野球場などと村直営で管理している施設、こちらは森の学び舎、フォレスト大芝、村民センター、村の公民館があります。それぞれ施設の使用の目的に応じ、使用できるかできないかなどを把握しながら、予約を受け付けております。

窓口を一本化すると、今申し上げたその担当していない施設は、使用目的に応じたどうなんだろうという判断に時間を要するということもあり、予約は、施設を担当する部署で引き続き行っていくことが望ましいというふうに考えております。

また、村の公民館ですが、公民館は社会教育法に基づく施設でありますので、政治あるいは宗教、あるいは営利を目的とした場合には使用していただくことが難しい、できない等の制限もあります。ですので、システムでの予約受付するのはなじまないかなというふうに考えております。ただし、地区の公民館、先ほど地区の公民館もということでお話をいただきましたが、については、その必要性をまず分館長主事会等で意見交換、あるいは意向調査等を行いながら検討してまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） そうですね。今、予約窓口の一本化はちょっと難しいなという御意見だったんですが、やはり横のつながり、行政はどうしても縦割りになってしまうがちなので、横のつながりもできるだけつなげるような形になれば望ましいですね。そうすることによって、利便性も上がるのかなという思いもあります。

三つ目の質問です。

村のホームページのトップのほうにシステムのリンクを貼るべきではというような質問になります。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村のホームページのトップにシステムのリンクを貼るべきではという御質問でございます。ありがとうございます。

今年度から、予約状況を村のウェブサイトから確認できるようになりましたですけれども、今御指摘のとおり、トップページにリンクが貼られていなかったために、サイトを探すことが難しい状況になっておりました。

この件につきましてですが、ウェブサイト管理の関係部署と調整を行いました。先日、トップページの目的から探す便利ナビに、施設の空き状況のバナーを追加してあります。バナーをクリックするとシステムへアクセスできるように改善いたしました。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 早速、改善していただいたことは大変ありがたいと思います。あ

りがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。

公民館の修繕費の補助金について質問をさせていただきます。

村内12か所の公民館のうち、11か所は建設から20年以上経過しており、30年以上を経過している公民館は3か所となっております。南箕輪村公共施設個別施設計画では、地区公民館の目標使用年数を60年としておりまして、長期的に使用する計画となっております。昨年、私が区長のときに中込公民館の屋根の塗り替え工事を行ったんですが、中込公民館は建設から30年以上経過しておりまして、屋根だけではなく、外壁などの修繕も必要になっている状況です。

しかし、ここ近年の資材高騰などの影響もありまして、工事費用が高くなってまいります。一度に屋根の塗り替え、壁の修繕というものを一度に工事することが非常に難しい状況でした。屋根の塗り替え工事には、今回、村の補助金を利用して、工事費の3分の1を補助してもらうことができましたが、この補助金を使って工事した場合ですが、今後、10年先まで補助金を利用できなくなってしまう。

各地区の公民館の維持管理は区が委託されており、修繕のために積み立てをしている区は多いかなと思われませんが、築年数が経過すればするほど修繕のコストは高く上がってまいります。大規模な修繕をするときには区の負担が大きくなりますので、補助金をどうしても使いたいと考えますが、この修繕費補助金交付要綱の第3条第2項に、完成の日より10年以上はいかなる補助も行わないとありまして、大規模な修繕を行いたくても行えない、10年先まで先延ばしをしなくてはいけないという状況が出てまいりました。

交付要綱が策定されたのが約32年前と、こちらも古くなっております。個別施設計画にあります施設の長寿命化のためにも、築年数に応じて補助金を出すなどの変更も必要になるのではないかなと思われませんが、こちらでちょっと質問をさせていただきます。

交付要綱にあります補助金の対象期間の見直しを行う必要があるのではないかなと思いますが、答弁をお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 公民館の修繕費の補助金に関してということでございます。対象期間の見直しという御質問でございます。

村の公民館等の建築、修繕費補助金交付要綱、平成3年のものがございます。1月9日付になっておりますけど、西森議員の御質問にあるんですけども第3条、ちょっと端的に申し上げますが、分館等地区公民館、分館等と言わせてください。分館等を建築する場合の補助に関して、補助を受けた分館等は、完成の日より15年以内はいかなる補助も行わない。これが第3条の1項でございます。

今、お話しされた3条の2項のところなんですが、分館等修繕するものについては、事業費、消費税を含みますけれども、10万円以上で村長の査定する額の3分の1以内とし、同一箇所修繕については、災害、その他自然条件により修繕を要すると村長が認めた場合を除き、完成の日より10年以内はいかなる補助も行わないとしております。

この同一箇所ってところが一つのポイントかなというふうに受け止めているんですけども、ですので、分館等は西森議員お考えのように、同一の修繕箇所でなければ、修繕に村の補助を活用できるというふうに考えております。

分館等は、議員先ほどの御質問にあったように、うんと地区コミュニティの大事さを考えられて、大きなよりどころになるところかなと思っています。また、防災の拠点でございますけど、地区の要望として今の点、修繕に関して等をお伝えしていただければ、計画をその後組んでいくということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

このところ、年に数件、緊急の修繕について、補助をしてもらえないか等の相談が寄せられております。ですので30年前の云々では対応が難しいところもあるという状況は承知しております。教育委員会としましても、分館等の経年劣化により、修繕が必要なケースが増えるという認識も持っておりますので、区からの要望をお聞きしながら、必要により要綱を検討してまいりたい、そういうふうを考えております。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ちょっと私の解釈違いもあったかなというところもありまして、でも、やはり今後、修繕はどんどん増えていくかなと思われま。その際に、区の負担を軽減できるような形で補助金を出していただければなと思います。

私の質問は以上となりますが、ちょっと時間がありますので、少しだけお話をさせていただきますと、私は議員になってから、約大体5か月ほど経過しました。その間に、区の役員の担い手不足や区の運営など、こちら各地区の抱える課題に対して注目をして、活動をしてまいっております。

様々な方からお話を聞いて調べている途中ではありますが、自治会に入らない、または抜けてしまうっていうのは、団体に属することを嫌がるというよりは、そこで生じる義務感が嫌になってしまうからだなと思っています。世の中が便利になって行政サービスが充実して、地域で助け合わなくても生活ができるようになっていますので、それに対して区の規約や制度が変わらなかつたっていうこともありまして、義務感だけがどうしても残ってしまったのかなという印象を持ちます。

ただ、これは地域だけの問題ではないなとは思っておりまして、これは行政にも言えることではないかなと考えられます。行政は、国や県からの来る仕事が増え続ける一方で、その仕事を減らすということがなかなか難しいということを聞いております。

議長（原 源次） 西森議員、せっかくですが一般質問ではありませんので。

1 番（西森 一博） じゃあちょっと一応これ締めとさせていただきますが、今後こういったものを見直しとかを進めていただいて、住民とともに暮らしやすい村にしていくことを望んで、一般質問とさせていただきます。

以上になります。

議長（原 源次） これで、1番、西森一博議員の質問を終わります。

ただいまから、10時45分まで休憩いたします。

ただいまから、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時29分

再開 午前 10時45分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。

大芝高原まつりが4年ぶりに開催され、住民こぞって様々な方法で楽しみました。第38回

大芝高原まつり、昼間2万人、お祭りパレード9団体500人、今井愛子さんのパッシンググループの赤やピンクのシャツ、白いズボン、ネーミングはレッツエンジョイダンシング。まさに笑顔たっぷりの踊りでした。私は、ニュースポーツの取材に広報委員と一緒に駆けつけました。子供も大人も芝生の中で、家族連れ、友達などとはしゃぎ回って楽しんでいました。夜は待ちに待った花火大会、雷が鳴り出しもったいぶらせたが、しっかり夜空に舞い上がりました。花火の打ち上げ100発というスターマイン5号玉55連発、フィナーレを飾りました。雷が鳴り、出だしが遅れましたが、見事な花火大会でした。我が家のベランダからエールを送っておりました。夏祭りの最後を飾るイベントでした。関係者の皆様に感謝いたします。

さて、あらかじめ通告いたしました一般質問をいたします。

まず最初、村民の声を聴く会からの御意見です。対応が早ければ何とかかなると思ひ、質問しました。

マレットゴルフ場が荒れている。今まで、コース整備を同好会でなく大芝開発公社がやるからと言われたという。おでかけ村長室でも直訴したといひます。コース整備は4月の開始のときばかりでなく、同好会がプレーしながら整備していたので、コースが荒れずにいたという。やはり、今までどおり同好会に任せてほしいという。このままだとコースが荒れ、カップ周りがなじまず、スコアが伸びない。よそから来た人たちから、コース整備をしてほしいと同好会に苦情があるという。使用料を支払っているからという。そこにつけてあります5、6年前の一般質問でこういうことを質問しました。

このままでよいのか、今までどおりできないのか、答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

マレットゴルフ場を整備してはというところの御質問であります。村では、大芝高原の管理を南箕輪村開発公社に委託をしております。その中に、マレットゴルフ場の管理、整備も含まれております。

さて、現在、開発公社が経営改善を進めておるのは、議員も御存じのことと思ひます。その中で、令和5年度から、開発公社ではマレットゴルフ場のコース整備について、危険箇所への対応など、通常のプレーに支障のない範囲内で整備をしております、私も現場を確認し、担当職員が熱心に早朝から出勤をいたしまして、整備を行っているのを見ております。

おでかけ村長室で、私も同様の要望をいただきました。実際どういったところが整備できていないんですかというところで詳細をお伺いいたしましたところ、毎日プレーする中で、そういった一般的な整備だとスコアが伸びないと。そういったところで満足がいかないんだというところで、私はお聞きをしたところであります。

令和5年度から始めております、まだ整備を始めて半年もたたないような状況であります。また、マレットゴルフ場の整備というものは、ある意味ちょっと特殊なものでありますので、整備のノウハウや知識は、これから蓄えていく段階ではないかと捉えております。

公社の再建計画等も踏まえまして、これからも持続可能なマレットゴルフ場としていくには、御要望の内容や、また公社が気づかない点、そういった点をぜひ共有をしていただきまして、公社の整備のレベルを上げていく形が、現在は望ましいのではないかと考えております。また、1年たちますと利用者数の動向等も出てまいりますので、その点も材料として判断をすべきではないかと思ひます。

正直申し上げますと、スコアを伸ばすための整備を実現するのに、半年間という期間というのは、ちょっと時期的にも厳しいものがありますので、もう少しお時間をいただきまして、また熟練のプレイヤーの皆様には、ぜひ若い公社の職員を温かく育てていただくという観点で、御意見を今後ともいただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） そういう理由ですので、そういったことを同好会の皆さんと情報共有をするために話し合い等を行っていただいて、よりよい同好会の方たちが満足のいくようによろしくをお願いします。

さて、次に、大芝公園管理事務所の仕事の内容はどのようなものかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝公園管理事務所の仕事の内容ではありますが、一つ一つ申し上げます。

大芝高原内の全体の管理、スポーツ施設全般の整備そして予約、各施設の鍵の貸し出し、マレットゴルフの受付と道具の貸し出し、マレットゴルフコースの整備、コテージ・キャンプ場の予約管理、鍵の貸し出し、大芝高原内のトイレの清掃管理、キャンプ場のバーベキュー場の予約管理、食材または道具の提供、そういったことを大芝公園管理事務所では行っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 開発公社が請け負う部分で、大変いろんな仕事があるんだなと改めて感じた次第です。

先ほど、同僚議員の内容を加味して、施設予約システムの構築はいつごろ可能かということをお聞きしましたけれども、24万3,000円ということで、今現在問題点がありましたので、内容についてお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） マレットゴルフ場の整備に関連しながら、予約システムの構築はいつ頃かという唐澤議員の御質問でございます。

御質問の公共施設予約システムでございますが、先ほどもお答えしましたが、今年度4月から運用され、長崎県のシステムを使っています。施設の空き状況の確認ができるようにしていますが、村民センターや村民体育館、それから大芝公園内の各施設の空き状況が分かるようになってはいますが、マレットゴルフ場なんですけれども、一般の利用客というか利用をされる方が、予約なくても利用できるという。だから、端的に言えば、予約状況がこうだからではなくて、利用できるという、そういう特質上というか性質を持っておりますので、運用をしていくことに関して難しさがあるという受け止めをしていますので、マレットゴルフ場に関しては、予約システムの構築は現在予定していないという状況でございます。御理解をお願いします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 長崎県のシステムを導入されて、よりよい利用ができ、施設予約ができるようにお願いしたいと思います。

2番に移ります。

ふれあいの里付近の木の枝の管理は、北原地区の大泉への道周辺が、木が折れて交通に支障がある。誰が管理すべきなのか。ふれあいの里は、平成17年10月に事業開始した高齢者複合総合施設です。その周辺の道へ木が乗り出していて、往来に不便であります。今年でなく、例年の台風が来た翌日には木々が折れ、道に落ちて危険です。

村道3008号線、北原地区の大泉の道の周辺で、木が折れて交通支障があります。まっくんバスが通るにもよけ合いができず待っている。支障木は上のほうまで道のほうへ覆いかぶさっていて、伐採は誰がするのか。とにかく通れるようにしてほしい。太陽光の施設が西側にあり、その木も伸びている。

答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ふれあいの里付近の木の枝の管理はという中で、まずは北原地区の大泉への道周辺、村道3008号線であります。木が折れて交通に支障がある。誰が管理すべきなのかという御質問をいただいております。

こちらの箇所、村道3008号線であります。以前にも倒木や枝木が張り出したりといったことがありました。その際、土地の所有者へまずは連絡をして、倒木の撤去や伐採をお願いした経緯がございます。

まず、管理の基本的な考え方ではありますが、私有地から道路上に張り出している樹木等は、土地所有者に所有権がございますので、その伐採や処分等については、まずは所有者に管理していただくところが基本となっております。しかしながら、所有者がすぐに対応できない、通行に支障を来す、また緊急性が高い場合等につきましては、所有者に通知をした上で、道路管理者であります村のほうで通行ができるように伐採を行うなど、管理をしております。

そういった基準でございますが、道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内には、障害となるものは置いてはならないと規定をされています。その基準に従いまして、村では管理を進めております。

ひとつ気をつけていただきたいのは、こういった私有地から道路上に張り出された樹木が原因で事故等が起きた場合は、所有者に責任が問われる可能性も低くございませんので、所有者の皆様には、適切な管理をお願いできればと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） やはり、所有者がなかなかつかまらないような状況があるかと思っておりますので、村の管理でできる限りお願いしたいと思っております。

2番に移ります。

まっくんバスの停留所があるが、利用者はいるのか。

前にまっくんバスの利用者が入居者でおりましたが、民間の送迎バスが出てきました。今でもいるのか、答弁をお願いします。利用者がいなければ、また路線変更など検討すべきではないでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まっくんバスの停留所、利用者がいるかどうかという御質問であります。

まっくんバスの停留所、ふれあいの里前でございますが、こちらはふれあいの里の入居者や訪問者のために、平成29年度に新設をいたしました停留所でございます。実際、利用者がいることは、まずはふれあいの里の職員からも御報告をいただいているところでございます。その具体の利用者数であります。ちょっとデータを取る関係で、ふれあいの里前に加えまして、北原と北原公民館、この三つの停留所を合わせて、今データを取っております。一つ一つのデータがないところでございます。申し訳ありません。

3か所の合計のデータによりますと、現在、バスの本数は1日に北コース2便、東コース2便となっておりますが、この3か所の停留所の合計につきましては、令和4年度が年間52人、令和3年度が24人、令和2年度は60人となっております。年間でするので、数については非常に少ないというところでございます。

利用者がいなければ、また少なければ路線変更すべきという御提案を今いただきました。現在、地域公共交通基礎調査を実施をしております。また、地域公共交通計画を今年度、来年度にかけて策定をしておりますので、その今調査をしていますので、その結果を踏まえて判断をしてみたいと思います。ただ、監査委員の皆様からは、現在、村の公共交通につきましては交通弱者に重点が行き過ぎていて、勤労者に目線がいていないように思われるという御指摘もいただいております。

さらには、今後、伊那市・箕輪町では全地区を網羅したドア・ツー・ドアのサービス、こういったものが実装されてまいります。本村においては、今そういったものは実装されておりませんので、そういったことも含めまして、公共交通の抜本的な見直しについては急務と考えておるところでございます。

その中で、このまっくんバスについては、ドア・ツー・ドアのサービスではありませんので、交通弱者ではない方、勤労者等に目線移して、利用しやすい環境に持っていくのも一つの案なのかなと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） はい、分かりました。3番に移ります。

みなみみのわ森の音楽祭、もっと宣伝するべきでは。

1番、村報の7月号のチラシでは、観客が少ない。前日にメールで知らせた。もっと周知を。専門家による一流のプロの演奏なので大変満足したが、もっと住民に知らせるべきではないかと思えます。

日本のトップ奏者が集結し、大々的な演奏会が開かれました。2日目、280席に対して200人の集客。弦楽四重奏曲アメリカ第一楽章など曲目の変更があり、担当者は大変だったようでした。日程が決まった時点で外に横断幕を貼るとか、もっと集客をしてほしいと思いました。

チケットがすぐ売り切れと思ったのか、前日にメールで知らせ、2時開演なのに間違えて3時に来たり、演奏会に大枚をはたいて夫婦で行くのに、夫も誘えばよかったという方がいました。草取りに行ってしまった。ほかの知り合いに聞くと、7月の村報を見ていないので、こんな重要なこととは知らなかったというふうに言いました。

1について、答弁を求めます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） みなみみのわ森の音楽祭、もっと宣伝をするべきでは。住民に知らせるべきではという御質問でございます。

今回、7月の22日、23日の2日間にわたりまして行われましたみなみみのわ森の音楽祭につきましては、22日に大芝高原森の学び舎で観客が約60人、23日には村民センターホールで観客が約200人、合計延べ260人の方に御来場いただいたイベントとなりました。来場者からは大変満足という御意見をいただいておりますが、とてもよかった、来年もまた来たいという声を多くいただいております。それほど、トップ奏者による演奏の数々は、聴衆の感動を呼ぶすばらしいものであったと思います。

広報であります、6月下旬に村の公式ウェブサイトで、そして、広報紙7月号に御指摘のとおり挟み込みを行い、開催を広報したところでございます。また、先ほどお話にありましたが、2日目の村民センターホール開催分は席に余裕がありましたため、前日にメールとLINEで当日券の販売についてお知らせを行いました。

せっかくのすばらしいコンサートであります、議員御指摘のように、このようなものが開催されるということを知らない住民がいることについては、反省事項として受け止めております。

当事業は、長野県の地域元気発元気づくり支援金を活用して実施しておりますが、その中の事業効果の目標といたしましては、1日目の森の学び舎の参加目標人数を50人、2日目の村民センターの目標人数を200人と設定をしております、それはどちらも達成はできたところでございます。そのため、初回の取組としては、及第点であるのではないかと評価しておるところです。

また、アンケート調査による満足度につきましても、1日目が97%、2日目が88.7%が満足という結果になっておりまして、こちらも目標を超えております。しっかりと多くの皆さんに、一流の芸術に、これまでこういった取組を村では行ってまいりませんでしたので、触れていただきたいと思いますので、いただいた意見、反省事項として次回に生かしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 分かりました。2番に移ります。

休憩時間中、トイレが和式が多い。出てきて洋式を探す人がいた。前倒しで早急に洋式化をお願いしたいと思います。

前回、一般質問で、あちこちの和式トイレを洋式化すべきという質問を私がしました。皆さん高齢でしゃがめない、子供は家が皆洋式で使えない。ぜひそういったことで、洋式化ができるか教育長にお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 休憩時間中、トイレが和式が多いということで、ニーズがすごくあるかなっていう、洋式化のニーズというそういう御質問であります。前倒しという言葉を使われていますが、実際、今計画を持っていないというところがございますので、そのことを踏まえながらっていうことでお願いします。

村民センターのトイレ、洋式トイレは現在、1階の女性用トイレが全部で8基あるんですが、そのうち2基が。それから男性用が3基中2基、2階の女性用トイレが4基中2基、男性用が2基中1基となっております。和式から洋式に変更すると個室の面積が大きくなり、現在の数、今便器の数を言いましたけど、が確保できるかどうか、そこが心配な点でございますけれども、全てを洋式化する必要があるかどうか、そういうことも含めながら、今後検討していきたいなというふうに思っています。

やはり村全体、学校も含めてなんですけど、今、洋式化というのを丁寧に進めていかなきゃいけないのかなというそういう認識を持っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 森の音楽祭、来年も開くようですので、ぜひ実現できたらうれしいと思います。

4 番に移ります。

道路の補修の実態は。

道路が凸凹になったらLINEで連絡、その後補修というが、その実態はどうなっていますか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 道路の補修に関する、またLINEに関する御質問でございます。

令和5年2月からスマートフォンのアプリケーションLINEを活用いたしまして、村が管理する村道の損傷などの情報については、住民の皆様からLINEで通報をいただいているような状況となっております。LINEによる通報の件数であります。令和5年2月から8月末までで合計で40件となっております。その中で、6月から8月までの3か月間が32件の通報がありましたので、最初のほうはなかなか周知が進まず数が少なかったんですが、最近は数が徐々に認知が広がるとともに増えておるという状況でございます。

対応について御質問いただいております。

こちら対応につきましては、電話でいただいたときと同様に職員が現地を確認し、補修対応をすぐ行うということにしております。ただ、破損の状況にもよりますが、軽微なものや小規模のものにつきましては、建設水道課の担当職員が直接補修をしております。少し大きなもの、大規模なものにつきましては、道路舗装修繕契約をしております事業者へ補修を依頼しているというのが現状でございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 一緒に回答があったんですが、すぐ補修してありがたいんですが、また壊れることもあります。対応は専門業者に依頼しているということでしたので、ある地区で村民の声を聴く会で、ある場所が凸凹があり過ぎて舗装されていないというようなところもありましたけれども、村道1014号線の丸登運送付近が結構きれいになっていたなと思いました。

またこの制度を活用して、多くの土木事業がうまくいくようにしてほしいと思います。

5 番に移ります。

新四国霊場の管理の効率化を。

北殿、松林寺の裏の林の中に新四国霊場があります。お四国様と言われて、多くの人に親しまれております。この北殿老人クラブ、二人で現実清掃に当たっているようで、杉の大木や紅葉の大木が12本がある。これを木を切ってほしい、木くずの処理が大変だというようなお話がありました。

北殿の人、有賀嘉吉の願いに心を動かした人々の寄進によってつくられた新四国霊場、昭和51年に村の文化財第1号に指定され、昭和63年に有賀家から村に寄贈され、今は老人クラブの人たちが清掃奉仕によって大切に保存されているといます。

この木くずの処理とかそういうのを森林税、今度、国の森林環境税などの活用をしてやっていただいたらどうでしょうか。お聞きします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 新四国霊場の管理の効率化をということで、御質問をいただいております。

新四国霊場の管理については、毎年4月に老人クラブという言い方ではなくて、今、北殿令和会、令和クラブというそういう言い方をしていますので、よろしく願います。と管理委託契約を結んでおります。霊場内の清掃作業等を委託ということであります。

実際に、すみません、何人で行っているかということまで、すみません、私把握しておられないんですけれども、何か要望があれば会長さん、北殿の方ですけれども、会長さんから連絡をいただくというふうになっていますので、今議員さんお話の点、またちょっと確認を試みたいとは思っていますが、今のところ、そういうお話は会長さんからいただけてないというところであります。

霊場の周囲や内部に杉・ヒノキ・カエデなど、多くの木が植えられております。中には老化している、枝が落ちるといったような状況もあります。倒木が懸念される木もあるんですけれども、木を切ってほしいという御要望でありますけれども、村指定の文化財である石仏が多数あそこに位置していますので、石仏を損傷させずに伐採するっていうのは、私も何度か行っていますけど、難しさがあるかなというふうに思っております。さらに大きな木ですと、その場で倒すっていうのも困難さがあるということで、クレーン等の大型重機の活用が必要になるかなと思うんですが、中に入れるか、あるいは敷地の外にクレーンを入れるか、いろいろな課題があるかなというふうに思っております。

石仏なんですけれども、造られてから長い年月がたっていて、風化といいましょうか、劣化が大分進んでいます。保存ということを考えたときに、今の木が生い茂っているあの状況というのは、ある意味適しているところがあるので、伐採してしまうと風化が進んでしまう、そんなリスクもございます。

今の神秘的な景観というのを大事にしながらもでありますけれども、現状としては大きな木をそのままというか、大事にしながらということしていくことが望ましいかなと思っておりますが、道路に出ているものとかは、私も含めて処理をさせていただいていますが、それから木くずの処理等については、今年度から職員が伊那中央清掃センターに搬入するように変更しております。今行くと、中に堆肥を積むような枠があると思うんですが、それをまた運ぶという、そんな動きかなというふうに思っております。手数料も予算化してございます。

それから最後、議員御質問の森林税、それから森林環境税は森林整備事業のみに活用できるものでありますので、史跡であるというお四国様でありますので、適用外でございます。

で御了承ください。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） これは、北殿地区の村民の声を聴く会の方から言われたことですので、私はあんまりよく分かっていませんが、そういったことが必要かどうか、ちょっとまた教育長さんと御相談をお願いしたいと思います。

もう相当あの木はえらいことで、12本もあって本当に大変だとそういう直訴があったんですけど、村長のときにまたいつて直訴してもらえば、何とか本当に真剣に考えていただけるかなと思いますので、よろしく申し上げます。

6番に移ります。

公用車1台、車検切れで乗っていたのが発覚。80台の車を財務課が管理していたと言うが、実情はどうかを答弁願います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 公用車の車検切れの件でございます。

このたび、健康福祉課で使用しております軽自動車は、本年7月5日に車検が切れていたにもかかわらず、7月6日から8月8日までの間、23日間、延べ40回、10人の職員により運行されていたことが確認をされました。法令を守るべき行政がこのような違反をしてしまったこと、大変申し訳ございませんでした。おわびを申し上げます。

実態や対応につきましては、担当課の財務課長から答弁を申し上げます。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、今回の事案の経過をまず御説明申し上げます。

村長答弁で申し上げましたとおり、該当車両は、健康福祉課で使用する軽乗用車です。車検満了日が令和5年7月5日、車検が切れてからの運行状況は、8月8日までのうち23日間、延べ運行回数は40回で、走行距離は412キロメートルです。実運転者数は10人でした。この期間中の運航における事故等はございませんでした。

それでは、80台の管理に財務課が担当というのが実態はという御質問ですが、現在運行中の村名義の車両は80台です。うち20台は開発公社や社会協議会、消防団等の外部団体で運用しているものであり、役場内で運用している車両は60台になります。このうち、建設関係の特殊車両は建設水道課で管理しており、財務課で車検の管理を行っている車両は55台になります。これらの車両の日常点検や運行管理は、総務課及び運用する原課で行っています。

整備や修理・車検等は、財務課において一括で予算計上して管理を行っております。毎月の車検の依頼は、整備会社から届く案内はがきなどを基に行っております。今回、毎月の車検の依頼を見逃していた車両があり、発覚するまでの約1か月、車検切れのまま運行していたものでございます。

再発防止策として、大きく四つございます。

一つ目として、それぞれの公用車の車検満了日及び定期点検の年間スケジュール表を作成し、財務課に掲示の上、課長、係長、担当職員の複数職員で確認することとしました。

二つ目に、年度当初のその年度内に車検がある車両について、職員のスケジュール管理のシステム上で、満了日1か月前にポップアップされるように登録するようにいたしました。

三つ目として、全ての公用車の運転席の計器盤付近に車検満了日のシールを貼りました。運転職員が運行前に車検満了日をチェックし、過ぎていないことを確認することとしました。

四つ目として、公用車の日常点検を実施しておりますが、その点検表の確認項目に車検満了日の確認という項目を追加し、日常点検時に確認し、さらに、その点検表を安全運転管理業務を行っている総務課で確認することとしました。全て実施を始めております。

財務課ですること、原課ですること、総務課ですること、また、運転手がすることを明確にし、複数のチェックがかかる体制といたしました。確実に実施してまいります。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 分かりました。2番に移ります。

公用車管理係を特設し、洗車やごみ捨てなどをしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

当時、私が伊那市職員時代、伊那市では、市長車の運転手が朝2時間から3時間、車のごみ集めや洗車等、雑用係をやっていました。前の議長から、村長が運転手さんの雇用時間の確保について気を配っていたと聞いております。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） お答え申し上げます。

公用車の整備は、もともと運行する原課で行っていたものを、財務課財政係で一括予算計上し集中管理を行うことで、事務量や経費の削減を図っているところです。

御質問の洗車や車両内のごみ捨てなどは、車両の日常管理の範囲であるので、運用する原課で行うことが効率的と考えられますが、洗車やごみの処分費用は、既に財務課で一括予算計上しているところです。そのほかにも、同様に、事務量や経費の削減を目的として、公用車の燃料や公共施設のごみ処分費も財務課で一括での予算計上、契約を行っております。

県や市などの大きな規模の組織では、財産管理課あるいは財産管理係といった部署が、車両の運行管理から整備まで一括して行っている事例もあります。村がこれと同じように公用車管理係を新設して行うには、運行の管理を行う総務課に配置している安全運転管理者と一緒に配置するなど、人員の再配置が必要なものであり、村の規模で現況よりも効率的になるのかを含めて、今後の検討が必要になります。

しかし、唐澤議員から御提案がありました村長車運転手に、洗車等の公用車管理の一部の業務を担っていただくことは可能かと思っておりますので、前向きに進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） はい、ありがとうございました。7番に移ります。

冬季のマイクロバス送迎は。

北原地区村民の声を聴く会で、中学生も乗せたらという要望がありましたが、今回、私は北原地区へ行かないのですが、その意見を本人には連絡しておりません。北原地区からの要望があったとき、バス運行に教育委員さんから以前反対があり、何度も審議し決定した問題です。歩いて通わせたいという声もあつたりで、せめて冬期間だけということで、また小学生のみという制限、おおむね4キロメートル以上、近くであつて北原地区だけということですので、教育長、答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

冬季のマイクロバスで、北原地区の中学生の送迎といいたいまいしょうか、通学でということでございますので、よろしくお願ひします。

平成19年から、小学生については、冬期間マイクロバスで通学をということで行っているところであります。運行開始の当時の考え方として、議員よく御存じだと思ひんだけれども、通学は徒歩を原則とするが、特別な事情がある場合、子供たちの体力に負担が大きい等々というその場合は、マイクロバスの通学を認めると。北原地区は通学距離がおおむね4キロメートル以上ということ、11月から2月までの冬期間、希望する御家庭には小学生のマイクロバス通学を認めて、現在に至っております。

北原地区の中学生においては、今まで徒歩での通学をしているところであります。徒歩通学は、仲間と歩くあるいは地域の中を歩いて、何かすごく私は好きなんですけれども、精神面・体力面が本当に培われる、養っているっていう大事な通学の手段というふうに思っております。通学路に民家や人家がない、あるいは街灯が少ないことなど、地域の皆様からそのような要望をいただいたことというふうに受け止めておりますが、子供たちのニーズが北原地区でどれくらいあるか、それから実際にマイクロバスを運用するとなると、小学校の下校時刻、それから中学生の下校時刻、それからバスの運行の関係、ドライバーさんの絡みもでてくる、そういうようなことを重ねながら検討が必要かなというふうに思ひますが、今申し上げた北原地区の中学生について、どのようなニーズがあつてどうできるか、そこを検討してまいりたいと思ひしております。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） よろしくお願ひします。

8番です。村道1098号線の歩道設置工事、7月上旬から10月下旬、片側交通工事工期が長い事情についてお伺ひします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村道1098号線の歩道設置工事の工期が長い、その理由はという御質問でございます。

この工事につきましては、令和5年6月21日に請負契約を締結いたしまして、工期については、現在令和5年11月30日までということ、ところで実施をしておるところでございます。工事内容は道路東側へ歩道を設置し、道路西側にある側溝を耐荷重の蓋付側溝へ入れ替えを行い、車道と歩道の舗装工事と区画線等を設置する工事となっております。

現在、工事は順調に進んでおりまして、8月上旬には歩道が設置され、次の工程であります側溝の入替工事に取りかかっているところでございます。この側溝は、周囲にある水田の農業用水路も兼ねているという事情がありまして、農繁期に入りますと、大量の農業用水が常時流れている状況がありますことから、この施工計画時に、この時期の側溝入れ替えは工事費等もかかりまして、施工についても非常に難しいと予想されましたので、一時工事をその段階で中断をいたしまして、農業用水が止まる頃に工事を再開することとした経緯がございます。工事中断期間中も、工事期間中と同様に車道の道路幅が十分確保できず、通行車両の安全確保のために、片側交互交通を継続させていただいたところでございます。

現在であります、農業用水も止まってまいりましたので、側溝の入れ替え工事を行っております。施工業者と今後の日程を確認いたしましたところ、9月下旬頃には舗装工事に取りかかることができそうというところでありまして、予定より早く完了できる見込みとなつ

ております。

舗装工事が完了するまでは、いましばらく片側交互交通が続きます。生活への影響が大きく、近隣の住民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、通行車両と工事現場の安全確保のため、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） やはり工事が始まると、やっぱり方向を変えて畑に行かないとならなかったりとか、いろいろがあつて大変です。うちの近所の側溝設置のときもちょうどリンゴの収穫の時期と重なりまして、やっぱり早く、何とか早くしてくださいとお願いしたことがあります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩とします。

休憩 午前 11時26分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず、1項目めの夏休み期間と大芝まつりの日程についての中で、初めに、小中学校の夏休み期間についてお尋ねします。

今年の夏は本当に暑くて、エアコンが欠かせない日が続く猛暑となりました。気象庁の発表によると、この夏の日本の平均気温は、1898年の統計開始以来、125年で最も高くなったとのことです。エルニーニョ現象やフェーン現象による異常である猛暑が、温暖化が進む中で、いつしか異常ではなく当たり前になってしまうのかもしれませんが、お盆を過ぎれば暑さも和らぐはずでしたが、年々残暑が厳しくなっています。小中学校にもエアコンが設置され、暑さへの対策がなされているところではありますが、登下校時には熱中症のリスクが高まります。

長野県は、とりわけ夏休みが短いことで知られていて、夏休み短いで検索すると、長野県の話が出てきます。令和4年度の小中学校の夏休み日数は、全国平均と比べて、県内平均は10日ほど短いようです。なぜだろうと思う人も少なくないと思います。

理由は、昔は稲刈り休みがあつたからとか、春休みが長いからとか、行事や課外活動が多いからなどいろいろあるようですが、近年の夏の暑さを踏まえて、長野県教育委員会でも、4年ほど前から各市町村の教育委員会に夏休みを段階的に長くするよう促しています。熱中症のリスクを回避するためにも、夏休み期間延長の考えはあるかお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号3番、笹沼美保議員、夏休みの期間の延長の検討はについてお答えいたします。

議員今、丁寧にお話をされましたけれども、夏休み、夏季休業ですが、今年度の場合、中

学校を例にしますと、7月の26日から8月の21日まで、土日を含めて27日間です。都会のほう、私も他県にいたことがあるんですが、40日間、8月いっぱいまで夏休みとか、そんな状況がありますけれども、長野県あるいは本村の場合、夏季休業、冬季休業、それから年度末年始休業、年度初め休業等の日数というのは、各教科、学校行事等の時間、教科で最低この時間はやらなければいけないという時間が決まっていますので、それを踏まえながらの各教科の時間、それから行事等の時間でございます。それから、1日の授業時間数、今5時間、このところは小学校の場合、英語が入ってきて6時間とか一コマ増えているような状況もあるんですけれども、そういう1日の授業時間数との関係、それから登校日数、それを基にした登校日数との関係で休みが決まってきます。

子供たちの学校生活を考えたときに、議員御指摘のように、今温暖化、あるいは今年のような酷暑等は、当然配慮していかなければならないかなと思っています。学校へのエアコン設置は、具体的な対応として令和元年度9月に設置され、今年はかなり活用している、使っているそんな状況でございます。

先ほど申しあげました学年全体の登校日数の観点、それから、暑いから夏休みをどうするかという、じゃあどこまで夏休みをと、そういうことが生じてくるかなと思っておりますので、今の考えとしては、現状の中でエアコンを活用したり、登下校の心配あるいは部活の熱中症の心配も当然あるんですけど、熱中症計を使ったりとか、水分を子供たちは水筒を持って登校したりとか、いろんな状況での配慮を重ねながらということで、現状としては、暑いから夏休みを延ばすという考え方は難しさがあるかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 様々な事情で夏休みが長くなることを望まない御家庭もあるかもしれませんが、夏休み期間をずらしたり、エアコンを活用するなどして、子供の安全を第一に考えていていただきたいと思います。

次に、夏休みと大芝まつりの日程についてお尋ねします。

例年大芝まつりは、第三か第四土曜日の開催で、大芝まつりの花火を眺めながら、今年の夏も終わりかななどと考えにふけったりもするわけですがけれども、大芝まつりが夏休み中か、2学期が始まってからなのかは、その年によってまちまちです。

私の息子たちが小学生だった頃は、夏休みの絵日記3日分が宿題として出されている年もあり、仕事や旅費の関係で絵日記に書くような思い出づくりが難しく、息子たちに申し訳ない気持ちになっていた私は、せめて大芝まつりが夏休み中にあれば、それを絵日記にできるのにと心の中で叫んだこともありました。

また、夏休み中であれば、帰省している御家族など村外からの参加も増えるのではないかなと思うので、観光という観点からも、夏休み中に大芝まつりが開催されるよう調整することはできないでしょうか。お尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 夏休み中に大芝高原まつりが行われないうという、そういう御質問というふうに受けています。

大芝高原まつりというのは、私の知る中では上伊那最後のお祭りとして、うんと地域の方、みんなが楽しみにしている祭りっていうふうに受け止めていますので、お祭りの時期を動か

すことってというのは、私が述べる立場ではないですけど、難しさがあるのかなと思っています。

学校の立場で申し上げます。

学校の夏休みですが、先ほど申し上げましたように、学校の意向を踏まえながら、休みというのは教育委員会で決めていくっていう、法令上そうなっているんですけど、意向を踏まえながら教育委員会で決定していきます。夏休みの思い出として大芝高原まつりを位置づけることにより、子供たちの思い出、絵日記等へっていうそういうお考えなんですけれども、うんとお気持ちは分かるんですけども、受け止めながらですが、夏休み期間中でなくてもっていうふうに思ったり、あるいは夏休みの宿題っていうことは、先ほど同僚議員さんの宿題とちょっと絡むところもあるんですけど、やらされる宿題じゃなくて、自らねっていうところを大事にしたいと思ってるんですけど、宿題としての絵日記、感想文あるいは中学生の生活記録等々に、そういう記録に残さなくても、うんと大事にしたいのは子供たちの記憶に残るといいでしょうか、ふるさとをため込むという言葉を使っていますけども、そういうふうになっていくことを、村としてもあるいは教育委員会としても、あるいは地域としても大事にしていくことというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 今の私の質問は個人的な思いも含めてっていうところだったので、こういうふうに皆さんが思ってるかどうかっていうと、それはそうではないかと思うのであれなんですけれども、大芝まつりは村内外から多くの人が集って、夏の思い出をつくる大きなイベントになっておりますので、いろいろ意見があると思うんですけども、耳を傾けていただきながら、今後も内容の充実を図って盛り上げていってほしいなと思います。

2項目めに移ります。

放課後児童クラブにおける長期休業中の昼食提供についてお尋ねします。

こども家庭庁が今年5月、全国1,633市町村を対象に行った調査で、夏休みなど長期休業中の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育において、昼食を提供している施設はおよそ2割であることが分かりました。こども家庭庁は、保護者のニーズも高いとして、地域の実情に応じて昼食提供の検討を促しています。

来年度から稼働予定の新しい学校給食センターを活用し、放課後児童クラブの子供たちに昼食を提供することはできませんか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブにおける長期休業中の昼食提供について、新しくできる学校給食センターを活用できないかという御提案でございます。

現在、長期休業中の放課後児童クラブの利用状況をまず申し上げます。今年の夏休みであります。南箕輪村小学校で約145人、南部小学校で約60人の児童を平均してお預かりをいたしました。現在、長期休業中の放課後児童クラブでの子供たちの昼食であります。各自にお弁当の持参をお願いしており、この夏休みも同様にそのように行っております。

ただ、議員御指摘のとおり、全国的には夏季休業中の放課後児童クラブでの家庭での準備の負担軽減や、また、夏休み期間中でありますので、食中毒等の不安もありますので、先ほど2割と御紹介いただきましたが、夏休みに昼食を提供する動きは広がっているということ

は事実でございます。

本年度、南箕輪村の放課後児童クラブでは、村内でこども食堂を運営されておられますボランティア団体まほうのおなべの皆様が、カレーの無償の提供をしたいというところでお申し出をいただきまして、希望する児童へ昼食時にカレーを提供する、そういった取組が行われました。私も当日現場にいましたが、子供たちみんなおかわりをするなど、大変楽しんでいた様子うかがえました。

調理室の関係から、南箕輪小学校、そしてこども館の2か所での提供ではありましたが、データとして、放課後児童クラブを利用していた児童の74%の児童がこのカレーの無償提供を希望し、当日食べたというところがございます。後日、保護者の皆様からは、ありがたい、またやってほしい、子供が大変喜んでいたというような声が寄せられております。そのため、昼食提供事業を今後実施した場合、利用していただける保護者の方は相当数いらっしゃるんだなというところは推測できるところであります。また、おでかけ村長室でも実際に保護者の方から、このときは仕出し弁当の手配ができませんかという御要望をいただいたところでもあります。

そのような中、議員から御提案をいただきました現在建設中の学校給食センターからの提供についても、一つの案であると思います。ただ、提供数が、どうしても通常の給食と比較いたしますと少なくなってしまう。また、南部小学校はどうするかというところも、一つ課題として挙がってまいります。

そういったところがありますので、先ほど保護者の方から要望のありました常時サービスを展開している配食業者を使うなど、ちょっと様々な選択肢がまだあるような状況でありますので、それを検討いたしまして、少なくともどれかの形で実施をして、次年度から保護者の負担軽減につなげることができればと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 放課後児童クラブでの昼食提供は希望する家庭が多いと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

学校給食センターが新しくなるタイミングで、給食センターを活用するっていうことを検討すればいいのかなと思って提案させていただいたんですけれども、配食業者を使うなどというところ、そういうところも実際ありますので、そういうことも含めて検討していただいて、保護者の負担軽減、栄養バランスですとか、食中毒の心配っていうのも村長がおっしゃっていたとおりなので、今後検討をしていってほしいなと思います。

3項目めに移ります。

誰もが読書に親しむ機会を増やすために、まずはアクセシブルライブラリーについてお尋ねします。

アクセシブルライブラリーとは、昨年8月に始まった市町村と県による協働電子図書館、いわゆるデジとしょ信州の一環として始まった視覚障がい者専用のサービスで、本村でも図書館を通じて利用申し込みをすることで、スマートフォン・パソコンなどで音声自動読み上げ機能により電子書籍を楽しめるというものです。なかなか図書館に足を運ぶことができない人のためにデジとしょ信州ができ、そして、視覚障がい者のためにアクセシブルライブラリーが始まりました。誰もが読書に親しむための取組が広がっていると思います。

ただ、それを知ることができなければ、利用することができません。ぜひ、積極的な周知をしていただきたいのですが、どのような方法をお考えですか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） はい、お願いします。

誰もが読書に親しむ機会を増やすために、アクセシブルライブラリーについての御質問でございます。自分、図書館長でもありますので、含めてお答えいたします。

市町村と県による電子図書館サービスデジとしょ信州、昨年8月に始まって1年がたちました。長野県民ならいつでもどこからでも、スマートフォンやパソコンで小説あるいは実用書などの電子書籍を読むことができるインターネット上の図書館であります。当村でもこの事業に参加して、現在136名の方が活用されています。

電子図書館のメリットですが、先ほども議員お話しされましたけれども、感染症や災害などで地域の図書館が休館になった場合、あるいは育児・介護等々で来館が難しい方が24時間365日、本を読むことができます。

御質問いただきました視覚障がい者専用図書館も電子図書館のメリットの一つでございます。先月から県内で始まりましたアクセシブルライブラリーは、視覚に障がいのある方が、御自身のスマートフォンやパソコンなどから自動読み上げ機能を使用して、小説などの電子書籍を音で聞く、耳から情報で入ることができることとございます。現在、1万6,000点の電子書籍が県のほうに整えられています。読み上げる早さや音声も好みで選ぶことができます。

周知方法というところでございますが、当村においては、先月下旬に健康福祉課を通しながら、利用対象となる視覚障がい者の身体障がい者手帳をお持ちの方に御案内をさせていただきました。また、今月は広報紙、村のウェブサイトでお知らせをしており、現在1名の方が利用されております。

今後も電子図書館、デジとしょ信州と合わせて継続的に周知を図り、読書バリアフリー法が目指す、誰もが読書ができる社会に近づくことができるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 障がいをお持ちの方たちは情報を得にくい状況にあるので、知っていたら利用したかったのにということがないように、周知の徹底をお願いします。

次に、子ども司書体験についてです。

今年度、第4次南箕輪村子ども読書活動推進計画が策定されました。計画の基本目標は、伝えよう！つながろう！広げていこう！読書のよろこびであり、村に育つ子供たちが人と関わる中で本と出会い、本を通じて人と人がつながり、読書の喜びを村全体に広げていく展開を目標として取組を進めるとあります。

この計画の中で、家庭・保育園・学校・図書館などでこれまで行われている様々な取組が紹介されていますが、子ども司書体験は行われていないようです。子ども司書体験とは、購入する本を選ぶ選書や本にラベルを貼って本棚に並べたり、返却・貸し出しなどの司書の仕事を子供が体験し、図書館を通じて読書により親しんでもらおうというものです。

令和4年度に実施した村の子供の読書活動に関するアンケート調査によると、年齢が上が

るにつれて読書離れの傾向があることが分かります。そうなる前に、いろいろなジャンルの本に触れることは大切だと思うので、夏休み期間などに子ども司書体験を実施してみたいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 図書館をもっと知りという中で、子ども司書体験を実施してはという御質問でございます。

子供さんということで、小学生っていう受け止めでよろしいですかね、はい。

今議員さん、第4次の読書計画推進計画についてお話をされたので、つながるということで、例えば、うちの次長さんが家庭でお子さんにこの本面白いよってつなげたりとか、それが仲間の中とか、あるいは教師から子供たちとかいろんなつながりを目指している、それが先ほど議員おっしゃったつながるということで、目指しているところでございます。

村の図書館では、中学生それから高校生の職場体験、それから短大生や大学生の就業体験など、毎年受入れを行っております。例年、今年度3名、昨年度も3名来てしっかり動いていました。開館準備、それから図書受入れ作業、それから来館される方との図書館は資料という言葉を使いますが、本の貸し出し、返却作業などを通して、地域における公共図書館の役割や業務について知り、御自身の将来の進路について考える機会となることを願っているところであります。

御質問いただきました子ども司書体験ですが、図書館は公共施設の中でも小学生、小さいお子さんがふだんから来館されるなど利用する場所であり、小学生が初めて職場、あるいは仕事を体験するのに取り組みやすい環境かなというふうに考えております。今年度から始まっている先ほどの第4次南箕輪村子ども読書計画推進計画においても、子供が自主的に読書活動を行うために、地域でも読書を楽しめる体験ができる機会を積極的につくりあげる、つくるのが大切としております。

子供が体験を通して地域における図書館の役割を考え、図書館そして読書に親しみ、仕事をする喜びも味わうことができるような機会を大事にしていくよう検討してまいりたいと思っております。

地域の図書館の役割ですが、地域に住む方が、世代の違いや障がいの有無云々に関わらず、いつでもどこからでもという、先ほどおっしゃられていましたけども、どこからでも必要とする資料や情報を知ることができる環境を整えていく、これが地域の図書館の大事なことだと思っておりますので、これからも地域の皆さんのニーズに応え得る図書館づくりを目指してまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 本村の司書の皆さんはとても熱心に働いてくださっているので、その皆さんの仕事に触れるだけでも影響は大きいと思っております。子ども司書体験など、そういう体験を通して子供たちの本の世界が広がって、それが家族やお友達、また村全体に広がることを願っています。

次の項目です。消防団員確保につながる取組についてお尋ねします。

近年、全国的な傾向として消防団員数が減少しており、本村でも定数を満たしておらず、団員確保に苦勞しているところです。また、本村は団員の約3分の1が村の職員であり、大

規模災害時には、団員としての活動が困難な状況です。そんな中、活動の負担軽減や待遇改善を行っているところではありますが、団員の勧誘を行っても、御家族がまず反対されることも多いと聞きました。

そこで、子供の頃から消防団の活動に触れ、その御家族からの理解も得られるよう、こども消防クラブを結成してはいかがでしょうか。伊那市には少年少女消防クラブがあり、クラブ員のあかしである帽子とベストを着用し、規律訓練や消火・放水なども体験しているようです。これまでも、何度かほかの議員から消防団員確保に関する質問は出されており、昨年12月議会では、教育長からの答弁の中にも、この少年少女消防クラブが参考として出てきております。

村からの働きかけで、こども消防クラブを結成することはできませんか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） こども消防クラブを結成し、子供を通じて家庭への消防団活動への理解につなげてはという御提案でございますので、担当課の総務課のほうからお答えをさせていただきます。

消防庁によりますと、小学校から高校までの少年少女で結成された消防クラブについては、令和3年5月1日現在、全国には約4,300のクラブ、約40万人のクラブ員が活動しているということであります。しかしながら、少子化等によりまして、平成27年に比べ2万人減少しており、今後も減少傾向が続くと予想されているところであります。

活動内容につきましては、防災マップづくりですとか防火パトロール、研究発表、防災訓練等への参加、防災キャンプなどクラブによって様々ですが、防火・防災の知識を身につける活動が行われているところであります。

消防団活動を子供たちを通じて家庭での理解を深めていただくことは、消防団を知っていただく手段の一つとして魅力的ではありますが、新たなクラブとして団体や組織を立ち上げることは、大変な労力や協力が必要となってまいります。現時点では、行政側から新たな組織づくりを働きかけるというよりは、まずは子供から高齢者の方まで、防災力の向上を目的とした意識づくりに重点を置いた取組を実施していきたいと考えておるところでございます。その意識づくりの中で、消防クラブ等が地域から生まれれば、行政としてサポートできるというふうに考えているところであります。

昨年度、学校のコーディネーターを通じまして、村から防災や消防団について、学習の中で取り入れることができるか検討をお願いいたしました。その結果、今年度、中学校の一つのクラスにおいて、総合学習として防災について取り入れていただくことになりました。その学習の中で、応急手当に関することを学びたいとの要望をいただき、村消防団の救護班に講師をお願いし、中学生に学んでいただいたところであります。

このようなことを通じまして、子供たちに消防団という組織を知ってもらいながら、活動に対する理解が広がり、子供を通じて大人へも消防団の理解の広がりを見せていければよいと考えておるところであります。

また、議員御指摘のように消防団員の確保が大変難しくなっている中で、より多くの方に消防団に参加していただくために、例えば、全ての消防団活動に参加できなくても、能力や事情に応じて特定の活動のみに参加することが可能な機能別消防団員として、地域にお

ける消防団のOBの方等に加わっていただくことも、今後、消防委員会等で検討していくこととしております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 消防団の活動は火災や災害時だけではなく、地域で行うどんど焼きや振りまんど、大芝まつりの花火の際にも村の皆さんを守る活動をしています。その役割の重要さをしっかり理解した上で、入団してくれる方が増えることを願っています。

5 項目め、まずは、母子健康手帳の別名併記についてお尋ねします。

近年の社会変化や母子保健の変化などを踏まえて、昨年5月から母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会において母子健康手帳の見直しの検討が行われ、今年4月より、記載事項や様式、文言の改正が行われました。母子健康手帳の名称についても議論され、名称は変更しないこととなりましたが、昨年12月に厚生労働省から自治体に出された通知では、父親等が手帳を活用しやすいように配慮する観点や、市町村の特色を出す等の観点から、各市町村において当事者の視点を踏まえ、母子健康手帳に異なる名称を併記することは可能であることを申し添えると記されています。

一人親や同性パートナーなど家族の形の多様化が背景にあり、親子健康手帳などの別名を併記した母子健康手帳を配布している自治体が増えつつあります。本村でも、母子健康手帳の別名併記を検討しませんか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 母子健康手帳の別名併記というところで、親子健康手帳を併記してはという御提案をいただいております。

村では現在、母子健康手帳は事業者より既製品を購入いたしまして、妊娠の届出をされた方に交付しております。業者によっては、議員御指摘の親子健康手帳と併記をしているもの、また、親子健康手帳とだけ記載されているものもございます。

過去、村では、この親子健康手帳と記載のあるものを購入し、選択肢の一つとして提供していた時期がございました。人気についてはなくはありませんでしたが、別のキャラクターものの母子手帳を選択される方が多く、また、当時採用していた親子健康手帳が事業者の都合で作られなくなったこともありまして、その段階で用意することを一旦取りやめたという経緯がございます。

現在、村で交付しております母子健康手帳は、妊婦の皆様からの御要望で、一生残るものだからかわいい絵柄がいいというところで、現在はキャラクターものの2種類、ミッキーとプーさんから選んでいただく形となっております。

今後の対応でございますが、この母子手帳また親子健康手帳については、決して手帳自体の単価が高いものではございませんので、保健師に確認いただいた上で親子健康手帳の在庫を一定数確保して、各家庭に選択いただけるような状況をつくってまいりたいと思います。

両親が子供の成長を記録し、両親で子供の成長を見守っていただけるように配慮してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 次に、父子手帳についてお尋ねします。

父子手帳とは、妊娠・出産・育児について分かりやすくまとめたもので、父親の育児の啓発や父親への子育て情報の提供を目的としているものです。内容としては、父親として妊娠中、出産後にサポートできること、育児の基礎知識、自治体への各種手続、子供との遊び場情報など、各自治体で工夫を凝らしたものとなっています。育休を取得する男性や育児に積極的に関わる男性が増えてきており、希望する方への父子手帳交付を検討してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 希望者に父子手帳を交付してはという御提案であります。

父子手帳であります。先ほどの母子手帳と異なりまして、法的な決まりがございません。そのため、既製品については、内容が出版社により様々となっております。様々であります。主に妊娠の経過や出産、子育てに向けての心構えや育児に関しての情報が盛り込まれておるといところであります。

その内容についてであります。お子さんが3歳頃になるまで、一時期についてになっているものが多くございまして、母子手帳のように長い期間使用できるものとはなっていないといところが、村の保健師の認識であります。

今後なんです。担当課では保健師を中心に内容を精査しながら、配布すべきものがあるかどうかといところの検討をしたいという意向でありますので、少しお時間をいただければと思います。

個人的には、この育児書としての目的であれば、育児は先ほど簡単に分かるって書いてありましたけど、そういったなかなか簡単に分かるようなものではありませんので、私としては内容がしっかり詰め込まれた専門の育児書、こういったものを購入することをおすすめするほうが男性にとってはいいのかなと、これは個人的な話になりますが、とおるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） そうですね。簡単に分かりやすくしてあるもののほうが手に取りやすいといところもあるのかなと思いますので、父子手帳をもし内容を精査していただいて、交付していただけるものであればお願いしたいなと思います。

県下一若い村、そして若い村長だからこそできることがあると思います。おでかけ村長室などを通して、村民一人一人の意見に耳を傾けて、心に留めながら職務にまい進していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。9月議会の一般質問をしたいと思います。

9月に入ってから、暑い日が毎日続いております。私が若い頃と比べると、天候が1日

のうちで急変するような状況というのは、近頃の特徴じゃないかなというふうに考えております。これも、いわゆる環境の変化の現れかなというふうに思います。各地では災害が続出してはいますけれども、幸いなことに、この我が村については、主立った災害は見受けられないところでありまして、常に自分の暮らしの中に災害ということも対応するっていう気持ちを持ちつつ、生活したいもんだなというふうに思います。いわゆる、このよい環境を維持していくってことは、自分だけでなく、村民多くの人たちが自分のこととしていくべきだということを考えているところでもあります。

そういうことにも関連しながら、今回、私は2点について質問をするところでもあります。

1点目については、道路や水路脇の草刈りなどの管理についてということです。

この時期、非常に作物以上に雑草が成長するぐらいの勢いがあります。この点についても、特に近年、この雑草の繁茂があちらこちらで見受けられるような気もするところでもあります。そういう意味で、この村内にはいわゆる三つの土地改良区がありまして、それぞれの土地改良区の管理をしている水路があります。その水路はいずれ下流のほうに行くと、県で管理している大泉川とか大清水川とか、それから、それがまた国の管理している天竜川等に流れ込む、そういう状況であります。それぞれのところの団体や何かで水路の管理等をしているわけなんですけれども、なかなかそういう部分が追いつかないというのが現状のようであります。

そういうところで、かつて農村地帯であったこの村の中の水路脇も、水田等がある時代は、その水田の所有者が隣接する農地の草刈りも当然のごとくやっていました。しかしながら、この頃住宅化が進んでくると、こういう状況がなかなか伝わらない部分で、道路と水路のところのわずかなところに残ったところから出てる草だとか、そういうのが伸び放題っていうようなところも多く見受けられるようになってまいりました。こういうところを見ますと、何とかきちんときれいな状態にしたいもんだなというふうにあります。

また、国や県でしている県道・国道の脇の歩道脇についても草が生い茂って、ときにより歩行者が通行に不便を来すぐらい伸びているような状況もあります。これも、厳密に言えば県だとか国が管理すべきだということでもありますけれども、自分たちが住んでいる地域でよい環境で暮らすっていうことになれば、我々もそれを無視をしないで、できればみんなで手を取り合って管理をしていきたいというようなふうに私も考えるところでもあります。

西天竜の土地改良区でも、農地を宅地にするときには確約書というのを取っているそうです。この伊那土地改良区についても似たような制度を持っているそうですが、その中に、隣接する水路敷の草刈りはきちんと行うようにいたしますという、確約書の中に一文が入っております。

そういうことで、一時的には権利が移るときに、最初の段階では今まで水田だったところが、その水田の脇の所有者が管理をする、宅地化するときの最初の所有者についてはこういうものも話が通じるわけですけども、それから、住宅業者の皆さんから家が建って新しい人に渡っていく、そういうような状態のところについては、なかなかうまく伝わらないってあります。そうすると、すぐ隣のところの道路脇に草が生えていても私の土地ではないということになって、それが草が伸び放題になってくるという、こういうようなことでありますので、こういうところも何とかきれいにしたいもんだなというふうに思います。

そういうところで、今、建築確認をする状態でも、行政だけでやっているのではないとい

うような話も聞きました。建築確認を出す、いわゆる業者っていう方もおりますが、そういう点では、その辺のところは、草刈りだとかそういう部分のものが徹底しているのかどうかっていうのも基本であります。

そういうことも含めながら（１）の問題ですけれども、いわゆる行政としても指導や協力を要請するっていう一つの行動を起こすことが大事かなというふうに思いますので、この辺についての考え等もありましたら、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号６番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

道路や水路脇の草刈りなどの管理について、まず最初に、土地改良区等とも協力して、隣接地の水路脇の草刈りなどは、自分たちで行う指導や協力要請を行ってはという御提案でございます。

道水路の草刈りにつきましては、日頃から各地区、地域住民の皆様にご協力いただき、大変感謝をしておるところでございます。都市部とは異なり、地方は豊かな自然環境から多くの恵みを受けております。草刈りなど、豊かな自然環境を守っていく取組は、地先の皆さん、あるいは地域住民の皆様で管理をしていただくことが議員おっしゃるとおり理想でありまして、これまで協力をお願いしてきたという背景がございます。

しかしながら、近年は農地の宅地化、農地耕作者等の高齢化、ほか様々な要因で、草刈りが行われていない箇所が増えてきたと感じておるところでございます。国道や県道脇など、国や県の所有地の草刈りもこれまで地域住民の皆様に行っていたケースも少なくないと思いますが、時代が変わり、そういった場所の草刈り等について、実施については引き続きやっていきたいが、燃料費等の経費の負担をしてもらえないか、そういった声も増えておる状況でございます。

そのような中、村では毎年状況を見ながら、職員そしてシルバー人材センターに委託をいたしまして、複数回、草刈りを行っているということが現状であります。しかしながら、限られた財源の中で、村内全体の土地をこういった村で負担してやっていくというところは、現実的には不可能であるというところは御理解いただければと思います。

引き続き、地域住民の皆様が、まずは自宅の前から環境整備を行っていただくような意識づくりを広めることは継続してまいりたいと考えておりますし、自分たちの村を美しくするという意識が生まれるように、関係機関とも協議をしながら、道水路の草刈り等の対応については考えてまいりたいと思います。

今年、来年と進める自治会の運営に関する検討会の中でも、今まで自治会・区や組の中で行っていただいた草刈りや側溝さらい、そういった美しい自然、地方だけが持っているそういった自然からの恵みを受けれる行為を、自然環境を守っていく、そういったところは引き続き地域の中で行っていくべきものと私は思っておりますので、そういったところでも、自分たちで自分たちが暮らす地域の自然を守っていく、きれいにしていく、そういったところの訴えは広めることができればいいのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

６ 番（山崎 文直） これから始まるこの自治組織の検討会議、さんざん私もこの点に

質問して、今年から取り組まれるというこの検討会議、いろんなことが考えられるかなということでは、今から大きな期待をしているところでもありますので、これからどんな人選がされるのかなという部分も含めて、この組織の在り方が積極的に進まれることをしていきたいと思えます。

同時に、例えばこういう部分も、地域はみんな環境を守るっていうのは、できれば教育関係のところでも取り組んでもらいたいなというふうなことも考えるところでもあります。

それで、2番目の質問でございます。

この間、各区の中に環境保全に取り組むグループ、環境保全会というような形で、もともとは農林水産省の補助金等を活用しての地域の活動が始まっております。この取組そのものがいつまで続くかっていうのはちょっと分かりませんが、こういった取組の中で多くの成果が現れてきているなというふうにありますので、こういう制度を引き続き続けていくという、そういうことも大事かなということでございます。

そういうことでは、例えば、村としても行政としても、この取り組むグループと一緒に環境保全に努めていただくということも含めまして、例えば、中には草刈り機を持っていない地域の住民の方もいっぱいおりますし、そういう方、例えば燃料の補助だとか、あといろいろ作業したりする部分では、どうしても危険も伴うわけでありまして。そういったところで、例えば草刈り機で草を刈っていたときにけがをしたとかいうようなときにも、対していわゆるある程度保障していくっていう保険の制度というようなことも含めながら、こういうグループとの協力関係を築いていくことっていうのが、これから大きな必要なんではないかなというふうに思えますので、この辺についての今後の考えがありましたらお聞かせいただきたいというふうに思えます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 各区の環境保全に取り組むグループと一層の協力関係を築くこと、そして機材の提供、援助、保険制度の整備など、こういった考えで進めていくのかという御質問でございます。

現在、国道や県道、大清水川、大泉川の一部につきましては、地元で組織する各愛護団体の皆さんで定期的に清掃や草刈り等を実施されておられまして、場所によっては、植樹をされたサクラの維持管理なども含めて行っているケースがございます。この活動や保険料の加入金などは、県の伊那建設事務所のほうで補助をしております、村でもこの活動に対してダンプの貸出し、土捨て場の開放などを行うことで支援をしておるのが現状でございます。

また、各地区の活動に対しましては、まずは一つ、自治会活動保険料、保険の話がありましたが、その一部を村が負担をしております。また、先ほどの愛護団体のときと同様に、ダンプの貸し出し、土捨て場の利用について、同様に支援をしているというところでございます。

また、農地に関しましては、村内7地区で農業の共同施設を維持管理するために、共同作業に取り組む活動組織がございます。協定で定められたエリアの中で、草刈りや水路の泥上げなどの活動に取り組んでいただいております。この活動に対しましては、多面的機能支払交付金を交付をしております、交付金の中から、それぞれの団体の活動費や保険料を支援しているという形となっております。

そういったところは引き続き支援継続をしながら、今後も道水路の安全確保及び環境美化のため、道路や河川等の草刈り活動などについても各団体及び関係機関と一層の協力体制を図り、協議をしながら支援を継続していきたいところが今の村の考え方でございます。以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） いろいろな制度等を設けられる、また補助金も活用されているという話で、心強いところでございます。

現時点でのところでは、こういうところ、各団体にこういう制度があるというのが十分浸透しているかどうかという部分は、現時点での評価としては今どんな感じか、大分自信を持って、こういうことは制度としてつながっているよっていうことで、解釈でよろしいでしょうか。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 御質問であります浸透しているかどうかということですが、ちょっとはっきりとは分かりません。もう昔からこの愛護団体の制度、先ほど最初に話しました愛護団体の制度の関係はもう補助をさせていただいており、県のほうで補助をさせていただいておまして、ずっと継続してやられているということであります。

その愛護団体につきましても、先ほど話もありましたが、やっぱり高齢化等にありまして、幾つか会は解散しているところもありますけれども、まだ約10団体ぐらいありまして、河川の関係だとか道路の関係の整備をさせていただいているというのが現状で今あります。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 今、ありがとうございます。課長からもお話がありましたように、始まった団体が、残念ながら解散しているっていう話を私も聞いているところであります。残念なことです、草は黙っていてもどんどん伸びていくものですから、そういう意味では、こういう環境団体ができるだけ長く続くような形としては、行政と各団体との連絡調整等も、これからも引き続ききめ細かな対応をしてもらって、団体が活動できるような形のフォロー等をこれからもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

3点目であります。

先ほど、村長のほうからも出てきました国や県の施設です。県道、国道、一級河川、天竜川も一級河川ですけども、そんなところでもやはりいろんな草がもうどんどん伸びてきているような状況で、それを管理していくということも、非常に大変な状況だというふうに見ております。大変だなというふうに思いながらも、一層、国や県との協力関係も続けながら、環境を守っていくということが大事でありますので、すみません、先ほども一部回答をいただいておりますけれども、国や県と村としてのその一層の協力関係、こういうものへの展望ということで、もう一度回答していただければありがたいと思っております。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国や県の施設についても、一層の協力関係をという御提案でございます。

現在、国県道につきましては、県の伊那建設事務所で定期的に草刈りを行っていただいております。河川につきましては、住民から要望がある場合に、その都度、伊那建設事務所へ

依頼をして対応していただいたり、また、現地視察の際には要望を上げていると、そういったところがございます。

また、先ほども申し上げましたが、国県道や一級河川の一部については、各愛護団体の皆さんで、定期的に清掃や草刈り等の管理をしていただいております。おでかけ村長室とかへ行きますと、やはり国道や県道の草刈りのところはそんな何回も行われるわけではないので、もう少しきれいにならないかという要望はいただいているところでありますが、県のほうも予算がある中でやっている中で、難しいところもあるのかなというところが正直な感想であります。ですので、先ほど申し上げました過去から国道や県道の草刈りを自主的にやっていただいている方、かなり多くいらっしゃいます。昔は燃料費も自分たちで負担してやっていたというそういった時代でありましたが、今はその辺はある程度しっかりと区分けをして、作業はやるけど燃料費は出してほしいというところは、私もその意見としてはそりゃあそうだよなと思うところがありますので、この部分は、どういった形で支援ができるかというのは今後の課題というところで、研究を進めていきたいというところであります。

引き続き、伊那建設事務所など関係機関としっかりと協議をしながら、環境美化に配慮した維持管理について、一層の協力体制を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） やはり、道路を造ってほしいとかそういう部分でいくと、やはり国や県に我々も要望をしていくところではありますが、できた暁にはやはり、できたところの管理っていうのが当然ついて回るわけでありまして。そういう点では、やっぱり国や県の施設だからそちらに全部任せるってことじゃなくて、いろんなところで愛護団体、例えばそれから教育部分の中でも自然を愛する、守っていくっていうようないろんな取組をこれからも考えていくべきかなというふうに思います。

中央道の土手については、この頃なんかえらいきれいになってきておりますけれども、やはり身近な県道、国道もそうあればいいなというふうに、お互いに連絡・協調をしながらやっていけたらいいもんだなというふうに思いますので、いろんな取組、大変ですけどもこれからはよろしく願いをしたいというふうに思います。

1 番目の質問についてはこれで終わります。

2 点目であります。

村内産の農作物の販路拡大についてということであります。先般、村長や産業課長も大阪に出向かれて、米の販売提携をされたということで、新聞報道もありますし、報告もいただきました。すばらしい画期的な取組だなというふうに思います。

これは風の村米だよりのお米の問題でありましたけれども、村の中にもいろんな農作物等ができるところであります。この経験をスタートとして、さらなるいろんな都市との販売の拡大っていう部分の現在での見込み、こういったものを報道されたりいろいろすることについて、例えば、うちの自治体でも考えているよっていうようなことがあるのかどうか、その辺の期待感を込めての回答をいただきたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村内産の農作物の販路拡大というところで、お米だけではなくほかの種類、また、ほかの自治体へというところの現在の状況は、拡大の見込みはというところの御質問であります。

まず、今回の取組について説明をさせていただきます。

大阪府泉大津市が掲げた安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想に基づきまして、自治体間農業連携に関わる募集要領に沿いまして、村は特別栽培米風の村米だよりの経過や現在の作付状況、今後の展開等を提案書に記載をいたしまして、4月25日に泉大津市に提案をしたところでございます。

審査が終わりまして、見事5月24日に泉大津市より農業連携の候補者内定通知がございました。そして、8月2日に実際に泉大津市役所庁舎で農業連携提携を私も赴きまして締結をしたところでございます。この協定によりまして、令和5年度産の風の村米だより玄米約10トンが、JA上伊那を通じまして泉大津市へ流通することとなっております。

今回、締結した協定書の連携取組事項の中には、農業を通じた連携による持続可能なまちづくりに関すること、農業を通じた連携による交流関係人口の創出に関する事などが盛り込まれておりまして、こちらの要望といたしましては、風の村米だよりの要するにお米以外にも、野菜や花卉、果樹、乳製品などの農産物や加工品などについても、今後、販路拡大を図っていききたいという考えでございます。

具体的に今、南箕輪村、泉大津市、両自治体のウェブサイト当日の協定の様子が載っておりまして、そのとき私が述べた内容といたしましては、今後、お米を皮切りに、白ネギやアスパラガス・ブロッコリー・スイートコーンなど、ほかの農作物へも連携を広げていきたいというところを申し上げました。これは、両自治体のサイトに載っております。また、向こうの市長からは、本市のような農地を持たない都市型自治体は、将来的に食糧危機が起こった際に、食料の安定的な確保が困難になる。平時からお米を購入させてもらうことで、有事の際にも、市民のための食糧を確保できるような関係性を構築していきたいと記載をされてございます。

そういった中一つ、泉大津市と南箕輪で事例ができましたので、今後、拡大に向けての広報戦略であります。ひとつ、今大阪府米穀小売関係団体が主催するお米のコンテストに、まっくんファームの風の村米だよりが参加する予定と聞いております。加えまして、昨年令和4年には、第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 小諸に南箕輪の風の村米だよりが参加しておりまして、結果、69団体中、酵素の活性順位は1位となっております。

この件について、協定の後、夜ちょっと市長と懇親会をしたときに話題になったんですが、冷めても南箕輪のお米がおいしいというのは、この酵素の活性が原因じゃないかというところで意見交換をしたところでもあります。かなりそういったところ、向こうの市長は詳しいというところで、参考になったというところでもあります。

そういった数字的に訴えられる部分ですとか、しっかり整理いたしまして、この泉大津市との取組を一つの事例として、コンテストの結果等も入れて、風の村米だよりの魅力を様々引き出していける、そして訴えていけるような広報資料、これを整えて拡大につなげていくというのが、まずは基本ではないかなと思います。

ですので、この泉大津市以外の都市部、京阪神地域の販路拡大についても村として検討して取り組んでまいりたいと思いますし、今、この地域を代表する政治家の方がそういった担

当大臣になられるという動きもございますので、その部分、これが締結したときにいち早く報告もしておりますので、そういったところでも紹介、連携をしていければ、よりいいのかなと思っているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 非常に明るい話を聞きました。ぜひ、それから今、広報が大事だという話もできました。

今のことから、インターネットでこういうことがあったよ、ここのお米おいしいんだよって話が伝わってきますと、どこか違うところからも照会が来るのを期待できるのかなというふうに思います。そういう点では、広報も大事だなというふうに思いますので、今後とも取組に期待をするところであります。

私もいろいろJAの関係のところにも携わっておるわけなんですけども、JAとしても、短い範囲でいけばJAの上伊那の中でもいろんなお米を使って、よそのところへどうやって販売をしていっていかってという部分で、それぞれ皆さん苦勞して、低農薬とかそういう部分でやっているわけでありまして。その中でも、南箕輪のこの風の村米だより、これがいわゆる鶏ふんを使ってやっているというところの部分の特徴的かなというふうに思いますので、こういう点でもぜひ、これからは行政としてもいろんな意味で支援等をしていっていただきたいなというふうに思います。

1 番目の質問、1 項目めはこれで終わりたいと思います。

それから、2 番目です。

今もお話ししてきましたように、村内産の農作物をいかに村内の消費者が使っていくかという部分では、店で販売するっていうのも大事ですけれども、とりわけここでいう給食の資材としても提供するっていうことは、大いに価値のあることだというふうに思います。学校給食も以前は、昔、私だとかが育つ頃はほとんどパン食でしたけれども、現在は、学校給食でも週のうちパン食が1日で、あとは米飯給食に切り替わってきたっていうような話も聞いたところであります。

そういう点で、学校給食の現状、私は学校給食というだけで言うておりましたけれども、違う件でもお話が聞ければと思いますが、それから、お米だけじゃなくて、他の野菜の学校給食での利用状況というところを聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 学校給食での利用状況と今後の拡大見込みはというところで、村内農産物全体というところでお答えをさせていただきます。

まずは、令和4年度の地場農産物の使用率の状況を申し上げます。

南箕輪小学校と南箕輪中学校、要するに学校給食センターであります。学校給食センターについては、今、県内産が54%、県外産が46%となっております。その県内産の54%のうち上伊那産が46%、そのうち村内産が26%となっております。南部小学校については県内産が48%、県外産が52%となっており、その48%の県内産のうち上伊那産が44%、そのうち村内産が26%となっております。

最後に、保育園給食につきましては、県内産が52%、県外産が48%となっております、

県内産52%のうち上伊那産が33%、そのうち村内産が12%となっております。

第3次南箕輪村地産地消促進計画においては、令和7年度までに地場農産物使用率の目標数値を上伊那産という農産物というところで範囲を指定いたしまして、学校給食センターを43.5%、南部小学校を40%、保育園給食を43%と設定しておりますので、先ほど申し上げた数字それぞれと照らし合わせますと、学校給食・保育園給食共に、まだまだ全然目標には達していないという状況でございます。

そのような中、給食で提供しているお米につきましては、風の村米だよりの金芽米を令和2年11月から学校給食で全量を使用しております。保育園では、未満児の給食で令和3年10月から風の村米だよりを、今年の令和5年4月からは風の村米だよりなのですが、それを金芽米に切り替えて使用しております。

この地産地消促進計画での地場農産物の定義は、先ほど申し上げましたとおり上伊那産ですが、給食を通じて村で栽培した安全で安心なおいしい農産物をより多く食べてほしいという思いから、南箕輪村産の農産物に特化する村産村消の推進として、現在、村の農産物を給食現場で使用していただくよう増やすというところを、今、実際に進めております。

その具体的な御報告であります。昨年度は行政、農業者、学校給食、栄養士、保育園担当栄養士など、関係者が一堂に集まりまして、外部講師を招いてのワークショップ等を開催いたしました。今年度はこの村産村消の取組を進める集落支援員、これを個別に雇用、委託をしております。地場農産物魅力創出という業務の中で、農業者と学校給食の現場を結びつける仕組みづくりを推進をしております。

今年からでございますので、まだ5か月ほどしかたっておりませんが、具体的な成果といたしましては、まずは農業者への聞き取り、要するに何月頃には何を作っているとか、何月ぐらいは何をこれだけ作れるとか、そういった聞き取りだとか、もう一つ、今度は給食現場です。給食現場はこの時期にこれだけ欲しいとか、これはこのぐらいの単価でないと購入できないとかそういった調整、また、実際にそれが結びついたときには、実際にこの集落支援員が食材の運搬を担うことで、ずっとはできないんですが、最初、農業者の方はやはり運ぶのが大変というところがありますので、まずはその使ってもらおうというところで実際の食材の運搬等も進めておりますので、確実に村産村消の率が高まってきておるというところがあります。この数値につきましては、1年間経過後に、具体的な数値にして御報告をできればと考えておるところでございます。

あとは、村で言いますと、おもてなし牛乳が非常に地元の牛乳というところで、学校給食で使っていきたいという思いがあって、以前、JAの理事の方に相談したことがあったんですが、ちょっとまだおもてなし牛乳の供給量というところで、学校給食というところではちょっと不安なところがあるというところで、一旦まだまだ研究をしていきたいというところにとどまっておるのが現状であります。

引き続き、村産村消を推進していくに当たり、作付・集荷・配達・調理など様々な課題がありますが、関係者の声を聞きながら一つ一つ課題を解決していきまして、集落支援員を中心に、南箕輪産の農産物の使用率が向上するよう進めていければと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 既にいろんな取組をされているところというところで、非常に期

待をするところであります。

この間も学童がリンゴの体験をしたり、まっくん田んぼ体験隊だとか、私も昨年まで小学校5年生のもち米づくりのお手伝いをしたりしてきたところで、いわゆる小さい学生の頃から作物を作る、それを地元で利用する、そういったこの流れっていうのを承知した上でいろんなものを食べていくということは非常に大事なことだなというふうに思いますので、ぜひとも、これからも学校・保育園関係を通じて、この地元の食材を多く利用していくっていうのに取り組んでいただきたいなというふうにお願いをしながら、これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。

先般行われました大芝高原まつりでございますが、私もニュースポーツのほうの取材でちょっと関わらせていただいたりしまして、参加させていただいたわけですが、村民にかかわらず、もう本当に周辺の地域からも大変多数の方にお見えいただきまして、大変盛り上がったということで、そういうふう感じております。これは取りも直さず、その村の発展を示すものであるというふうに思ひまして、大変うれしく思っております。

このお祭り、久しぶりに本当に盛大に行われたわけですが、この準備等に携わった全ての方々の御苦労に心から敬意を表したいと思います。

さて、通告に基づきまして質問のほうをいたします。

大項目、3点ございます。

まず、大項目1の村職員における働き方改革の状況についてでございます。

平成29年、政府は働き方改革実行計画を決定し、関連法を整備し、働き方改革全体の推進に着手いたしました。働き方改革により、民間、公務員を問わず、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで成長と分配の好循環を構築し、働く人一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指すとしています。

ただ、最近は長時間労働も常態化している公務員、特に国家公務員ですね。こういったもの、国家公務員を目指す若者が減っているっていうようなニュースも聞きます。また、地方の公務員等についても、公務員の成り手が減ることそのものが、将来の公共サービスの低下、これを招きかねないということで、住民にとってもこれはもう看過できない大きな問題であるというふうに考えます。

また、村の将来的な人口、今現在増えているわけですが、減少にいずれ転じたとき、村から出ていく人たちは現在も非常に多いわけですが、特に若者のUターンなり、学校を出てこちらに戻ってきてもらう、そういった意味からしても、村での村の職員、非常に大きなこの地域で、同じぐらいの人数を抱えている企業そんなにたくさんあるわけではありませぬ。誇りを持ってこういったところで働ける人を確保するためにも、公務員の有能な人材を集めるということは大事なことでとそんなふう思っています。

そこで、まず本村においての状況をお聞きしたいと思います。

資料1ということでお出しさせていただきましたが、資料1、地方公務員における働き方改革に係る状況、副題として、令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要ということで、出典は総務省のホームページから拾っておりますけれども、これについて、ここに示されている各事項、これについて本村での状況がどうであるのか、その点をお伺いしたいと思います。

まずは、その点について、これについてお伺いをしたいと思いますので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

村職員における働き方改革の状況等についての中で、まずは本村の状況をというところで、1から5まで回答をいたします。少し広範囲となりますので、お時間をいただきますことを御理解いただければと思います。

まず、1の①の競争試験の状況であります。

応募者数につきましては、全国の状況とほぼ同様となっております、平成24年度から令和元年度まで減少傾向で推移し、令和2年度に増加に転じております。具体的数であります、一番多かったのが令和2年度の73人、一番少なかったのが平成30年度及び令和元年度、同数の41人であります。

一方、合格者数であります、本村は母数が少ないため、前年度の退職者数等の状況によりまして大きく合格者の数が変動いたします。そこに実際に合格としたい人材がどれだけいたかという要素も重なりまして、結果、合格者数は少ないときは4人、多いときは14人となっております。

次に、本村における競争率であります、こちらも母数が小さいため大きく変化をしておりまして、最大が平成24年度の16倍、最小が令和元年度の2.9倍となっております。年度別に順番に申し上げますと、平成24年度から順に16.0倍、6.9倍、8.3倍、6.8倍、5.4倍、7.7倍、4.6倍、2.9倍、10.4倍、6.6倍、そして令和4年度が4.0倍ということになっておりまして、それらを平均いたしますと、7.5倍という数字となっております。

次に、勤務時間、休暇等でございます。時間外勤務につきましては、村職員一人当たりの月平均時間が令和元年度が7.8時間、令和2年度が6.2時間、令和3年度が7.8時間となっております、いずれの年度も、市区町村全体の平均より2時間から6時間程度時間外勤務時間数が少ないという結果となっております。

時間外勤務が月45時間を超える職員であります、まず各年度ともに100時間を超えた職員はおりません。令和2年度は月45時間を超えた数が延べ9人、割合で示しますと0.7%。令和3年度は延べ21人、割合で示しますと1.2%となっております、こちらもいずれも市区町村全体の数字と比較いたしまして、低い割合となっております。

柔軟な勤務時間制度の導入状況につきましては、村では育児・介護のための早出・遅出、及び配偶者同行休業制度、こちらを導入しております。

年次有給休暇であります。平均取得日数であります、村では平成29年は4.2日でしたが、毎年約1日ずつ増えておりまして、令和3年には8.9日となっております。また、この取得日数が年5日に満たない職員の割合は18.4%となっております。村と同じ区分であります

101名以上300名以下の市区町村との比較では、平均取得日数の成績は8.9日ですので、残念ながら下回っておりますが、年5日に満たない職員の割合は18.4%でございますので、数字は低いということは、成績は上回っているというところでございます。

次に、男性職員の育児休業の取得率につきましては、本村におきまして、令和3年度は対象者2人中取得者1人、取得率にいたしますと50%でございました。配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況につきましては、令和3年度は、育児休業が取得可能となった男性職員が2人中、配偶者出産休暇取得これは2人共とっております。育児参加のための休暇取得は残念ながら1人、いずれかまたは両方取得は2人、合わせて5日以上取得は1人でしたので、できれば100%としたいところではありますが、半分の方、50%しかこういった積極的には取れなかったという実情でございます。

次に、③のメンタルヘルス対策の取組状況に移ります。

こちらにつきましては、ストレスチェック及びその結果に基づく説明・研修会、村が委託する産業カウンセラーが毎月実施する相談や市町村職員互助会等、他団体の主催するカウンセラーや相談窓口の案内、休職職員の慣らし勤務の実施などをメンタルヘルス対策として行っております。

次に④、長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況ではありますが、長時間勤務者に対する医師による面接指導につきましては、村は令和元年度に指針を整備いたしました。また、医師による面談指導の要件となる時間外勤務、1か月当たり80時間超の該当職員であります。令和3年度中においては1人おりました。具体的には、4月に85時間の時間外勤務がありました。

この要因であります。新型コロナウイルス感染症対策の業務によるものとなっております。人事担当から該当職員へ医師の面談を推奨いたしましたが、業務多忙の理由により、面接には至っておりません。

最後に⑤、メンタルヘルス不調による休務者の状況でございます。

メンタルヘルス不調による休務者につきましては、令和3年度は病気休暇取得者が3人、職員数に占める割合は1.8%となっております。また、同時に分限処分であります休職であります。こちらは休職処分を受けた者はおりませんでした。

以上で報告といたします。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

いろいろ難しい問題で、特に公務員の場合は、長時間労働が民間と違って労働基準法では縛り切れないというところの仕事も多々あるかと思えます。こういう面も含めて、非常に難しい対応が必要になるんだろうと思えますけれども、この状況、今お話があった状況、本村の状況を踏まえて、具体的にどのような課題があると認識しているのか、また、その課題にどういうふうに関後対応していくのかということをお伺いしたいと思えます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 対応すべき課題、そして、その課題にどう対処していくのかという御質問でございます。

まず、競争試験の部分、職員採用試験につきましては、村においても先ほど申し上げましたとおり受験者が減少傾向にございましたので、課題と過去から捉えております。一度、対

策として現在もなんですが、SPI試験、こちらを導入したことで、一次試験は村ではなく、都市部で受験できるようになりました。このことは一定の効果がありまして、それで採用に至った職員も実際におります。

しかしながら、課題といたしましては、このSPI試験では、従来測ってきた憲法・民法・行政学など、公務員として本当に基本的な知識となる部分で実力を測ることはできません。そのため、この部分は採用後のフォロー、研修だとかそういったところが必ずやっつけていかなければならないというところは課題であります。

競争率が高まることでよりよい人材を確保できることは確かでございますので、今後は一般的な就職サイトにも村職員募集の情報を掲載するなどして、受験者数を増やしていきたいというところであります。

一方、日本全体で若者の人口が多かったとき、こちらはこういった選抜に力を注ぐことも重要でありましたが、もう現在は、過去と比較して若者の数が大きく減少しておりますので、選抜においては将来性を重要視したような観点で見る、さらには過度な選抜によらずに、育成のほうに力を注いでいくほうが日本全体としては望ましい結果になるのではないかと考えておりまして、そういった考え方のシフトっていうところは一つ重要であるかなと思います。

次に勤務時間、こちらにつきましては、業務が多忙となる時期があつて、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないというところでありますが、恒常的に時間外勤務が重なるような業務につきましては、適切な人事配置、業務配分となるよう改善し、個々の業務マネジメントスキルの向上を図り、時間外勤務を極力減らすよう改善が必要でございます。

実態として、今実態として人員が限られる中、コロナ対応、マイナンバー対応、物価上昇への対応、多様な支援を求める声の対応、増加する未満児保育への対応、そして人口増への対応など、今までやってこなかったアドオンの追加業務が近年まとめてどさっと増えてしまっておりまして、ちょっとそこの部分で十分に対応できてない部分があるのかなというところは心配をしているところでございます。

また、毎週水曜日、こちらにつきましてはノー残業デー、本日も水曜日ではありますが、こちらはノー残業デーとしておりまして、こちらは、村役場の中でおおむね徹底をされておるという状況でございます。

休暇につきましては、先ほど、年次有給休暇がほかと比較して少ないというところは申し上げたところであります。年次有給休暇、夏季休暇については、管理職を通じて全員が計画的に取得できるよう、私も挨拶するときには毎回申し上げておりますし、管理職の皆様からも指導をさせていただいております。その結果、この年次有給休暇の平均取得日数、本当に年1日ずつ順調に伸びてきておりまして、先ほど令和3年度は8.9日と申し上げましたが、平成29年は4.2日です。それが令和3年には8.9日、そして令和4年度は、これ速報ですが9.5日というところで、少しずつ一般的な平均の値に近づいているところであります。今後も、取得については推進をしてまいりたいと思います。

最後に、男性の育児休業でございます。

こちらもしっかりと取ってもらうことが重要であると考えております。現在、女性の場合ですと、妊娠をいたしますと、その段階で半年後にその職員が休むというのが分かりますので、職場の体制も整えられるんですが、その男性の奥さんが妊娠したときってというのは、それを知らせてくださいってというような仕組みがありませんので、急に男性の方が生まれた

後に育児休業を取るという事象が起きております。そのため、今後の仕組みとして、男性の職員がちょっと個人情報に関係で問題はないと思うんですけど、奥様が妊娠したときにはその段階で報告をいただくことで、事前に、約半年前に職場の体制を考慮できる、そういった体制を整えることで、男性の育児休業の取得率を高めていければと考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今お聞きしまして、本当に徐々に改善をされて、いい職場がつかられつつあるのかなというふうには思います。

ただ、やはり課題は非常に大きくて、すぐ今のお話のとおり、男性の育休ですとかそういったものを取得するっていうのは、確かに非常にハードルが高いだろうと思います。究極的には、私も思うにはやっぱりもう人を増やす以外ないんですが、これも非常に難しい話で、当然給料がそこにはついてきますんで、人件費は増大すると。お金の問題もそうでございますし、人そのものが、働き手が不足してきているこの今の状況からすると、なかなか非常に難しい問題かなというふうには思います。

あとは、もうただこれはもうそういう課題が目に見えているだけに、これはもう皆さんみんなの国をはじめ、全国民のこれは問題だと思しますので、それぞれその市町村なりで実態を見て、できる限りそういったところをやっているような形を、何らかの形を考えていくということが必要かと思しますので、ぜひその点についてこれから努力をしていただきたいなというふうには思います。

続きまして、2の職員の給与についてでございます。

こちらは資料2です。これは、村のホームページのほうに載っております南箕輪村の給与・定員管理等についての部分の1の総括のうちの(3)、私のお聞きしたいのは、このラスパイレス指数の状況です。

これについて、これは令和4年4月1日現在の数値が最新のものとということで載っているわけですがけれども、この資料を見て数字を見てみますと、直近5年間のこの数値は、類似団体の平均及び全国町村平均を全ての年度で本村の場合は下回っていると。特に、令和4年4月1日現在の数値については、類似団体、全国町村平均と比べても、本村の数字と比べても急激に何か落ち込んでいると。この辺の要因、まず一つは、直近のこれだけの落ち込みの要因、もし直近の本当に令和5年4月1日現在の数字が分かれば、その辺も教えていただければと思うんですけども、これがなぜこんなに落ち込んでいるのか。

この辺についてちょっとお伺いしたいんですけども、その要因がやむを得ないものといえますか、納得のできるものであればよろしいんですけども、そうでなくて、ただ給料が非常に安いんだというような状況であれば、これはもうほかと比べても非常に格差があるということになりますので、これは当然ながら、これだけの村で働きながら、給料がよそよりはるかに安いんだなんていう状況はちょっとおかしいのではないかなというふうに誰でも考えられると思います。その辺は、やっぱり村の職員のプライドあるいはそういったいろいろやりがいにも関わってきますので、この辺のところはもう是正をしていくべきだというふうに考えますけれども、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 職員の給与について、ラスパイレス指数の低下要因と格差の是正というところの御質問にお答えをいたします。

私が村長になってこれがさらに下がっていますので、私が給料を下げたとかそういった事実はございませんので、しっかりと説明をさせていただければと思います。

ラスパイレス指数とは、国の職員数を基準といたしまして、学歴別、経験年数別に国家公務員の給与平均を100とした場合の当村の給与平均を指数で表したものとなっております。村は国家公務員と全く同じ行政給料表1を使っておりますので、単純に計算すれば、ラスパイレス指数は同じ100になります。

しかしながら、村では条例・規則で初任給の基準を上級（大卒）、中級（短大卒）、そして初級（高卒）、その3種類定めておりますが、運用で現在、大学卒の採用者も中級として初任給を決定をしています。したがって、国と比べまして、どの経験年数階層も大卒者の給与平均が低くなっており、結果としてラスパイレス指数が低くなっております。

また、村は職員数が少ないことから分母が少なくなりますので、退職・採用等の入れ替わりにより、各階級の給与平均が変動しやすい状況でございます。今申し上げたのが、この類似団体もそうだと思うんですが、100に全体的に届いていないというところはそういったところでございます。

なぜこの令和4年4月1日にこんなにぐっと下がったかというところの要因でございますが、令和4年4月1日の採用職員であります、9人のうち6人が10年以上社会経験を積んだ中途採用でございました。実際には、社会福祉士や保健師等を採ったときでございます。ラスパイレス指数を計算する上での経験年数には、前職の経験年数も含まれます。ただ、この中途採用者におきまして村で初任給を決定する際に、前職経験年数のうち、6年以降の経験年数は2割減算をするということになっております。

したがって、5年以上前職の経験がある方は、新規採用者に比べまして、同じような年齢でも、どうしても村で最初から働いていた者と比べて給与額が下がってしまうと。2割減算されますので。そういった事象がございまして、それが、令和4年4月の採用職員9人中6人というところで、急激に増えたことによりまして、今回2.5ポイント下がったというところが一つ大きな要因ではないかと考えております。

格差の是正が必要というところも御質問いただいております。

これからICT化に伴いまして、事務職員の需要は減少していくと言われております。一方、高齢化の進行、子育て支援の強化等によりまして、専門職の需要は高まってまいると考えております。専門職が保有する資格への手当の創設については、私が就任1年目から対応・研究を指示しているところでありますが、まだ実現をしていません。こちらでも実施できるよう、引き続き課の担当者に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、令和5年4月1日のラスパイレス指数については、申し訳ありません。今、手元に数値がございませんので、申し上げることができません。

以上です。

議 長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今の御説明で、大体のところは把握することができました。

ただ、いわゆる人口といいますか、職員数が少ないということ自体については、やっぱり類似団体からすると類似団体の平均というか、類似団体の範疇は同じ範疇のところがあり

ますので、人口なんかは人口の指数それからすると、その人口が同じようなところなんだけれども、なお村の処遇は低いと、町が多いせいなのかなという気もしますが、類似団体については、村はあんまりこの類似団体の範疇には非常に少ないんだろうとは思いますが、ちょっとその辺は少し疑問な部分もありますが、ただ町村、じゃあ村と町で違って何が違うんだって話になりますので、やっぱりこの格差の是正っていうことは、少なくとも国家公務員と同等程度は私はもう当たり前のことだと思いますので、これ他の町村にかかわらず、村独自でもしっかりこの村はそれだけのものを出しているんだってところを、ぜひ将来的には何とか実現をしていただきたいなど、そんなふうに思うところでございます。

続きまして、3の職員の人事異動等についてでございます。

まず、この人事異動等について、村長はどのような基準をもって人事異動を行っているのでしょうか。この辺をお伺いしたいと思います。

職種による在職期間が違うだとか、そういったこともあるのかどうか、そういったところを単純に一律に決めているわけではないとかっていうその辺のところも含めて、ちょっと人事異動についてどのような基準かということをお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 職員の人事異動に関する基準というところの御質問でございます。

基本的な考え方といたしまして、適材適所、そして一つの部署での在職期間が長期にわたることによる弊害が起きないように、3年から4年をめぐりに人事異動を行っております。

また、これは私が村長になってからですが、若手職員については、様々な業務を初めに経験をし、自分に向いている業種を知ってもらいたいと考えておまして、入庁から10年の間に必ず3部署に配置をするということは配慮するよう心がけております。

まず、適材適所という点では、全職員に自己申告書の提出をお願いしております。現在の仕事の量や質、興味や適性について、自分の自身が考える状況を申告をしていただいております。また、健康状態や異動先の希望、昇格や降格の希望等についても記入を依頼しております。特段伝えたい思い等がありましたら、自由記述欄がありますので、その部分に書いていただいで提出をしていただいでいるところでございます。

そして、私が村長になってから管理職への人事ヒアリング、こちらを開始をいたしました。このことによりまして、課の職員については、一番課長級の職員が分かっているというところでもありますので、各課の責任者である管理職の職員に対するそれぞれの具体的な評価、状況等を、この人事ヒアリングの中で集約をするようにしております。

さらに、各課がそれぞれ今後抱える中長期的な業務に支障が出ないように心がけております。要するに、この職員はこれから2年続く業務の中心メンバーとなるからまだ残してほしいとか、残すとちょっと5年になってしまうけど、その部分は何とか酌んでほしいとか、そういったところは対応をしておるところでございますし、そういった生の職員の状況、職員等の情報を集めて、人事異動の参考としておるところでございます。

そういった中、専門職です。保健師・栄養士・社会福祉士、そういった専門職や事務職であっても、IT担当、こちらについては事務職の中でも特別だと思っております、その専門性から、人事異動の間隔については、長期的になるというところは致し方ないのかなというところを思います。保健師・管理栄養士・健康運動指導士・社会福祉士については、これから来年度機構改革を予定しておりますが、切れ目のない子育て支援、そして福祉では伴走

型支援、こちらが重要となってまいりますので、こちらは住民の方がいつ来ても相談できる方が一緒というところが望ましいと思いますので、ここの部分の異動、この専門職の異動は極力少なくしてまいりたい意向であります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） はい、分かりました。画一的でなく、非常に柔軟にお考えになっていらっしゃるということでございますので、ぜひ人の能力を発揮できるような形での異動をこれからも心がけていただいて、やっていっていただければと思います。

次に、昇任に当たって、例えば課長に上がるに当たってはそういった管理職試験というものを設けている、これは民間も公務員もあると思いますが、こういったところもあります。そういった試験について、何か導入をされるというようなちょっと話も私もちらっと聞きましたけれども、そういった試験について今後導入されるのか、また試験というものの意義をどういうふう考えているのか、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 管理職試験の導入についての質問をいただいております。

まず、今の全国的な管理職試験の導入状況について申し上げます。総務省の調査によりますと、令和2年4月1日現在、昇任試験を実施している自治体は301市町村となっております。そのうち市が219、町が73、村は9となっております。この調査は、昇任試験とくくられておりますので、管理職以外の例えば係長昇任試験等も含んでいると思われませんが、いずれにしても、村で実施しているところは9という数字が出ておりますので、非常に少ないということが分かりました。個人的には私もっと多いと想定しておりましたので、この数字には少し驚いておるところであります。

この上伊那郡内におきましては、隣の伊那市が係長の昇任試験を実施しております。課題としては、昇任試験ですと、受ける受けないを判断できますので、特に女性の希望者が少なくなってしまうというところは課題であるというところはお聞きをしておるところであります。

本村においては、現在のところ試験は全く行っておらず、経験年数等に基づきまして、男女の区別なく管理職を選考しているところでもあります。女性のかたが優秀というところが第一であります。結果として、県下で今最も女性管理職の割合の高い自治体、これ間違いに高い自治体となっております。去年で申し上げますと、村が6割5分ぐらいだったのに対して、次はもう3割ぐらい、御代田町の3割とかでしたので、かなりこの突出して女性の管理職が多いというところがございます。このことは、職員採用等には良い影響を与えるのではないかと考えております。また、村の運営にとっても、良い面も多くあると感じております。

しかしながら、もう社会の変化が非常に早い時代になりまして、ニーズも多様化しております。職員数も増えておりますので、管理職の皆様には一層のリーダーシップ、マネジメント能力、また変化が激しい時代ですので、新しいことを学び続けるそういった意欲、実力も求められてくると思います。そういったこともありますので、そういった意欲や能力のある職員を積極的に管理職に選考していくことはこの村の発展に欠かせないと思っております。それを踏まえた選考制度の策定を今年度、担当課、行政係になりますが、そちらに4月に指示をしたところでございます。

村は、職員数自体は非常に少ないので、あまり試験、憲法、民法とかそういった試験で選考する形は、なかなか最初からそうやってしまうのはどうかなという点があります。まずはその候補者、希望者に手を挙げていただきまして、面接そして必要に応じて小論文等によって選考してはどうかというところは、今担当課とともに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、現在その検討を進めておりますので、今年度中に方向性を出しまして、来年度には実施をしていきたいというところで考えております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今の試験についてのお考えを伺いまして、非常にいいお考えで、試験をやるにしても確かに知識偏重とかそういったことではなく、本当にそれぞれ仕事に直結する部分をしっかり論文なりそれから面接、こういったものでぜひ把握をして昇進へつなげていく、そんな形をとっていただいて、全体のレベルアップにつながるような形をやっていっていただくことが本当に大切なのかなというふうに思います。

いずれにしろ、ちょっと職員についてのいろいろな質問をさせていただいたんですけれども、やはりこれから一番難しく大切な問題っていうのが人の問題だと私は思っています。これがやっぱりひいては、村民の非常にこれ、最後の幸せっていう部分につながってくる部分が非常にあるというふうに思っています。それだけ行政に携わる方たちの負うところが村についてはやっぱりあるんだろうというふうに思っていますので、ぜひその辺は今お話のあったような形で進めて、向上を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日14日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後3時50分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 9 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

4 番 三 澤 澄 子

7 番 百 瀬 輝 和

○出席議員（10名）

1番	西森一博	6番	山崎文直
2番	都志今朝一	7番	百瀬輝和
3番	笹沼美保	8番	太田篤己
4番	三澤澄子	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原源次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康福祉課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	地域包括支援センター長	山崎一
教育長	清水閣成	子育て支援課長	武井香織
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正浩
地域づくり推進課長	高橋里江	観光森林課長	有賀仁志
会計管理者	城取晴美	建設水道課長	武井厚
財務課長	市川美保	教育次長	藤澤勇
住民環境課長	松澤さゆり	代表監査委員	加藤篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	宮澤文敏

会議のてんまつ

令和5年9月14日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子です。あらかじめ通告いたしました2項目について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

昨日、議会が終わってうちへ帰りましたら、ゆうがたGet!というテレビ番組で、ちょうどアカマツの炭を使った料理、大芝のプリンとか新兵エさんのうどんとかをちょうど放送しておりまして、いろんなところで南箕輪のアカマツについて取り上げていただくのはうれしいなと思って、ちょっと見ておりました。

今日は、この二つの項目について質問いたしますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

1項目めとして、公務労働を支える会計年度、ここちょっと任用がちょっと落ちてしまったんですけど、任用職員についてをお聞きいたします。

2019年9月定例会で質問している内容を重ねております。令和2年から、臨時職員の雇用を会計年度任用職員として安定的に働けることになるとされていまして。それから3年経過した現状をお聞きしたいと思います。

2019年の質問時のことを再掲してちょっと発言します。

この間、行財政改革と言われ、職員定数を抑え続けてきた結果、多くの臨時職員によって行政の仕事は支えられてきました。また、専門性や継続性の必要な職種が多く、2020年の地方公務員法の改正は、自治体の在り方が根本から問われる問題と考えます。そもそも地方公務員の大原則は、公務の運営は任期の定めのない常勤職員（正規職員）を中心とするとされております。

それは、1として、公務の中立性の確保、2として、職員の長期育成が基礎、3として、職員の身分保障、安定雇用で職務に奨励させることによる公務の能率性の追求、4として、地方公共団体における企画立案やサービスの質の向上を担保する等が挙げられ、非正規職員の任用は極めて限定的であるとされています。

正規職員採用抑制、人員削減が進む中で、限定的な非正規職員を恒常的な業務に充ててきた実態があります。そういう中で、正規職員と臨時職員の処遇の違いや、自治体間でも格差があり人材の確保が困難になる中、会計年度任用職員として統一基準を設け、適正な処遇を確保することになったとされました。令和2年4月からは、会計年度任用職員というふうに改定されたところであります。

そのときに職員定数は160人、このとき定数増員を計画されていましたが、会計年度職員は209人とお答えいただいているわけであります。現在、その数はどのように変化してきたかお聞きします。

また、任用職員は勤務時間の制限があり、年間総収入は減らないとされておりましたが、一時金の部分は、本村では給料に上乘せという形で行っていたものを一時金に回すというお答えいただいております。減額になるなど、待遇改善につながらないことも指摘してきたところであります。

再任用も含めて、安定雇用につながっているかどうかをお聞きします。

お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

公務労働を支える会計年度任用職員についての中で、まずは職員定数、会計年度任用職員の数、そして、会計年度任用職員の待遇改善、安定雇用についての御質問をいただいております。

まず、数についてでございます。

令和5年4月1日現在、職員定数は180人、共済に加入しております会計年度任用職員は248人です。会計年度任用職員の勤務時間につきましては、こちらは令和元年度と同様の7時間30分以内となっておりますが、報酬につきましては、これまでの常勤職員の人事院勧告に伴う給料改定に合わせて、増額をしております。

また、期末手当につきましては、制度が始まったときは年間で2.3月分でありましたが、令和4年度に引き上げを行いまして、2.6月分といたしました。これは、上伊那郡内では箕輪町と並び、最も高い水準となっております。さらに、令和5年度からは村外から出勤する職員の負担を考慮し、交通費の区分を従来の13段階から22段階へ拡充し、遠くから来られる方については、交通費について支給される額が増えたというところでございます。

次に、安定雇用でございますが、そもそもこの会計年度任用職員という制度そのものが、年度ごとの任用を前提としたものとなっているところではあります。しかしながら、良質な住民サービスを維持していくために、慣れた同じ方を積極的に毎年改めて任用していきたいという思いもございますので、報酬についても、長年勤めていただいた方は、その分報酬が上がるという仕組みと職種によってはなっております。

そういったところで、安定雇用につなげていきたいというところで進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、村長も言われましたように、労働時間は規定どおりということになるわけでありまして、先ほども言われましたように、一時金については、その時点でもやっぱり2.6月分にしていくというお話はいただいておりますので、確実にそういう方向で雇用条件はよくなっているという今お話をいただいたところであります。

このときに、やっぱり正規雇用が多分170人にするっていうときだったんだと思うんですけど、今ではもう180人ということで、人口増を続けている村としては、その都度本当に定

数増をしてきたところではありますが、やはり、会計年度任用職員もその分これだけ増えてきているという中でその雇用形態、雇用条件をより充実させて、本当に今人手不足という中で、安定的な雇用をしていくためにはどうすればいいかということで、また次に提案していきたいなというふうに思っております。

それでは、2としまして、今の続きになるわけでありまして、特に教育・保育分野の職員確保が困難な状況にあると思っております。学校でも先日、先生方と懇談した折に、産休代替の職員がなかなか見つからず、校長先生が毎日電話でお願いしまくって、ぎりぎりをお願いできたなんていう話をお聞きしまして、大変な状況だなということ、それ綱渡りの状況だということをお聞きしたところであります。

また、保育園も先日、委員会で久しぶりに村内6園を視察したわけでありまして、現場の状況を見せていただいたところでありまして、元気な園児たちの様子を見てほっとする一方で、まだまだ年度末に向けて入園予定が定数いっぱいになる園も多く、保育士さんの確保が心配されておりました。職員体制の確保の見通しをお聞きします。

学校、保育園でも業務量が多く、持ち帰りの仕事もあると聞いています。負担軽減の取り組みはできているかもお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 教育・保育分野の職員確保についてというところ、また、長時間労働軽減の取組はという御質問をいただいております。

私のほうから保育分野は回答をさせていただきまして、私の後、教育長から教育分野のほうは回答させていただきます。

まず、保育分野の職員体制の見通しと長時間労働軽減の取組についてであります。たけのご園も含みまして、南箕輪村の保育運営に関わる会計年度任用職員数であります。保育士が74人、保育補助員が23人、長時間保育士が17人、長時間保育補助員が11人となっております。合計で125人となっております。また、給食調理員の方が24人いらっしゃいますので、これを加えますと、保育分野における会計年度任用職員の数は149人となっております。

また、保育園運営の独特の事象でございますが、年度末に向けて未満児の入園が増えてまいります。そのため、年度当初に比べまして、年度末のほうは職員数が必要になってくるという、そういった独特の事象がございます。そこに対応するため、ハローワークへの依頼、募集チラシの配布、村広報紙等を利用して、現在では、通年で保育士や保育補助員を募集しているというのが現状でございます。

入園の状況にもよってまいります。ここ数年では、各園1名ほど不足しているのではないかと、不足してしまっているというところが正直なところでございます。また、朝・夕の長時間保育の時間帯におきましても、こちらは慢性的に保育士が各園1人ほど不足している状況でございます。

こういったところ、シフト勤務で補い切れない場合につきましては、昼間の会計年度任用職員の方をお願いをして、時間外に対応している園もございまして、この会計年度任用職員の方につきましては、定常的に時間外長時間労働が発生しているということは一切ございません。

話を戻します。

そのため、保育士の応募がない場合なんです。人が足りません。資格のない保育補助員

を採用し、対応をしているところであります。しかしながら、昨今の保育園児に対する虐待や不適切保育が世間的に注目される中、保育士の資格の有無を、保護者の皆様から確認・指摘されることもありまして、村としては、この保育士の資格を持っている職員の確保は喫緊の課題であると捉えております。

そのため、先日、子育て支援課と私で緊急のミーティング、保育士確保に向けてのミーティングを係長級、一般職員も含めて行いました。10年先の保育情勢の変化、誰でも保育というこれまでの保育の要件を覆すようなことも政府は言っております。また、同一労働・同一賃金の考え方、そういったところを総合的に話し合いまして、保育士確保の対策について協議を加速化している状況であります。

こちら、まだ話し合いをしているところでありますが、本年度の予算編成までに、庁内でも広く協議をして具体化をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育関連は、教育長より答弁をいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 三澤議員、職員確保、教育においてでございますけれども、それから職員体制、それから長時間労働軽減の取組、それについてお答えいたします。

教員の確保についてでございますが、南信、上伊那は苦しい状況、県内でもバランスが違うという状況がございますけど、本村でも先ほど議員お話のように、小学校・中学校の担任が産休に入るに当たり、直前まで代わりの教員が見つからない状況があって、何とかということで2学期がスタートしております。現在、中学校でも1名、本来加配が1名配置されるべきですが、その加配が見つからなくて、現在に至っております。

65歳までの再任用の状況、それから、定年延長等々の動きはあるわけでございますけれども、学校における働き方改革が展開し、教師を志望する人、大分応募の方は減っていますので、倍率が下がっていますので、教員を志望する人が増えることにそれがつながるなど思っているところであります。そのためには、職員体制も大きなファクターというふうに思っています。

国・県では、専科教員の配置を今後も多くしていくというそんな計画でおるんですけど、ただ、来年度予算の関係で、またどうなるかというところが正直なところでありますけども、村でも体育専科教員を2名配置、授業の質の向上とともに、教材・教具・用具の準備等々の先生方の働き方改革にもなっているなというふうに思っています。

それから、30人規模学級ですが、国は今年小学校4年まで、長野県では中学3年までというふうに動いてきています。

それから、制度面になりますが、村では、南箕輪村立小中学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を整え、村教委は、教職員の時間外在校等時間を1か月45時間、それから1年については360時間を超えない範囲というふうに教育委員会が管理し、管理という言葉は私あんまり好きじゃないんですが、そういう状況があります。それを公布いたしました。

学校の中ですが、校務支援システムあるいは留守電は教育委員会へ、役場の日直さん、当直さんを通してんですけど、それからすぐーるという連絡システム、非常に先生方の業務軽減になっています。すぐーるの導入、それからICT支援員さん、それから教員業務支援員さん、スクールサポートスタッフというふうに前は言いましたけども、業務支援員の配置が3校になされています。

様々な観点で取組が進んできておりますけれども、今後、部活動の地域移行、中学校の先生方の時間外勤務時間、大きく影響しているところではありますが、の移行も動き出します。長時間勤務の状況が改善されてきてはいる、今後も描くところですが、そうはいつても、なかなかというところがあるかなというふうに思っています。要は、教員を増やしてほしい。切にそれは願うところであります。

あと少し、議員さんお時間いただいていいですか。1分ほど。

実は、小学校の校長先生と話す中で、6年前にいじめがあるというふうに、子供たちがアンケートでそういうことを認識がある子供たちが90%、それが、昨年度5年間たって28%に減少、こんな状況があります。というのは、いじめ等々があると当然支援会議、親御さん、あるいは本人たち等々、いろんな営みがそこでいじめ解消に向けてなされるわけですが、そういう時間が、その子供たちがいじめがないという認識の中でかなり減ってきている、減少してきている。

なので、外部的な制度的なものを整えるというのももちろんなんですけれども、ふだんの学校の中での職員、先生方と子供たちの営みのところをより丁寧に、あるいはもっとしっかりやっていく。それによって、例えば支援会議とか、あるいは保護者からのクレームという言葉はなじまないと思うんですが、いろんな問い合わせ等々への対応も減になっていくとか、そういうことも校内で描いていかないといけないのかなとは思っておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 丁寧な御説明をありがとうございました。

先日も保育園に行ったときもお聞きしたんですけど、すぐーるという制度が保育園でも使われておまして、とても有効だというお話を聞いて、そういうところは本当にしっかりと積極的に、いろんなICTの関係も使えるところはしっかりと使いながら、本当に子供たちに先生たちが向き合えるような体制を、しっかりとこれからもつくっていただきたいなと思っております。

3としまして、昨年ですけど、会計年度任用職員の勤勉手当支給と最低賃金保障を定めた自治法が改正されました。先ほど、村では勤勉手当とか一時金は出しているということでもありますので、その辺はしっかりとできているとは思いますが、また先日、2023年、長野県の最低賃金が908円から948円に改定されると報道されたところであります。本村でも報酬単価の見直しが求められております。

全国平均が初めて1,000円を超えて、1,002円ということでありますけれども、村全体、村の方針はどうなっているかお聞きします。

先ほども、同一労働・同一賃金というお話が村長さんのほうから出ました。最低賃金の部分だけでなく、全体に引き上げられるべきだというふうに思いますが、その点をよろしくお願ひします。

ちょっとすみません、ちょうど資料としておつけしたこのことについて、資料1のところ、会計年度任用職員のところを2019年の9月議会で質問をしておまして、議会報でいうと127号のところであります。これも参考にぜひ見ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、その次の資料も併せて会計年度任用職員募集の御案内、これは総務課の窓口にあ

りますものをつけていただきましたので、参考にしながらお話しいただければと思います。
お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 最低賃金の適用についての御質問でございます。

最低賃金につきましては、10月1日から適用となります。現在、村の会計年度任用職員の令和5年度の単価表、議員の資料にもおつけをいただいておりますが、この中で948円を下回る事となる職種合計で八つございますが、この全てにおきまして、10月支給分から948円に引き上げて、報酬をお支払いをいたします。

またその他、全体の話になりますが、来年度からの報酬につきましては、今回の最低賃金上昇に伴う全体のバランスを考えたり、また、今年度人事院勧告では、給料の引き上げが報道されており、予定されております。そういったことも含めまして、会計年度全体の職員の給料についても、予算編成に向けて検討を進めていくところでございます。

次に、期末ではなく勤勉手当でございます。こちらは人事評価というものが前提となっておりまして、導入いたしますと、今の正規職員より会計年度任用職員のほうが多いという現状もありまして、担当者、管理職の負担が非常に大きくなるかなと思います。そういったところではあります。現在、村は期末手当を2.6月分というところが一番出しているというところも含めて、今後、ちょっとこの部分は近隣市町村の動向も踏まえながら、導入については判断をしてみたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） とりあえず、最低賃金の部分だけは10月1日からということで確認し、来年度からは全体を人事院勧告に基づいて上げていくということで、確認したところでございます。

勤勉手当は今言っていたように、近隣との兼ね合いもあるということでもあります。しかしながら、先ほども村長も言われたように、同一労働・同一賃金というのが、日本の賃金の原則となっているわけでありまして、これが本当に実際のところは、非正規雇用を支えられている大きな産業構造というか、国全体の構造になっておりますので、この部分は本当に大きな課題だなというふうに思っております。

その流れでありますけれども、4として、今も言いますように、会計年度任用職員募集の案内と報酬単価表、資料2で見ていただいていると思います。最低賃金は、先ほども言いましたように、全国平均を初めて1,000円超えの1,002円になったんですけども、議会陳情でも、全国統一で1,500円の最低賃金をしてほしいという陳情が出されておりました。本議会は否決しておりますが、モニターさんからも疑問の声がありました。

なぜそういうことになるのかというのがありましたし、私自身もこれは最低の要求だなというふうに思っているところでもありますけれども、これで見ただけでも、小学校の講師の経験7年以上で、23万3,000円という表示になっております。これで見ると、最低賃金の1,500円、1,500円ぐらいで計算されているのかなというふうに思うんですけども、日本の賃金水準は、OECD38か国中21位にあるということをいつも言われております。日本の公務労働で、大量のワーキングプアを生み出している現実であります。

それには愕然とするわけでもありますけれども、ちょっとこの質問はあれかなとは思いますが

けども、やっぱり改善には何が必要か、ちょっとお答えいただけたらというふうに思いますので、お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 日本全体の賃金の改善に何が必要かという御質問でございます。

正直、山麓の村の村長の立場で回答するには大変苦勞する御質問でございますが、私の知識の範囲の中で回答させていただければと思います。

一般的に日本の平均賃金がここまで低くなっていったのは、労働分配率が低いこと、そして、GDPが伸びなかったことから、労働生産性が低いことが要因として挙げられております。労働分配率っていうのは、粗利益のうち、どれだけ雇用しているものに回していくかというところですが、これは諸外国に比べまして、かなり日本は低いというところがございます。

ただ、労働生産性が低いという部分ではありますが、日本人は非常に勤勉と言われております。それでも労働生産性が低くなってしまふのは、伸びている企業、今伸びている企業が世の中たくさんあると思うんですが、そういった伸びている企業や産業に人が流動的に移っていかないこと、いわゆる人材流動性が低いことが原因ではないかと考えております。

なぜその人材流動性が低いかと言いますと、日本の雇用形態が、仕事の範囲が総合的であります職能型が多いため、なかなか専門的な能力が身につく状況にあります。そのため、終身雇用をはじめとして、雇用を守るという考え方が依然強いことも背景にあるのかなと思います。

挑戦もしないが、ミスや失敗もしないゼロ勝ゼロ敗の人が、特に大手組織では、日本では優遇されている現状にありますので、起業する人、挑戦する人が少ないことも影響しているのかなと考えます。

また、国際社会における労働生産性は、GDPを付加価値とみなして計算するのが一般的となっております。つまり、GDP割る労働力が労働生産性という計算式が成り立っておりますが、GDPが伸びればおのずと労働生産性も上がってくるというところになるんですが、政府がもう債務が今1,200兆円を超えていることから分かりますように、日本はかなりお金は使ってきたと思います。しかし、それがこのGDPが伸びない、経済成長につながっていないというところで、この要因、結果としては、このお金が一部の高齢の富裕層の資産となっていること、また一部の大手企業の内部留保になってしまっていることも原因ではないかと思っております。

また、先ほど今、会計年度任用職員のお話でありますので、日本全体では、非正規の従業員の割合が4割に近づいております。非正規の従業員につきましては、これまで正規では働けなかった人が働けるようになるという良い面もあるんですが、悪い面も多々あるというところは私も承知をしておるところであります。

改善には何が必要かという質問であります。村に落とし込んだ場合につきましては、先ほどの同一労働・同一賃金の適用が大切であると考えております。特に保育士につきましては、現場に行きますと、正規職員と同程度、もしくは正規職員よりベテランでしっかりやっていたら、会計年度任用職員の方が担任の先生を持っていただいているとか、そういったところもありますので、その部分はしっかりと同一労働・同一賃金の適用ができるよう、現在、子育て支援課を中心に検討しているところがございますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、保育士の部分について、本当に現場で見てそう思いましたし、基本的なところをしっかりとやっていくことで、南箕輪村の保育士になりたいという方がより増えてくれるのではないかというふうに私も思います。

先ほども言いましたように、日本の産業構造全体の中でやっぱり労働分配率のところにあります。大企業が内部留保でため込み続けているにもかかわらず、税制は相変わらず消費税や低所得者の方に過剰な負担がかかるような政策のみを続けておりまして、やはりそういうところにしっかりと私たち自身も本当に働いて、この国が要するに少子化対策もそうなんですけれども、その目先の見えただけでなく、しっかりとその構造を変えていくところを議会としてもしっかりと見ていかなければならないというふうに思うんでありますけれども、その点で村長がしっかりと今答えていただきました中で、村でできることはまたしっかりと取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

続けて、2のほうに移らせていただきます。

憲法尊重義務と自衛隊員募集名簿提供についてを質問いたします。

私はいつも、議員任期が始まりました最初の議会で、憲法擁護の義務についてをいつも質問をしてきました。資料でありますと3でありまして、これは2019年の6月定例会で質問したことでありまして、議会報の126号に書いてあるところであります。これを参考に、ぜひ見ていただければと思います。

私の議員活動の原点であります。いつもそう言っていますけれども、憲法にあると言っております。中学3年生の社会科の最初の授業は、当時担任だったこの村の在住の倉田太郎先生でありまして、日本国憲法の前文を暗記しなさいという課題でありました。今年の5月3日の憲法集会は、松元ヒロさんというお笑い芸人の講演で、こういう憲法くんという本を書いておられる方でありまして、この方の講演をお聞きいたしました。

日本国憲法の前文の大事さを改めて実感したわけでありまして、芸人のタモリさんが、今の日本は新しい戦前の戦争前夜と言われるという状況の中で、憲法3原則であります国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を常に意識していくことが大事だなと改めて思ったところでありまして。

毎年、每期ごとに失礼だとは思いますが、藤城村長さんにも同じ質問をさせていただきたいと思っております。

憲法98条でありますけれども、ここで憲法の最高法規性というのがうたわれております。99条では憲法尊重擁護の義務、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとされております。

消防の任命式のときには、必ずそういう宣誓を多分していると思います。憲法を遵守するというふうにしておりまして、あの言葉にいつも私は感激しているわけでありまして、2019年の6月定例会のときに質問したことを今、ここに書いてあります。そのことについて、前村長さんの答弁は、職員は憲法を尊重し擁護する立場だと、子供や孫を二度と戦場へ送ってはならない、平和憲法を尊重すると答えております。

藤城村長のお考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 憲法擁護の義務についての御質問であります。

大項目で、自衛隊隊員募集名簿提供についてというところでもありますので、それに絡めた回答とさせていただきます。

議員御説明のとおり、憲法99条では、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うというところで書かれております。ですので、政治家や公務員が憲法を尊重し、擁護する義務を負うというところは、当然であるかなと思います。

一方、自衛官等募集事務については、市町村の法定受託事務と定められておりまして、法律、政令に基づいて対応すべき案件となっております。そういった中、今回議題となっております氏名や住所等の情報は、個人識別情報として憲法13条で保障された、人格権のうちのプライバシー権によって保護の対象とされております。そのため、本人の同意なしに自衛隊に対して提供することは、憲法13条で保障されたプライバシー権を侵害するおそれがございます。

一方、防衛省及び総務省は、自衛隊法97条1項、同法施行令120条を根拠として、情報の提供が実施可能であるとしております。私の見解であります。自衛隊法97条1項の記載内容、こちらを申し上げますと、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うという内容で、こういった内容にとどまっております。

そういったことから、この事務の一部として、個人情報の提供などによりプライバシー権を制限する趣旨が自衛隊法のほうに明確にされておられませんので、この規定をもって人権制限内容、ここではプライバシー権になりますが、これを政令に授権する趣旨の法律と理解するには無理があるのかなと感じます。

分かりやすく言うと、そういったプライバシー権を制限するなら、この自衛隊法のほうにそれを記載するべきではないかというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

法律にのっとってきちんと守ってやるというのが原則だということを、今確認をしたところであります。

次のほうにも触れていただきましたので、その点について、2019年6月の定例会で聞いております私の発言を入れながら、再度ちょっと今答えていただいておりますけれども、2のほうで質問させていただきたいと思っております。

自衛隊員への適齢者名簿の提供と法的根拠については質問をしてきました。

その時点でありましてけれども、安倍首相は自衛隊を違憲とする議論が存在するので、憲法9条1項、2項を残して自衛隊を明文化し、2020年までに制定を目指すとして、自衛隊の募集に都道府県の6割以上が協力を拒否していると述べ、名簿提出を求めました。その時点で、長野県は77市町村のうち、18年度に紙媒体で44市町村が提供しています。村は、住基法11条2の規定で閲覧による提供をし、今後も閲覧のみでいくと答えております。

2023年には、岸田政権が閣議決定した安倍関連3文書に基づいて、自衛隊募集に名簿提出

や宛名シールの提供などを求めました。先日っていうか、8月1日の中日新聞にも、自衛隊に名簿提供7割超えっていう報道もされたところでもあります。

その時点で、村でも今回は名簿で提出したというふうに総務課にお聞きしたところ、お答えをいただきました。なぜ、そのように一旦閲覧でいくというふうに答えているにもかかわらず、方針が変わったのかをお聞きをいたします。

先ほども、村長が法的根拠ということで、いろいろ言っていました。住民基本台帳法で、個人情報保護に留意して記載の情報を原則非公開というふうになっておりまして、11条1で、国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、台帳の閲覧を請求できるというふうになってあります。公益性が高いと認めた場合に限り、台帳情報の閲覧が可能というふうになっておりまして、その閲覧でさえも義務ではないわけでありまして、先ほども憲法の規定がないわけでありまして、そういうことでもあります。

適齢者名簿が、今回は18歳の高校3年生と22歳の大学4年生というふうにいわれておりますけれども、9条改憲の狙い、先ほども戦争、戦争前夜という話をしましたが、戦争、戦力不保持を規定した2項を死文化させ、海外での武力行使を無制限に可能にすることだといわれ、私は男の子3人、女の子3人の孫がいますが、上は22歳になります。適齢者名簿を強制的に提出させることは、若者を戦場に強制動員することにつながるのか、それだけは、私はどんなことがあっても認められないと思います。

憲法9条は紛争解決に武力行使を禁じている。その理念にふさわしい対応をしていただきたいと思います。自治体を戦場の窓口にさせない、これが原則だと思います。少なくとも、約束した閲覧のみの対応に戻すべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 名簿の提供方法についての御質問であります。

三澤議員御指摘のとおり、令和元年6月議会におきまして、南箕輪村では、名簿の提供については閲覧により書き写しをしてもらう形での対応をしており、今後も引き続き、閲覧による対応をしていきたいと答弁をしております。

さて、自衛官等募集事務については、先ほども申しました市町村の法定受託事務と定められておりまして、自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると定められております。この法令を根拠に、毎年防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象者情報の提出について依頼がございます。

また、防衛省と総務省より、先ほどこれも申し上げましたが、防衛大臣が市町村の長に対してこういった情報を求めることができること、さらには、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを求めることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずることがないというところが通知をされておるところでございます。

このような背景の中、令和4年4月におきまして、自衛隊の担当の方が南箕輪村に書類を持参されまして、また口頭にて、名簿は法令に基づき、媒体交付できる名簿提供できるという説明を受けました。担当した担当者が法令を確認し、また、念のため近隣市町村に確認をしたところ、閲覧ではなく媒体で名簿提供をしていたことから、媒体での交付を可と判断し、法律に基づいて交付したという経過でございます。

ただ、ここの部分が、決裁権者が課長級となっております。実際、理事者のほうに決裁

が回ってきませんでした。ここの部分は、役場の中の取り決めの部分が不徹底だったというところは反省事項でございます。

ただ、この令和元年6月議会から今までに変わったことがございまして、個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に改正され、施行されております。その中で、地方自治体の個人情報の取扱いに関しては、全てこの同法の規定に基づき実施することとなりました。以前、議会でも議決をお願いした件でございます。

その中で、この個人情報保護に関する法律に基づく個人情報保護委員会というところがあるんですが、その見解が示されておまして、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、個人情報保護に関する法律第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が個人情報保護審査会より示されております。この点は、過去と比較して、少し考え方が明確になってきたのかなと思います。

そういった中ではあります。本年度については先ほど私の見解も申し上げましたが、令和5年5月に自衛隊の担当の方がいらっしゃった際には、名簿の提供ではなく、閲覧による対応に戻したところでございます。名簿等を提供する自治体が、議員お示しの資料にも記載がありますが増加傾向となっている中で、今後、次の質問にもつながりますが、今後の対応については協議をしなくてはならないと私は考えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 自衛隊法120条を今挙げられておりますけれども、これも国会答弁で必ずしも応じなければならないというか、そういう規定ではないというふうに確認をされているところでありまして、あくまでもやっぱり個人情報保護の観点は原則非公開っていうのがもともとでありまして、義務ではないし、国はあくまでもそれを盾にはしてくるわけでありまして、やはりきちんと村民に分かるような形で、このことが行われているっていうことをしっかりとしていくことが大事だというふうに思いまして、引き続きでありますけど、3番のほうに移らせていただきます。

自分の知らないところで個人情報が提供され、突然ダイレクトメールが届く、訪問される等、不安が広がっています。個人情報保護法69条利用停止請求権、定めがありますが、名簿提供の除外申請ができることを広報しているかお聞きします。

除外申請についてでありますけれども、制度化し広報すべきと考えます。実態上、先ほど言いました8月1日の中日新聞の中にありましたけれども、自治体情報政策研究所の黒田充代表のお話でありまして、住民基本台帳法は、国に住民基本台帳の閲覧しか認めておらず、自衛隊への名簿提供は法的根拠が曖昧だ。自衛隊に個人情報を提供されたくない住民の自己情報コントロール権を守るため、除外申請を受け付けるのが自治体の最低限の責任だと。ホームページへの掲載だけでなく一人一人に周知されるよう、同意は郵送などで一人一人に尋ねるべきだとも言っているんですね。

村としての対応は今までどうしてきたか、制度化してきちんと広報すべきだというふうに考えますが、お考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 除外申請に関する御質問でございます。

前の質問の答弁の中で取り上げましたこの個人情報保護審査会の答申におきましては、自

衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮というところが要望をされております。そのため、情報の提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方については、御本人または保護者様等から除外申請の手続をしていただくことにより、自衛隊へ提供する名簿から除外することは可能ですし、適切であると考えます。

ただ、村では、これまで村民の方からそういった問い合わせや要望は受けたことはないというところであります。除外申請を受け付ける申請方法も現在は整っておりませんので、同時に広報はしていないというところであります。

個人情報保護審査会のそういった答申を尊重いたしまして、この上伊那管内におきましても、自衛隊員募集の名簿提供に対して、除外申請の手続ができる制度を整備した自治体がありますので、それらは参考になるとは思いますが、ここが次のポイントなんですけど、この閲覧による場合については、申請があったとしても除外はできません。これは、前回の三澤議員の質問の中で、総務課長から答弁をさせていただきました。

要するに、除外申請を受けて除外できるのは名簿提供だけであって、閲覧の場合は、それができないというところであります。ですので、そういった三澤議員の主張からすると、少し歯がゆい状況になっておりますので、今後、名簿提供の形として除外申請を徹底するのか、もしくは、このまま閲覧のままとして制度的に除外申請はできない形を継続するのかというところは、今後、御意見もいただきながら判断をしていかなきゃいけないというところと、議会の皆様の判断もいただきながら考えていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） そういうちょっと矛盾した二つのことが言われてしまったんですけども、少なくとも、除外申請と名簿閲覧の場合は、私たち選挙人名簿を確認するときには閲覧しか認められておりませんので、その方法しか住民に認められていないという中で、名簿提供っていうのは、やはり本来あるべき形ではないというふうに私は思います。閲覧で必要のところをとっていくということは大事なというふうに。それしか認められておりませんのでね、一般の国民には。

情報をきちんと得るということの中では、必要な情報を得るということの中では、それは閲覧しかできないのかなということの中で、やはり基本的には閲覧、名簿提供っていう全部の名簿を提供していくっていう意味までは、そういうことで除外申請がなかったのも、そのまま全部出していたということでもありますけども、名簿提供だと除外申請ができるということで、その両方をこれからどうするかってことはこれからまた判断されていくと思いますけれども、少なくとも除外申請ができるっていうことは制度化しておかなければいけないと思いますし、名簿提供をする際にも、こういう名簿提供がされておりますということで、確認する方法は制度化しておく必要があると思いますので、その点だけちょっと確認、これからはやはり除外申請できますという、ほとんどの人はそういうことも知らなかったし、何で急に名簿だけがこういう自衛官のパンフレットが家に突然にというふうなことが、どうしてこんなことが起こるのかということさえも分かっていなかった中で、やはりこういうことがどうして起こってるのかっていうことを認識するために、除外申請の制度があるっていうことをきちんと広報をまずするということが大事だと思いますので、その点について確認をしていきたいと思います。もう一度。

議長（原 源次） 時間になりますが。

4 番（三澤 澄子） そうですか、すみません。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 先ほどお答えしましたとおり、令和4年に関しては不徹底でございましたが、令和5年度から閲覧に戻す対応をする中で、除外申請を受け付けることもできますが、何の意味もない申請となるというところを承知の上で申請する制度を整えたほうが良いというところであれば、なかなか住民からしてみれば、何て言うんですかね、理解していただくことが難しいのかなと思いますので、あくまでも除外申請の手続を取るのであれば、名簿提供というところで、村の方針が決まってからというのが適正な手続かなと私は感じます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員、時間です。

4 番（三澤 澄子） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 10時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。

今月18、19日に、国連本部でSDGs持続可能な開発目標サミットが開かれます。2015年に採択されたSDGsは、達成目標の2030年へ折り返し地点を迎えております。山積する人類の課題を本質的に解決するには、一人一人が心を変革していくしかないのではないのでしょうか。その行動が小さな遠回りに見える活動ですが、続けていきましょう。始めていきましょう。大切な活動です。

質問に入ります。

村民の命と健康を守る取組になるように質問をします。

現在、日本で行われている予防接種には、定期予防接種A類疾病とB類疾病に分かれています。予防接種法に基づき、市町村が実施します。それ以外の全ての予防接種は任意の予防接種になり、接種費用は原則全額自己負担になります。

高齢者に大きなメリットがあるのに意外と知られていないワクチン、带状疱疹ワクチンについて伺います。現在は、任意の接種になっております。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスVZVの再活性化により発症するものです。子供の頃、水痘、いわゆる水ぼうそうへの罹患で細胞性免疫をつくりますが、带状疱疹ウイルスが知管神経節に潜伏します。加齢に伴って、細胞性免疫の低下により带状疱疹ウイルスが再活性化し、带状疱疹の発症になります。

日本人の50歳以上の人は、水痘・带状疱疹ウイルス抗体保有率は100%です。带状疱疹は80歳までに三人に一人が発症すると言われております。50歳から上昇し、60から80歳代でピークを迎えます。この带状疱疹は皮膚症状だけでなく疼痛を伴う疾患で、感覚神経のある部

位にはどこでも帯状疱疹を発症します。また、合併症も顔面麻痺や神経痛など、20%の方が残る報告があります。

このワクチン接種の定期化を国でも検討を始めていると聞いておりますが、少し時間がかかります。そこで、全国の自治体では医療費の抑制効果もあるということで、今月7月の時点ですが、254の自治体でワクチン接種への助成を始めております。ワクチンの接種は2種類あります。生ワクチン、1回接種で費用が8,000円ほど、不活化ワクチンは2回接種で、費用は1回2万円ほどです。金額が高いため、控えてしまう人が多いと聞いております。

助成を行っている自治体では約半額助成が多いようですが、村長、村でもこの帯状疱疹のワクチン接種の助成を始めませんか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

各種予防接種の周知・推進をという中で、まずは、帯状疱疹ワクチン接種についての御提案でございます。

発症のきっかけや年齢による発症率等につきましては、議員より説明のあったとおりでございます。発症した場合、発症する部位によって症状は異なってくるところでございますが、この帯状疱疹のつらい症状といたしましては、帯状疱疹後、神経痛が挙げられます。高齢者ほど、こういったところ発症しやすくなっておりまして、発症した方のうち約2割が後遺症にも悩まされていると言われております。

帯状疱疹の治療に使用されております抗ウイルス薬は、発症初期であればあるほど効果が高く、重症化や合併症の予防効果がありますので、帯状疱疹が疑われる場合は、早めの受診が大切とされております。予防といたしましては、免疫機能を低下させないよう栄養バランスのよい食事、十分な睡眠と適度な運動が大切です。村ではウォーキング講座やてくてく健康教室をはじめ、10月からは簡単な筋トレ講座など、今年度様々な運動講座を新たに実施しておりますので、ぜひ御参加をいただき、運動の習慣化のきっかけにさせていただきたいと思っております。

話を戻します。

もう一つの予防方法は、議員御提案のワクチン接種でございます。帯状疱疹ワクチンは現在任意接種であり、費用は先ほど金額の御提示もありましたが、原則自己負担となっております。

現在、国の動向であります。厚生科学審議会においては、帯状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性等から、慎重に最適な対象年齢と期待される効果・安全性などについての議論が行われております。また、御提案の公費負担のある定期接種化に向けた検討も続けられているようですが、議員御説明のとおり、まだまだ具体的な方針が示されておらず、時間がかかる見込みであります。

村では現在、任意接種に対して補助をしておりますのは、中学3年生を対象にしたインフルエンザワクチン接種費用と、妊婦などを対象にいたしました風疹ワクチン接種費用だけで、その他、任意接種について補助は現在実施をしておりません。調べましたところ、県内においては、8月現在、六つの自治体で補助制度を実施している状況でございます。

それら、これまで説明した内容、議員から御提案いただいた内容も全て含めまして、現在、県のほうで、次年度からこの補助を実施できないか本格的な検討が進んでおりまして、現在

村のほうにもその調査依頼が来ております。

そういった中、村といたしましては、県が補助事業を始めるのであれば、実施に向けて検討するという回答で進めておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 本当に県が率先して進めていただければ、村はそれに乗っかればいいだけですので、国が始めれば、それに乗っかればいいだけ。ただ、やっていただく保証がないので、今提案して、一番機動力のある村でどうですかという提案をさせていただいております。

これ、各自治体試算をしているそうです。65歳以上を前提にして半額助成の場合、不活化と生ワクチンがありますんで、7対3で接種比率をその年代の人数の5%がした場合、例えば村でそれをやった場合は、300万円ほどの金額で済むということです。医療費がどのぐらいかかっているか、医療費の抑制になるかっていうところも調べなきゃいけないと思いますが、もしそれが行えるようだったらお願いしたいと思います。

また、この带状疱疹ワクチンの接種は、当然先ほど村長も言っていた、県がやればいいんですが、実際はこれ僕、国がやるべきだと思います。現在国の、先ほど村長が話をしたように、厚生科学審議会において病気の発生頻度やワクチン効果、持続性、定期接種に向けて検討を始めているそうです。ただ、時間がかかりますので、今回、国にも私は議員発議で意見書を提出させていただきますので、議員の皆様の賛同をお願いします。

次に、HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。

HPVワクチンは、平成25年4月に定期予防接種に位置づけられました。しかし、接種後にワクチンと因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に、厚生労働省は積極的な接種勧奨を差し控えるよう、全国の自治体に勧告しております。

その後、国の検討部会や調査会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められなかったことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。そして、令和3年11月26日付の厚労省の通知により、HPVワクチンの積極的な接種勧奨が再開されました。

市町村の個別通知は令和4年4月から実施されていると思いますが、日本では毎年1万1,000人の女性が子宮頸がんになり、毎年約2,900人の女性が亡くなっております。患者数は20歳代から増え始め、30歳代までのがんの治療で子宮を失う人は、年間1,000人いると言われております。唯一、ワクチンで抑えられるがんなんです。このHPVワクチンには2価ワクチンと4価ワクチンでしたが、令和5年4月から高い予防効果がある9価ワクチンが接種されるようになりました。

村の対応をお聞きます。また、効果と安全性について、令和4年度接種者が230人でした。対象者への周知方法も含めて、村長に伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） HPVワクチン接種についての御質問でございます。

HPVワクチン接種につきましては、予防接種法の改正によりまして、令和5年4月より議員御説明いただいた9価ワクチン、こちらも定期接種に加わっております。

村では、新たな定期接種の対象者には、9価ワクチンを加えた新様式の予診票を送付いたしました。既に送付済みの方には、新様式の予診票を再送付をいたしました。なお、9価ワクチンを希望した場合、旧様式の昔の様式の予診票でも使用できるよう、医療機関とは調整をしております。

周知方法についての質問がございました。現在は、対象者へは個別に通知をし、また村報や村ウェブサイトにより周知をしているというところが現状でございます。

HPVワクチンは、9価ワクチンのほかに2価ワクチン、4価ワクチンと3種類ございまして、接種者が選択できる形となっております。2価ワクチンは、大体子宮頸がんの原因のウイルスを50%から70%防ぐ効果があると、実際、16型と18型というのを防ぐことができるというところでございます。

対して、9価ワクチンにつきましては、この16型、18型のほかに、さらに5種類の感染も防ぐことができることから、2価ワクチンの場合は、50%から70%を防ぐ効果があったのに対して、9価ワクチンの場合は、80%から90%を防ぐことができるというところでございます。

心配とされる副反応につきましては、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。ただ、まれですが、重いアレルギーや神経系の症状が起こることがあります。ですので、通知ではワクチン接種後の注意事項や副反応にはどのような症状があるのか、健康被害救済制度があることをつけてお知らせをしております。

男性の件も申し上げてよろしいですか。

そうしましたら、ここでですが、まず女性だけですと、HPVワクチン接種の定期接種は、小学校6年生から高校1年生の女性が対象となっております。若い世代への接種となりますので、保護者の考え、本人の考えが影響し慎重に判断されていると思われ、村におきましては、接種率は今、1割に到達はしておりません。

ですので、まずは、定期接種対象者への情報提供に引き続き努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 本当にこれは周知が大事だと思います。怖がる気持ちは分かるんですが、また後で救済制度も最後に聞きますんで、お願いします。

次に、HPVワクチン、男性への接種について伺います。

子宮頸がんと聞くと、男性への接種をする必要性をあまり感じられないかもしれません。HPVは、性的な接触により感染が広がっていくタイプのウイルスです。子宮頸がんワクチンとして知られてきたHPVワクチンですが、世界的には男性への接種も当たり前となっている国が多いのが現状です。我が国でも男性への接種が可能となりました。

HPVはごくありふれたウイルスで、性交渉の経験がある女性のうち、50%から80%はHPVに感染していると推計されております。子宮頸がんの95%以上は、HPV感染が原因であることが分かっております。10代という若いうちにワクチン接種を推奨されるのも、性的な接触を経験する前にワクチンを接種するためであります。

HPV感染の性感染症と考えると、ここに男性も接種すべき理由はあり、治療の原則はパートナーとともに治療することです。男性もHPV感染予防のため、ワクチン接種を推奨されております。男性がワクチン接種をすることでパートナーへの感染を防ぎ、ひいて

は社会全体の中でHPV感染が低下していくことが期待されております。

もう一つの理由は、HPVワクチンは尖圭コンジローマも予防することができ、また、男性に多い喉頭がん、肛門がん、直腸がん、陰茎がんの発症を予防することも示されております。実際に、アメリカ・イギリス・オーストラリアなどは、政府が男性への接種も推奨しており、オーストラリアでは88%、アメリカは64%の男性がHPVワクチンを接種しているそうです。

また国内でも、令和4年8月に青森県平川市が初めて助成制度を開始し、北海道の余市町、千葉県いすみ市、群馬県桐生市、東京都中野区など新規で開始する自治体が増えつつあります。

村の男性へのHPVワクチンの接種について、村長にお考えをお聞きます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 男性へのHPVワクチン接種でございますが、この定期接種化に位置づけるかどうかについての議論が始まったのが、厚生労働省の審議会においても令和4年8月からというところで、かなり最近、まだ1年と少ししかたっていないというような状況でございます。

現在、男性の方で打ちたいという方につきましては自己負担になりますが、薬事承認された4価ワクチンについては、任意接種で接種ができる状況でございます。そして、予防効果を得るためには、議員から御説明もありましたが、性交渉前の年齢層に接種することが推奨されておるといところが現状でございます。

村では、これまで、このHPVワクチン接種を男性に推奨していこうという議論は、担当課においてもしたことはございませんでした。ですので、今回のこういった議員からの御指摘を基に、まずは担当課の専門職のほうで、この件につきまして実施する有効性等を研究した上で、今後実施するかどうかの判断をさせていただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほど村長が言われたこのHPVの始めたとき、私も以前、一般質問をさせてもらったことがあります。風疹についても、定期接種になる前に質問をさせてもらったことがあります。村では、それをいち早く取り組んでいただいたなというふうには私は感じていますので、村民の健康、命を守る取組をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、高齢者にメリットのある知られていないもう一つのワクチンが、肺炎球菌ワクチンです。高齢者のワクチン接種は、65歳以降70歳、75歳と5歳刻みに100歳まで、村では令和5年度は5,000円の自己負担で接種ができます。肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎は、日本の死亡原因の第5位になっております。成人の肺炎の4分の1から3分の1は、肺炎球菌が原因と考えられております。肺炎で亡くなる日本人で97.9%が65歳以上の方で、年齢が上がるごとに死亡のリスクが高まると言われております。令和4年度、接種人数は124人です。村の接種の周知の方法と今後の取組について、村長に伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 肺炎球菌ワクチン接種についての御質問でございます。

高齢者を対象にいたします肺炎球菌ワクチン接種については、平成26年から定期接種化をされております。主な対象は65歳の方となりますが、その他、60歳から64歳で少し一定の障がいをお持ちの方も、限定的に対象となっております。

平成26年の定期接種化以降、経過措置といたしまして、時限的に65歳以上の5歳刻みの年齢の方に対象を拡大して実施してきたという経緯がございます。これにより、開始当時65歳以上だった方は、今年度までに5年間隔で2回対象となっております。来年度以降につきましては、国の経過措置が継続しなければ、65歳の方のみが限定して対象となるというところでございますが、ここの部分は、まだ国の動向が未確定というところでございます。

周知の方法であります。接種の実施期間は4月1日から3月31日のため、年度当初に対象者へ個別通知を行い、村ウェブサイト等でも掲載し、周知をしております。

今後の取組であります。現在自己負担額が5,000円で、上伊那で統一をされたものとなっております。それが、県内のほかの市町村と比べまして少し高いというところがありましたので、今年度、令和5年度、今上伊那で検討を進めておりまして、今のところ来年度から2,000円に統一、3,000円引き下げて、5,000円から2,000円に引き下げて来年度実施する予定で調整をしております。

私もこのワクチン接種をいろいろ調べてみるところ、この肺炎球菌ワクチンについては、5年でかなり抗体が減少してしまうので、2回打ったほうが良いというような説明もございましたので、その部分のフォローアップをどうしていくかというところはまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 自己負担が下がるということは大変良いことで、打つ方も増えるんじゃないかなと思います。

本当に、この肺炎球菌ワクチンも、ワクチン接種をして肺炎を防いでいく、高齢者になればなるほどこの肺炎が原因で亡くなる方が増えてきているという現状がありますので、村としても周知の方法をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、B型肝炎ワクチン接種について伺います。

2016年10月から、B型肝炎ワクチン接種が公費で接種できるようになりました。乳幼児期の予防接種で、生後2か月から9か月の前日までに27日以上空けて2回、1回の接種から139日以上空けて、3回目を1歳の誕生日の前日までに打つようになっております。

B型肝炎ウイルスの感染が持続すると、肝硬変や肝がんになります。肝硬変や肝がんは大人の病気と思われている方が多いと思いますが、B型肝炎ウイルスによって、肝硬変や肝がんが苦しんでおられる方たちの多くは、子供のとき、それも3歳児までに感染したためだと言われております。

今、B型肝炎ウイルスによって肝がんになった人は、6,000人くらいの方が亡くなっていると伺っております。この方たちのほとんどが、B型肝炎ウイルスを持っているキャリアと言われるお母さんから、赤ちゃんへの母子垂直感染によるものだと言われております。

このB型肝炎ワクチン接種について、村の取組について、村長に伺います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） B型肝炎ワクチン接種についての御質問であります。

B型肝炎の出産時の母子感染の予防に関しましては、緊急性を要する治療行為でありますことから、母子感染予防事業として健康保険の適用になっております。具体的には、お母さんの妊婦健診でHBs抗原検査を行いまして、検査結果が陽性であったお母さんから生まれた赤ちゃんに関しましては、生後12時間以内にB型肝炎免疫グロブリンを投与するとともに、B型肝炎ワクチンを接種いたします。その後、1か月後と6か月後に2回のB型肝炎ワクチンを接種することで、感染を防止する仕組みとなっております。

村の取組でございますが、定期接種といたしまして、生後2か月から9か月になるまでに3回接種することになっておりますため、対象のお子さんの保護者へは個別に通知をいたしまして、接種を促しているというのが現状でございます。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナワクチン接種について伺います。

長野県は、5類移行後、初めて医療警報が出されました。警報に伴う県の呼びかけとして、高齢者や基礎疾患のある人、重症化リスクの高い人は換気の悪い場所や近接した会話を避けることを推奨し、混雑した場所に行く際はマスク着用を効果的としております。発熱やのどの痛みがある場合は、出勤や登校など、外出を控えることなどを検討するように求めています。

村の対応ですけれども、また9月の20日から令和6年3月31日まで、令和5年度秋接種が始まります。これについても、村の取組について伺いたいと思いますが。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 新型コロナワクチン接種についての御質問であります。

基本的に、長野県が医療警報を発出したことによります村の対応であります。御説明いただいたとおり、県の方針に準拠して、マスクの着用、発熱時、のどの痛み等症状がある場合は登校・出勤・外出を控える、そういったところで準拠しておるところでございます。

また、職員につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になった際に、職場の基本的な感染症対策等についての通知を引き続き適用し、改めて感染症予防、体調管理に努めていただくようお願いをしたところでございます。

ワクチン接種の御質問でございます。

9月20日から始まります令和5年秋開始のワクチン接種につきましては、初回、これは1回目、2回目初回セットになっておりました。この2回、1回目、2回目の接種を終えた生後6か月以上の全ての方が対象となっております。そのうち、努力義務の対象となっておりますのは、重症化リスクが高いとされる65歳以上の方と、64歳以下の基礎疾患を有する方のみとなっております。

現在、9月20日から村内の医療機関で接種が開始できるよう、前回接種した日の早い順に接種券の発送を始めており、予約の電話も鳴っている状況でございます。ただ、以前に送られた接種券で未使用のものがある方については、新しく接種券は発行はされません。しかしながら、お手元の接種券を使用して予約と接種を行うことができますので、接種を希望される方は村ウェブサイトから予約いただけますし、コールセンターで予約もできる、そういっ

た状況でございます。

なお、開会挨拶でも申し上げましたが、このワクチン接種による中長期的な人体への影響、さらには、追加接種による人体への影響についても、今現在明らかになっておりません。よって、接種については自身でも情報収集し、慎重に検討の上、判断をしていただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） コロナも5類になって、通常の生活が徐々に戻ってきております。ただ、その中で、やはり目に見えないので分からないんですが、増えつつある。ただ、国の補助も自治体の補助もないので、検査にも行かないっていう方が結構いるのかなっていう思いがあります。爆発的にまた増えないようには願いたいんですが、ここへ来て、またインフルエンザが増えているということなんで、インフルエンザも警戒していきたいと思います。

次に、予防接種健康被害救済制度について伺います。

これ、厚労省が出しているものを私ちょっと見たんですが、予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害、病気になったり障がいが残ったりすることが起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことができないことから、救済制度が設けられております。

予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。住民票を登録している市町村に相談してくださいって、ここに書いてあるんですよ。書かれております。村の対応と周知について伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 予防接種後の健康被害救済制度についての御質問でございます。

村では、各種予防接種の御案内をお送りする際に、それぞれの通知に健康被害救済制度、こちらがあることを記載し、周知を図っております。

実際の対応でございます。村の対応といたしましては、定期の予防接種による健康被害の申請が村民からありましたら、健康被害認定に向けて、村予防接種健康被害調査委員会に調査・報告を指示し、県へ進達をいたします。県を経て国の疾病・障害認定審査会で審議され、審議会の答申を受けて村が支給決定をし、法律に基づく救済、具体的には医療費、障害年金等の給付になりますが、そういった救済が受けられるそういった流れとなっております。

これまで、実際に、村では村民から申請があったという記録はございません。コロナワクチンに関しましては、数人から腕の痛みなど相談がありましたが、医療機関受診を案内し、その後、連絡はなかったというところでございます。

なお、全国的な情報でございますが、この厚生労働省の疾病・障害認定審査会の公開資料に基づきますと、令和5年8月30日現在、新型コロナワクチン被害救済制度に基づく死亡認定であります。200件以上が報告されている、認定をされているというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） ないことが一番いいんですが、極めてまれで起こり得るということなんで、村が窓口になるということですから、しっかりとした対応をお願いしたいと思

ます。今、今までないということなんで少し安心しておりますが、これからどういう事態が起こるかも分かりませんので、よろしくをお願いします。

毎年9月は、公益財団法人日本対がん協会が定めたがん征圧月間です。日本人の二人に一人は、一生のうち一度はがんになるとされております。死因の1位ががんです。直近の統計2022年で、死亡者数は38万人を超えております。

村の令和4年度のがん検診数は、胃がんが363人、大腸がんが807人、子宮頸がんが273人、乳がんが256人、肺がんが592人です。本年度のがん征圧スローガンは、安心を明日につなぐがん検診です。がん征圧に向けた適切な予防知識の普及・浸透を図り、早期発見、早期治療の重要性を訴えていく取組が必要だと考えます。

この件、村の取組について村長に伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） がん征圧月間等の周知推進をという大項目の中で、まずは村の取組を、早期発見の取組をという御質問でございます。

がん征圧に向けた早期発見、早期治療の重要性を訴える取組といたしまして、6月に各種がん検診の受診をおすすめする通知を対象者へお送りをしてしております。毎年、年末に取りまとめている検診希望調査でのがん検診の申込みの有無にかかわらず、41歳・46歳・51歳・56歳・61歳の節目年齢の方へ、検診の必要性や検診方法などが書かれたリーフレットを同封して受診を呼びかけております。

自己負担額が無料になる節目年齢の方への受診勧奨によりまして、検診への関心を高め、持っていただくことができ、これをきっかけに受診される方も、現在一定数いらっしゃるというのが現状でございます。また、この各検診実施の時期に申込みをされなかった場合でも、受診の機会を失わないよう、村報やメール配信により実施について周知を行っておるところでございます。

がん検診を受けた方で、精密検査に該当した場合には、その後医療機関で検査をされたか、一人一人確認を通知や電話で行いまして、早期治療につながるよう保健師を中心に取り組んでおるとというのが現状でございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 先ほど言った検診の数、決して多くないってということだと思えます。やはり、よくがんにかかっちゃった方の話、自分なるなんてって話やら、もうちょっと検診を早くやっとならばよかったとかいうお話をよく伺います。なってしまっただけで治療をしないと、この後も言いますが、かなり自分の体も負担になるし、経済的にも負担がかかってくる現状が、実際生活の現場に起こってきます。ですから早い、これ行政ができることっていうとやはり周知、検診を早くしてくださいって、もう口を酸っぱくしても言っていくしかないと思うんで、ひとつお願いしたいと思えます。

来月10月はピンクリボン月間です。乳がんの正しい知識を広め、受診を受けるよう促す取組が集中的に行われる期間です。最新統計によると、日本人女性の生涯のうち乳がん罹患する可能性は9人に1人。女性のがんの中で最多、この15年間で倍増、死亡者数も増え続けております。2020年には、30代から60代女性の死因の第1位となっております。乳がん検診者数は、村では256人です。無料クーポンの配布や個別受診勧奨や再勧奨、コール・リコ

ール等の取組をされているとは思いますが、村の取組を村長にお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 10月のピンクリボン月間、乳がんに関する防止に関する取組はという御質問でございます。

結論から申しますと、村ではこのピンクリボン月間に限定して、大きく何か特徴づけて取組をしているというところはありません。年間を通して取り組んでいるというところが正直なところであります。

乳がんに関しましては、検診は5月から6月にかけて集団検診を実施しております。集団検診を申し込んでいたのに受診をされなかった方や、節目年齢で検診の申込みがなかった方に対しましては、改めて信州クーポンを活用した受診勧奨、再勧奨を行っております。この信州クーポンは、契約している県内の医療機関で使用することができるものとなっております。

また、節目年齢の方は無料で受診ができ、その他の年齢の方は集団検診と同額の自己負担額で受診ができます。今年度は1月31日までを実施期間とさせていただいております。また、そのほか伊那健康センターでは、乳がん検診が単独で3月まで受診できる仕組みとなっております。

村では、このように検診の機会を確保し、より多くの方に受診していただけるよう、保健師を中心に年間を通して取り組んでおるというところが現状でございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） せっかく全国的には10月がピンクリボン月間と銘打たれていまして、一年中続けているのはいいんですけども、そこをまた集中的にアピールしていくっていうのも大切なのかなと思いますので、お願いします。

今回は、この予防接種についての質問とがんの予防、周知をどうするかっていう質問をさせていただきました。本当に村民の健康を守る取組、がんを発症する要因は生活習慣や環境などがあると言われておりますが、この早期発見、早期治療で、今がんは医学も進んでいますので、治る病気になりつつあります。ステージが上がってしまえばどうしても治らないことがあるんですが、今、早期発見の場合は、治せる病気になりつつあります。

その中で、国立がんセンターが、防げたはずのがんについての金銭的負担を発表しております。予防可能ながんが年間で1兆240億円の負担、金銭的負担になっていると発表しております。命を救うだけでなく、経済的負担の軽減にもつながることが期待されます。各種がんの対策が経済面でかなり重要であるということが、この報告で分かると思います。

村民一人一人の心のやはり変革から始めなきゃいけないのかなと思います。それを行政がどう呼びかけて一人一人を動かしていくか、これが重要な行政の取組だと思います。村民に分かりやすく進めていただきたい。

また、ワクチン接種については、任意接種の带状疱疹ワクチンの件を最初に話をさせていただきましたが、もし県がやらなければ、村が率先してやっていただきたい。また、それを国を動かしていく動きにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、桂冠詩人の詩です。

星空を見上げ、月光と語り、星々の瞬きに心を澄ませる。このような大宇宙との関わりが

心をどれほど豊かにしてくれることか。人類が地球の歴史に思いをはせ、さらに広大なる天空を見上げて生きれば、心の狭い争いの愚かさと平和の大切さに気づくに違いない。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

15日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） お疲れさまでした。

散会 午前10時43分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 9 月 15 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|--------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 11 号 | 提案～採決 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～第 6 号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 5 | 議案第 7 号～第 10 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項 | |
| 第 7 | 議員派遣 | |

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康福祉課長	武	島	亮	子											
副	村	長	田	中	俊	彦	地域包括支援センター長	山	崎	一											
教	育	長	清	水	閣	成	子育て支援課長	武	井	香	織										
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩						
地	域	づ	くり	推	進	課	長	高	橋	里	江	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	建	設	水	道	課	長	武	井	厚				
財	務	課	長	市	川	美	保	教	育	次	長	藤	澤	勇							
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤		

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和5年9月15日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さんこんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側からの追加議案1件、議員から意見書案2件を本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、意見書案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第11号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第11号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の提案理由を申し上げます。

清水道直教育委員会委員が9月30日で任期満了となるため、新たに教育委員会委員に千菊夫氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、長野県上伊那郡南箕輪村3100番地の6、氏名、千菊夫、生年月日、昭和33年11月30日満64歳。経歴につきましては、議案の参考資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（原 源次） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第11号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第11号は同意することに決定されました。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（山崎 文直） 請願・陳情についての審査報告をいたします。

陳情第13号「国に対して健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出を求める陳情」であります。

審査の結果、採択ということで、意見書の提出ということになります。

続いて、陳情第14号につきまして、「健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情書」ということで、同系列の陳情ということで、これも採択ということになりました。

以上です。

議長（原 源次） 委員長報告に対する陳情第13号「国に対し健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 陳情に対して、どのような意見が出たかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 山崎福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（山崎 文直） 陳情第13号につきまして、陳情者から説明を受けて審議をしたところであります。陳情第14号につきましては、文書の中での判断であります。

意見につきましては、健康保険証、今すぐいろんな政治の中で進められておりますけども、まだそれがトラブルがあるということの中で、まだ廃止については時期早々ということであります。

不採択の中では、見送るというその意見等もございましたが、全体の中では、保険証廃止がまだ早々であるというような意見が出されているところであります。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 反対意見です。

マイナンバー制度とマイナンバーカードっていうところで、マイナンバー制度は個人番号を全国民に付与されております。マイナンバーカードは申請・取得は任意で、29項目の情報

をひもづけるということです。

マイナンバー制度は2016年から運用が始まって、全ての住民に12桁の番号が割り当てられております。現在、マイナンバーは社会保障や税、災害対策の分野で活用され、事務手続の効率化につながっております。健康保険証や医療費・児童手当など、計24項目の情報がマイナンバーにもひもづけられております。

一方、マイナンバーカードは顔写真付のプラスチック製カードで、取得は任意です。表面には氏名や住所、生年月日、裏面にはナンバーが記載されております。本人確認証としても利用できる。ICチップが入っており、カード取得者向けのマイナポータルでひもづいた29項目の情報が閲覧できます。

今回の件ですが、令和5年6月2日、改正マイナンバー法が自民・公明・維新・国民民主の賛成で成立しました。共産党と立憲民主党は反対しております。改正ナンバー法は、来年2024年秋には紙の健康保険証が廃止され、マイナ保険証としてカードに一本化するという事です。もちろん、カードを持たない人や認知症の人など、持つことが困難な人に対しては引き続き保険診療を受けられるよう、プッシュ型で資格確認書が交付される制度になっております。

また、1年間は、現行の健康保険証を使える特別措置も設けられております。マイナ保険証は診療記録などを引き出すことができ、よりよい診療につながるメリットがあります。確かにカードをめぐるトラブルが相次いでいますが、ほとんどが人為的なミスによるもので、その不安からカードを返納する人も出てきておりますが、カード自体が問題ではない。返納しても解決にはなりません。マイナンバー自体はなくなりません。

政府は、この秋までにデータやシステムを総点検し、再発防止の仕組みをつくるという方針を掲げております。紙の健康保険証や資格確認書ではデジタルの活用ができない。だから、丁寧な政府も説明が必要であることは確かです。

コロナ禍で、日本のデジタル化が遅れていることが明らかになったことは、皆さんも周知の事実です。テクノロジーやデジタル化に拒否反応を示す方が多くおります。それによって、社会全体の利益が大きく損なわれないように、新しいテクノロジーやデジタル化を社会が受け入れられる環境づくりとリテラシーの差による分断が起らないよう、丁寧なコミュニケーションをとり、丁寧な説明が重要と私は考えております。時代は、グローバルヘルスやデジタルヘルスに進んでおります。我々議員もそのことはしっかりと見据えていくべきです。

そのことから、反対の理由を四つ挙げさせていただきます。

1として、マイナンバー保険証導入をすることで、医療の質の向上や事務負担の軽減など、様々なメリットがあること。2として、マイナ保険証を持たない人には、保険証の代わりに資格確認書が交付されること。3として、総点検の結果が出ていない段階で判断するべきではないこと。4として、総コストは減少すると見込まれていることです。

以上のことから、この陳情には反対させていただきます。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 原案に賛成の討論をいたします。

まず言っておきたいことは、この陳情は両方ともそうなんですけども、マイナンバーカードそのものを否定しているわけではありません。マイナンバーカードがいろいろなことに使

われてメリットがあるというふうに認識している場合、また使っている方もおられますし、そのことについて、中止とか否定しているものではないということをもっと言うておきたいと思ひます。

その上で、この健康保険証をマイナンバーカードにひもづけることによるトラブルが相次いでいることは御存じだと思います。例えば、ほかの人の情報が出てきてしまう、それから医療情報が他人が閲覧できる状態にある、また、保険資格が確認できなくて窓口で10割負担になる等が次々と明らかになりまして、本当にそのことによつての不安が大きく広がっています。世論も7割・8割がもう保険証は残してほしいという世論が圧倒的に多く広がっているわけでありませよね。

この間、例えば子どもの窓口医療の状況とか、それから自治体独自でやっている施策に対してもそれがちゃんと反映されない、また、寝たきりの方とか認知症の方、それから障がいのある方は保険証を持つことさえもできないということで、医療、命に関わる深刻な問題が発生するおそれがあるということが、本当に広く広がってまいりました。

そういうことのために、少なくともひもづけることは結構でございますが、そういう困る、命に関わる人たちが大勢出ることの中で、保険証そのものは残していただきたいと。両方使えるようにしてもらいたいということなんです。

だから、マイナンバーカードを否定しているわけではありませし、その推進を否定しているわけでもありませませんが、健康保険証という命に関わる問題については、保険証はきちんと残して、国民皆保険をしっかりと守れるような体制をしてもらいたいという陳情だと思いますので、採択すべきだと思います。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

陳情第13号を採決します。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情第13号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第14号「健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第14号について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第14号は採択されたものとみなします。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号「健康保険証の存続を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 陳情第13号、14号の意見書を読み上げて、提案させていただきます。

シンプルな内容にしました。

「健康保険証」の存続を求める意見書。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。しかし、マイナンバーカードをめぐるのは、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録や健康保険証として利用するマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証でありますけれども、それに他人の情報が登録されたケース、資格認証ができず10割の請求がされる等、トラブルが相次いでいます。

誤りもづけによる投薬、診療情報の取り違えは重大な医療事故につながりかねません。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことも重大な問題です。保険資格が確認できず窓口で10割負担となった場合、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。さらに、寝たきりや認知症、一人暮らしの高齢者や心身に障がいを持つ方々が、十分に対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれるおそれもあり、国民の生命に関わる深刻な事態も発生しかねません。

誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険の土台を揺るがす重大な問題です。いつでもどこでも誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は行わず、現行の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月15日。

議長、原源次。

以上であります。皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「带状疱疹ワクチン接種への助成並びに定期接種化を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 趣旨説明をさせていただきます。

带状疱疹ワクチン接種への助成並びに定期接種化を求める意見書。

文書を読みます。

带状疱疹は過去の水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや、後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。この带状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者が少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も傷みが続く带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎・顔面神経麻痺・難聴などを引き起こし、目や耳に障がいが残ることもあると言われてしている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。

皆様の賛同をよろしくお願いします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

いろいろ調べてみまして、ここに50歳を過ぎたら带状疱疹に要注意、50歳を過ぎたら带状疱疹の予防接種ができますという広告がありますが、やはり村長の答弁でもあったように、防ぐためには、栄養バランスに配慮した食事や適度な運動、良質な睡眠、また免疫力を低下させないよう日頃から体調管理を心がけることが必要なんですが、やはり1回2万2,000円、2回やると4万4,000円で、大鹿村と松本市の50歳以上というように本当にやっているところが少なく、どこへ行って誰に相談したらいいのかわからないというような現状ですので、

やはりこういったものは、このようにワクチンの有効性をやっぱり早急に確認して、助成制度の創設をお願いしたいと思います。

議長（原 源次） 反対討論はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 百瀬議員が前回と同じように単独で発議をしておりますが、まず、この内容については、この後で私、述べますが、南箕輪村議会は議会基本条例というのを持っておりまして、7条で議会は、「村民の声を聴く会」、村民各層及び各団体との懇談会など、村民との意見交換の場を設け、議会は、請願・陳情などを政策に関する提案ととらえ、誠実に処理しますということで、従来その住民の皆さんから出される陳情についてはきちんと審議しながら、この間、ずっと誠実に審議してきたという経過があります。

その中で、今の深刻な医療の懸念に関する問題でありますけれども、これは国へ求めていくことについても、百瀬議員は反対をされました。この間、私も議会だよりから追ってみまして、一貫して例えば医療・介護の問題、それから教育の充実に関する問題に対しては、反対を貫いておるところであります。

ちょっといろいろと挙げてみますと、日米地位協定見直し反対、安心・安全の医療・介護の実現反対、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充反対、消費税10%への増税中止反対、少人数学級推進教育予算の増額反対、医師定員を減らす政府方針の見直し反対、介護保険の改善を求める陳情反対、介護職員の待遇改善を求める陳情反対ということで、あげつらえば数限りないわけであります。

こうやって国の制度、国にいろんな要望を上げていくということに関して、百瀬議員はもう国で既に十分やっているとか、これから持続可能な制度として見直すとかっていうような言い方で、上げていくことを反対をしているわけであります。

今回、出された陳情についてであります。先ほども、一般質問のほうで村長のほうからも答弁はありましたけれども、既に県のほうでは来年実施に向けて検討しているということもあります。国のほうでももう既に検討を始めているという状況がありますので、あえて今ここでそうやって住民のほうからきちんと上げられた声を出していくということ言えば、そういう議論でいけば、既にここで上げる必要はないのではないかとということで、私は反対します。

議長（原 源次） ほかに賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

3番、笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼です。

この意見書を提出することに、反対の立場から討論させていただきます。

初めに申し上げますが、带状疱疹ワクチン接種に対しての助成と定期接種化に対して反対するものではありません。

带状疱疹ワクチンについては、現在定期接種化に向けて厚生労働省所管の厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、二種類のワクチンの比較、安全性や医療経済学的評価等について、検証・評価が進められているところです。

今、まさに定期接種化に向けて国が動いている中で、接種への助成と定期接種化を求める

この意見書の提出に意味があるかという点において、反対の立場とさせていただきます。
以上です。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立少数です。

したがって、発議第2号は否決されました。

日程第4、議案第1号から議案第6号の質疑・討論・採決を行います。

議案第1号から議案第6号は、決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

山崎決算特別委員長。

決算特別委員長（山崎 文直） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第6号までの6議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

お手元に配付の報告書にもありますけども、9月6日、7日にわたり、全議員参加の下に議案第1号から議案第6号までを審査をしました結果、認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程におきまして、各議員から各種の指摘事項が出されました。この指摘事項を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、次年度の予算編成にも生かしていただくよう要望をいたします。

また、具体的な意見として3点出されていますので、申し添えます。

1番目、こども館の運営について、来年度の機構改革を待たずに改善できる点は早期に改善をしていただきたい。2番目、第9期介護保険事業計画策定に当たり、保険料軽減と介護職員の安定確保、サービスの充実を盛り込まれたい。3番目、各会計の不納欠損について、滞納理由の調査を行った上で適正に対応することにより収納率アップを図り、漫然と不納欠損となってしまうことがないように努力をされたい。

以上、3点について申し添えることとあります。

以上で決算特別委員長報告を終わります。

議長（原 源次） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号「令和4年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は認定することに決定しました。

議案第2号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は認定することに決定しました。

議案第3号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は認定することに決定しました。

議案第4号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は認定することに決定しました。

議案第5号「令和4年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は認定することに決定しました。

議案第6号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第7号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（原 源次） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会、17日間の長い会期となりましたが、お疲れさまでした。また、全議案可決、認定、御同意をいただきありがとうございました。決算審査、議案審議、一般質問でいただきました様々な御意見・御指摘・御提言は、今後の行政執行にしっかりと生かしてまいります。

さて、今議会においては、令和4年度の各会計の決算の認定をしていただきました。税収は6%の増となり、23億円台の前半の税額となっております。要因といたしましては、人口が増加したこともございますが、それ以上に納税義務者が増えていることがあります。大変ありがたいことでもあります。

令和5年度も後半に入っております。10月には、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始をされます。また、村の三大イベントの一つであるイルミネーションフェスティバルが大芝高原で行われます。11月からは、子育て支援と風の村米だよりの村産村消を主な目的といたしましたマタニティ応援事業も開始予定であります。

これまで、事務事業につきましてはほぼ順調に推移が図られておりますが、地域公共交通計画、大芝高原森林づくり計画、地球温暖化防止実施計画（区域施策編）、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画など、計画策定も多く控えておるところでございます。

また、学校給食センターは令和6年4月からの稼働に向け、インフレスライドへの対応など、12月議会前に御審議をお願いすることになります。よろしくお願い申し上げます。

これから、令和6年度の予算編成の時期となっております。私の任期においては、私の思いを自由に反映できる最後の予算編成となります。議会も新たな議会となり、2回の一般質問をいただいております。その中で、前向きに検討するあるいは実施をすると答えた項目につきましては、可能な限り予算に反映をしてみたいと思っております。

そして、いつまでも幸せに暮らせる村づくりに結びつく予算となるよう、心がけてまいります。

これから収穫の秋を迎えますが、台風による被害もなく、収穫の喜びを感じられるような秋になることを願い、議員各位にも村の発展に御協力をいただくことをお願い申し上げ、また慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。

以上です。

議長（原 源次） これをもちまして、令和5年第3回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時48分